

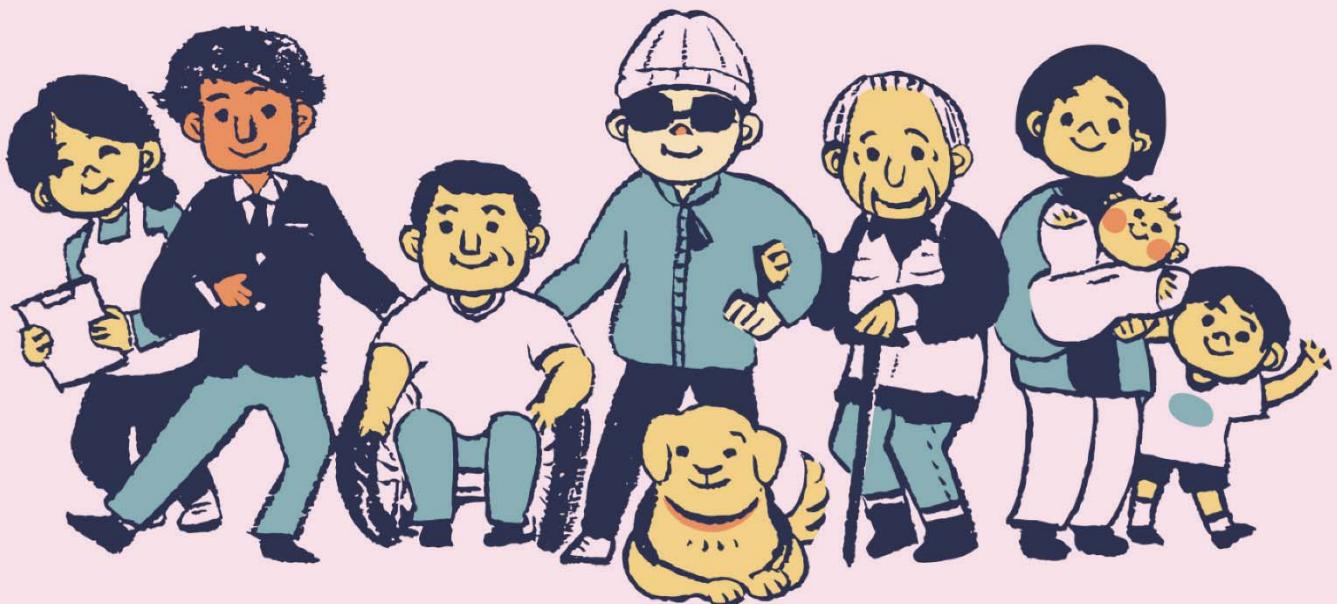
あいとぴあ レインボープラン

狛江市第4次地域福祉計画

狛江市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

狛江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画



目 次

はじめに	1
第1章 計画の概要	3
第2章 計画改定の考え方	10
第1編 第4次地域福祉計画	13
第1章 地域福祉を取り巻く現状と課題	15
第1節 統計から見る現状	15
第2節 市民意識調査結果に見る現状	34
第3節 第4次地域福祉計画（平成30（2018）年度・平成31（2019）年度）の進捗状況の評価	41
第4節 制度改正の動向	44
第5節 地域福祉をめぐる主な課題	45
第2章 計画の基本的な考え方	47
第1節 基本理念	47
第2節 基本目標	48
第3章 施策・事業の体系・取組み内容	52
第1節 施策・事業の体系化	52
第2節 重点施策	56
第3節 基本目標に向けた取組み	57
第4章 計画の推進に向けて	78
第1節 計画の推進体制	78
第2節 計画の評価方法	79
第2編 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画	83
第1章 高齢者保健福祉を取り巻く現状と課題	85
第1節 統計から見る現状	85
第2節 市民意識調査結果に見る現状	93
第3節 介護保険データから見る現状	106
第4節 高齢者保健福祉計画（平成30（2018）年度・平成31（2019）年度）の進捗状況の評価	109
第5節 第7期介護保険事業計画値の検証	112
第6節 制度改正の動向	115
第7節 高齢者保健福祉をめぐる主な課題	117
第2章 計画の基本的な考え方	120
第1節 基本理念	120
第2節 基本目標	122

第3章 施策・事業の体系・取組み内容	125
第1節 施策・事業の体系化	125
第2節 重点施策	128
第3節 基本目標に向けた取組み	129
第4章 サービス見込みの考え方	143
第1節 サービス見込みの考え方	143
第2節 被保険者の推計及び要支援・要介護認定者数の推計	144
第3節 サービス別の見込み量推計	146
第4節 第1号被保険者の保険料推計	154
第5節 自立支援・介護予防・重度化防止に係る取組みと目標	158
第6節 介護給付適正化	159
第5章 計画の推進に向けて	160
第1節 計画の推進体制	160
第2節 計画の評価方法	162

第3編 障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画	165
第1章 障がい者（児）福祉を取り巻く現状と課題	167
第1節 統計から見る現状	167
第2節 市民意識調査結果に見る現状	173
第3節 障がい者計画（平成30（2018）年度・平成31（2019）年度）の進捗状況の評価	183
第4節 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画値の検証	186
第5節 制度改正の動向	208
第6節 障がい者（児）福祉をめぐる主な課題	210
第2章 計画の基本的な考え方	212
第1節 基本理念	212
第2節 基本目標	213
第3節 生活領域ごとの将来像	214
第3章 施策・事業の体系・取組み内容	215
第1節 施策・事業の体系化	215
第2節 重点施策	217
第3節 基本目標に向けた取組み	218
第4章 障がい福祉・障がい児福祉サービス等の見込み	228
第1節 障がい福祉サービス等及び障がい児支援の提供体制の確保に係る目標	228
第2節 障がい福祉サービス等の見込量	235
第3節 地域生活支援事業の見込量	248
第4節 障がい児福祉サービス等の見込量	255
第5章 計画の推進に向けて	260
第1節 計画の推進体制	260
第2節 計画の評価方法	261

第4編 第1期成年後見制度利用促進事業計画	265
第1章 権利擁護を取り巻く現状と課題	267
第1節 統計から見る現状	267
第2節 市民意識調査結果に見る現状	287
第3節 権利擁護をめぐる主な課題	298
第2章 計画の基本的な考え方	302
第1節 基本理念	302
第2節 基本目標	303
第3章 施策・事業の体系・取組み内容	311
第1節 施策・事業の体系化	311
第2節 重点施策	314
第3節 基本目標に向けた取組み	315
第4章 計画の推進に向けて	359
第1節 計画の推進体制	359
第2節 計画の評価方法	360
資料編	363
1 狛江市市民福祉推進委員会	365
2 介護保険推進市民協議会	374
3 市民意識調査	378
4 住民懇談会（平成28（2016）年度実施）	380
5 市民説明会	381
6 パブリックコメント	383
7 各エリアの特徴	388
脚注索引	i

はじめに

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

市民全ての思いは、高齢者も障がいのある人も、子どもとその家族等も、生き生きと安心して生活できる福祉社会の実現にあります。

こうした市民の思いに虹の橋を架けるのが「あいといぴあ¹レインボープラン」です。

市では、令和2年3月に令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間を計画期間とする狛江市第4次基本構想（以下「基本構想」といいます。）を策定し、狛江市の将来都市像を

ともに創る 文化育むまち～水と緑の狛江～

といったしました。

この将来都市像を実現するための土台となり、各分野のまちづくりに共通する次の2つの「まちづくりの視点」を定めました。

お互いを認め支え合い、ともに創る

狛江らしさを活かす

この「まちづくりの視点」を核として、**福祉・保健分野において、**

いつまでも健やかに暮らせるまち

を目指すものとしています。

このようなまちを実現するためには、住み慣れた地域で、ともに支え合いながら、生き生きと日常生活を過ごすため、地域全体で健康づくりや福祉の課題に取り組んでいくことが大切です。そのため、複雑化した地域生活課題²を解決し、支援が必要な人に対して必要な支援が届くようになります。福祉の「支え手側」と「受け手側」に分かれのではなく、市民、団体、事業者がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりを推進するとともに、包括的な支援体制を整備する必要があるものとしています。

このような取組みの方向性は、「あいといぴあレインボープラン」という名称に込められた意味や地域共生社会を実現するための取組みの方向性と合致するものです。

¹ あいといぴあとは、あい・ふれあい・ささえあいの“あい”と“ユートピア”から作られた合成語である。

² 地域生活課題とは、福祉サービスを必要とする市民及びその世帯が抱える次のような課題をいう。
①福祉、②介護、③介護予防、④保健医療、⑤住まい、⑥就労、⑦教育、⑧防災・防犯、⑨福祉サービスを必要とする市民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする市民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。（社会福祉法第4条第2項及び狛江市福祉基本条例第16条第2項）相談支援を行う中で個別の事例を解決する際に生じた地域の課題や生活上の課題を集約し、整理することにより、政策上の課題としての「地域生活課題」となる。

市では地域共生社会に向けた取組みを着実に推進するため、狛江市福祉基本条例を全部改正し、本条例を令和2（2020）年7月1日から施行いたしました。

今後は、狛江市福祉基本条例（令和2年条例第8号）に規定された事項を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた取組みを推進し、「いつまでも健やかに暮らせるまち」を目指してまいります。

また、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には、総人口・現役世代人口が減少する中で、全国的には高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。狛江市においては、85歳以上人口の増加は見込まれないものの、75歳以上人口の増加が見込まれるとともに、介護サービスの利用者の増加も見られます。そのため、市の状況に応じた介護サービス基盤の整備が重要です。また、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の方の増加が見込まれるなど介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要となります。そのため、地域共生社会の実現に向けた取組みの中で、高齢者が地域の中で元気に活躍できる機会づくりや仕組みづくりを進めるとともに、生涯を通じた健康づくり等を進めていく必要があります。

さらに、障がいのある人や、様々な問題を抱え孤立しがちな人、生活に困窮している人、権利擁護支援が必要な人等が地域の中で生き生きと生活できるよう、生活の安定や自立、就労等に対する課題について、課題を抱える本人の意思を尊重し、きめ細かなサービスの提供等、市民、団体、事業者、関係機関、行政が一体となって取り組んでいく必要があります。

また、施策の展開に当たっては、新型コロナウイルスを含め新たな感染症を想定した新しい生活様式や、激甚化する気象災害、切迫する巨大地震への対応等にも配慮する必要があります。

このような背景を踏まえ、下表の計画（以下「本計画」といいます。）を一体的に策定します。

表1-1 計画名称と計画期間

計画名称	計画期間
あいとぴあレインボープラン狛江市第4次地域福祉計画（以下「第4次地域福祉計画」といいます。）	平成30(2018)年度から令和5(2023)年度まで
あいとぴあレインボープラン狛江市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（以下「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」といいます。）	
あいとぴあレインボープラン狛江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（以下「障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」といいます。）	令和3(2021)年度から令和5(2023)年度まで
あいとぴあレインボープラン狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画（以下「第1期成年後見制度利用促進事業計画」といいます。）	

2 計画の位置付け

(1) 基本構想及び前期基本計画との関係

基本構想に基づく8つのまちの姿のうち、福祉・保健分野における「いつまでも健やかに暮らせるまち」を実現するため、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とする前期基本計画において、下表のとおり5つの施策を定めるとともに、各施策を推進するため、18の方向性を定めています。

第4次地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画及び障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画は、主として下表のとおり5つの施策及び18の方向性を具体化する計画となります。

表1-2 前期基本計画と関連計画

施策		方向性		関連計画
施策5-①	地域共生社会づくりの推進	1 地域で支え合う仕組みづくり	★	第4次地域福祉計画
		2 分野横断的な相談支援体制の構築	★	
		3 多職種連携による包括的な支援	★	
		4 社会参加・生きがいづくりの推進	★	
施策5-②	健康づくりの推進	1 健康意識の向上と支援	★	(一部) 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
		2 心の健康づくり		
		3 地域医療体制の充実		
		4 疾病予防対策の充実		
施策5-③	高齢者への支援	1 支え合い体制の構築		高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
		2 地域で暮らすための生活支援	★	
		3 介護予防・生きがいづくり		
		4 地域におけるアクティブシニアの活躍の推進		
施策5-④	障がい者への支援	1 地域で暮らし続けるための環境整備	★	障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画
		2 複合的な課題に対応できる相談体制の強化		
		3 社会参加・就労の促進		
施策5-⑤	生活困窮者への支援	1 相談・支援体制の充実		第4次地域福祉計画
		2 適性に応じた就労・自立への支援		
		3 子どもの貧困の連鎖の防止	★	

★は重点化する方向性

(2) 法令等との関係

本計画の各計画と法令等との関係は次のとおりです。

表1-3 本計画の各計画と関連法令等との関係

計画名	関連法令等
第4次地域福祉計画	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定されている市町村地域福祉計画
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画	・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定されている市町村老人福祉計画 ・介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に規定されている市町村介護保険事業計画
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 ³	・障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定されている市町村障害者計画 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」といいます。)第88条第1項に規定されている市町村障害福祉計画 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定されている市町村障害児福祉計画
調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画(以下「共通計画」といいます。) + 第1期成年後見制度利用促進事業計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」といいます。)第14条第1項に規定されている当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画

なお、市では、高齢者保健福祉計画と第8期介護保険事業計画が相互に連携することにより、総合的な高齢者保健福祉施策の展開が期待されることから、両計画を一体的に策定しました。同様に障がい者計画、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画が相互に連携することにより、総合的な障がい者(児)福祉施策の展開が期待されることから、3計画を一体的に策定しました。

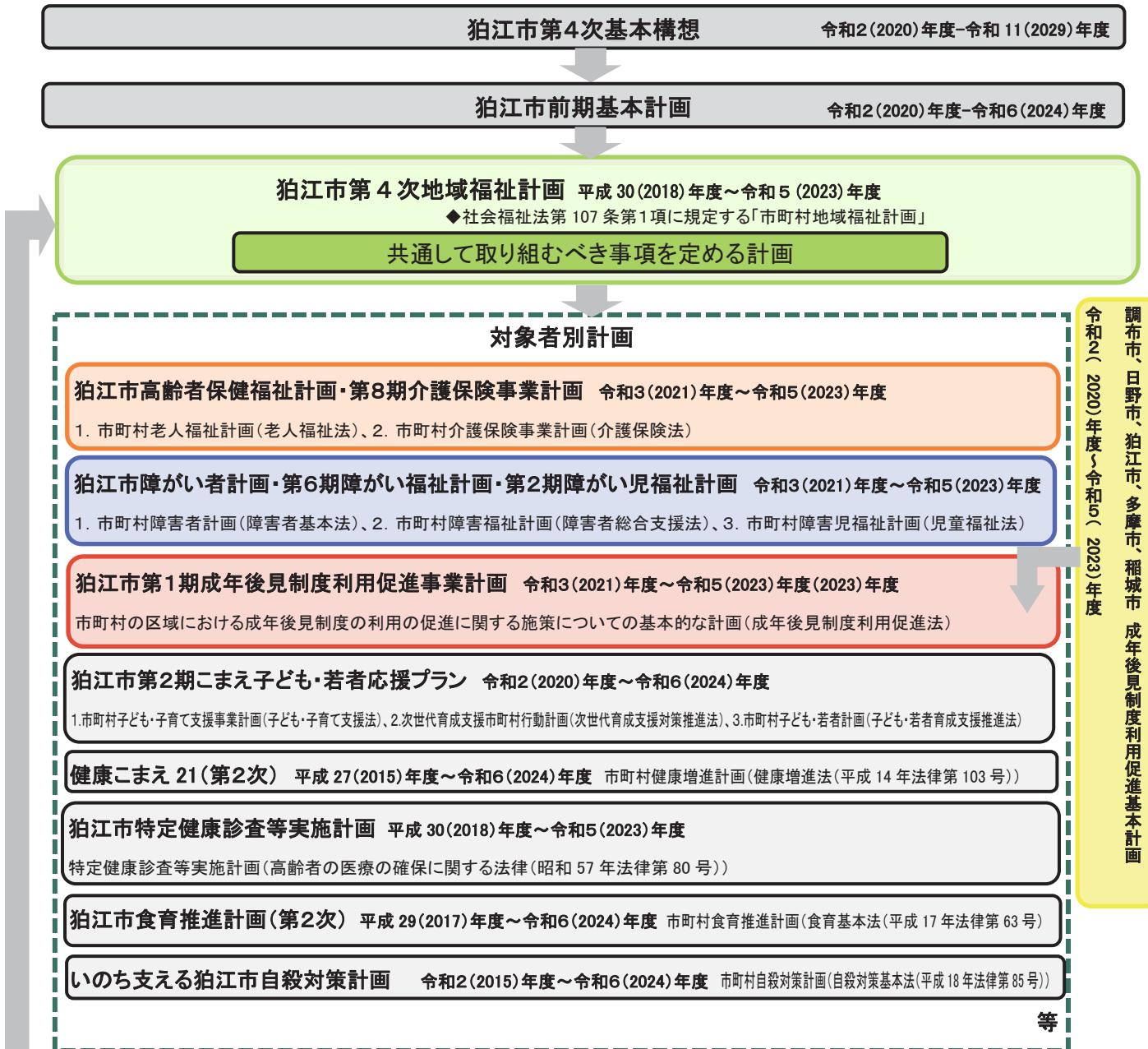
(3) 第4次地域福祉計画と福祉に関わる対象者別計画等との関係

第4次地域福祉計画は、福祉・健康に関わる対象者別計画(高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画、第1期成年後見制度利用促進事業計画、第2期こまえ子ども・若者応援プラン、健康こまえ21(第2次)、狛江市食育推進計画(第2次)、狛江市特定健康診査等実施計画、いのち支える狛江市自殺対策計画等の上位計画として対象者別計画をつなぎ、各施策が地域で円滑に推進

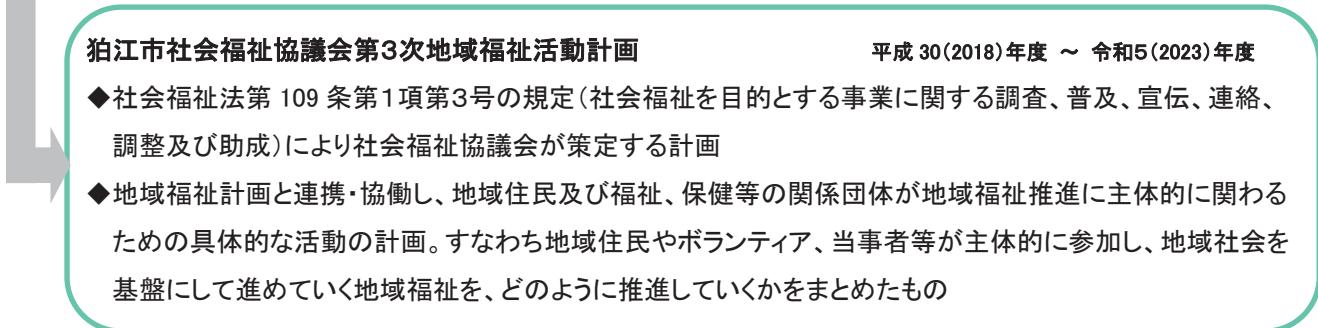
³ この計画では「障害」の表記については、「害」の字は負のイメージが強いため、原則として「障がい」の表記を使用することとする。ただし、固有名詞等ひらがな表記とすることにより、その言葉の持つ意味が失われたり誤解されたりするおそれがある言葉については「障害」の表記を使用することとする。

されるよう、共通して取り組むべき事項を定める計画であり、市民、自治会・町内会等の地域組織、各種団体、狛江市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」といいます。）、サービス事業者、企業、行政等が協働して、地域福祉を推進していく指針となります。（図1-1）

図1-1 計画の位置付け



連携・協働



3 計画期間

第4次地域福祉計画は、計画期間を平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6年間とします。ただし、関連する他の計画との整合や社会情勢及び法改正の状況等を踏まえ、令和3（2021）年3月に計画内容の中間見直しを行いました。

高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画及び第1期成年後見制度利用促進事業計画については、計画期間を令和3（2021）年度から令和5年（2023）年度までの3年間とします。（図1-2）

図1-2 計画の期間

	令和2(2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	(中略)	令和 11(2029) 年度
狛江市第4次基本構想								狛江市第4次基本構想 令和2(2020)年度～令和11(2029)年度
狛江市前期基本計画								狛江市前期基本計画 令和2(2020)年度～令和6(2024)年度
[地域福祉分野] 地域福祉計画(社会福祉法) (生活困窮者自立支援法)								第4次地域福祉計画 平成30(2018)年度～令和5(2023)年度
[高齢者福祉分野] 高齢者保健福祉計画(老人福祉法) 介護保険事業計画(介護保険法)								高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画 平成30(2018)年度～令和2(2020)年度
[障がい者福祉分野] 障がい者計画(障害者基本法) 障がい福祉計画(障害者総合支援法) 障がい児福祉計画(児童福祉法)								障がい者計画・ 第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画 平成30(2018)年度～令和2(2020)年度
[権利擁護分野] 成年後見制度利用促進市町村基本計画 (成年後見制度利用促進法)								障がい者計画・ 第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度
[子ども・子育て分野] 市町村子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法) 次世代育成支援市町村行動計画(次世代育成支援対策推進法) 市町村子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法)								調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市 成年後見制度利用促進基本計画 令和2(2020)年度～令和5(2023)年度
[健康分野] 健康増進計画(健康増進法)								第1期成年後見制度 利用促進事業計画 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度
								第2期こまえ子ども・若者応援プラン 令和2(2020)年度～令和6(2024)年度
								健康こまえ21(第2次) 平成27(2015)年度～令和6(2024)年度

4 策定体制

(1) 市民意識調査等の実施

市内に在住する市民（子どもを含む。）、高齢者及び障がい者を対象に、その生活実態を把握するとともに、福祉に対する意識や意見を把握するために実施しました。

併せて、障がい者及び支援団体等の課題を把握するため障がい者支援団体等を対象にヒアリングを行いました。なお、第4次地域福祉計画策定時には、団体活動の現状や課題等を把握するため民生委員・児童委員、町会・自治会等の福祉の担い手を対象に、子どもの育ち・発達支援に関する現状や課題等を把握するためヒアリングを行っております。

(2) 地域別住民懇談会の開催

第4次地域福祉計画策定時には、市と社会福祉協議会の共催で日常生活圏域⁴である3地域ごとに住民懇談会を実施しました。地域での課題、課題解決のためにできること・必要な支援について意見をいただきました。

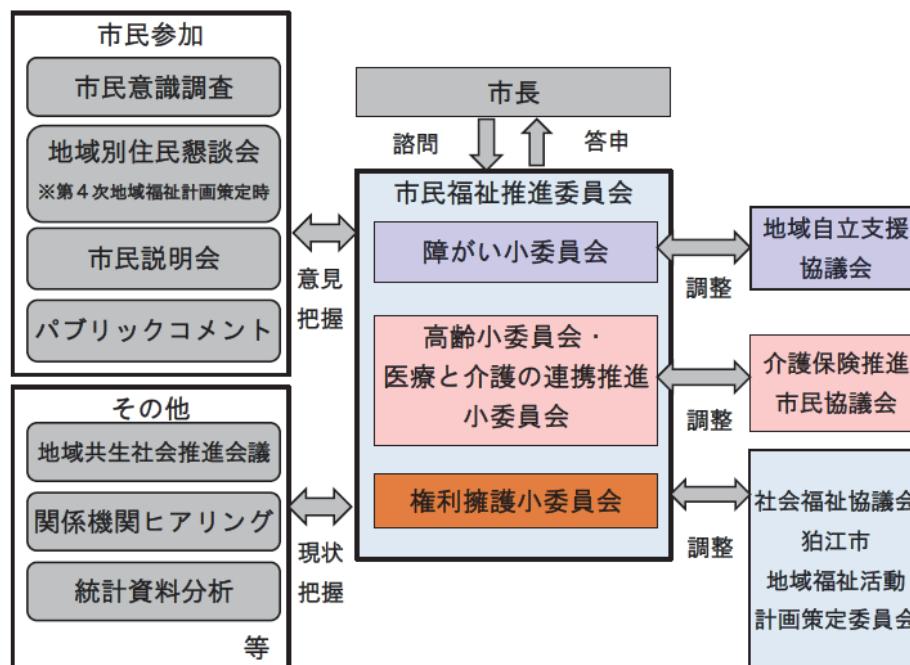
(3) 市民説明会・パブリックコメントの実施

計画素案について、市民からの意見等を幅広く募集するため、市民説明会及びパブリックコメントを実施しました。

(4) 附属機関等における調査・審議

泊江市市民福祉推進委員会を中心に計画に係る調査・審議を行いました。（図1-3）

図1-3 計画の策定体制



第2章 計画改定の考え方

1 地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤としての地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代が後期高齢者になる令和7（2025）年には、全国の高齢化率は3割を超え、狛江市でも24.5%となると推計されています。更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、全国では総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれ、狛江市でも75歳以上人口が16.4%になることが見込まれます。それに伴い、認知症高齢者の増加、障がい者の高齢化等が進み、医療、介護・福祉サービスの需要も増大し、社会保障費の急激な増加が予想されます。

このような状況を踏まえて、本計画では令和22（2040）年を見据えて地域共生社会の実現に向けた取組みを進める中で、その中核的な基盤となるよう、地域包括ケアシステムを深化させ、引き続き推進していきます。

2 地域を基盤とした包括的な支援体制の構築

本計画では、制度・分野ごとの縦割りを解消し、介護と育児のダブルケア、80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活課題（いわゆる「8050」問題。⁵ 例えば、子どものひきこもり⁵の長期化により、親と子どもが支援につながらないままともに高齢化し、孤立してしまうなど）等複雑化・複合化した課題を抱える世帯、生活困窮者、貧困の状況にある子ども等新たな地域生活課題を抱えている人・世帯を包括的に受け止めることができる相談支援を充実させます。具体的には、各種相談窓口の情報を集約して周知するとともに、断らない相談支援やアウトリー⁶型相談支援を充実させます。また、地域で困りごとを把握し、必要な場合は関係機関等につなげるように、社会福祉協議会と連携しながら、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、コミュニティソーシャルワーク機能の強化を図ります。

さらに、複雑化・複合化した課題に関係機関が一体的に支援できるように、福祉及び保健関係部署のみならず、住宅、教育、コミュニティ関係部署等が地域生活課題を把握するとと

⁵ 様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6箇月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしていてよい）をいう。

⁶ 支援が必要な状況にありながら、自分からSOSを発信できない方を把握し、必要に応じて支援機関につなげることを目的として、福祉関係者等が地域に赴き、戸別訪問等を行う支援のことをいう。

もに、当該地域生活課題の解決に資する支援を行う関係部署相互間の連携を図り、福祉のまちづくり⁷に資する事業を一体的に実施する必要があります。

3 みんなで支え合う地域づくり

本計画では、みんなで支え合う地域づくりを目指しています。

福祉、介護、保健医療に限らない、様々な地域生活課題を抱える世帯に早期に気付くことができるるのは民生委員・児童委員、町会・自治会等を含めた地域住民です。そのため、町会・自治会を基本とした身近な圏域を第1層とし、この圏域において、地域住民同士のつながりにより、日常的な支え合い活動や見守り活動とともに、災害時の素早い対応を図る自主防災組織づくり等を行っていく必要があります。

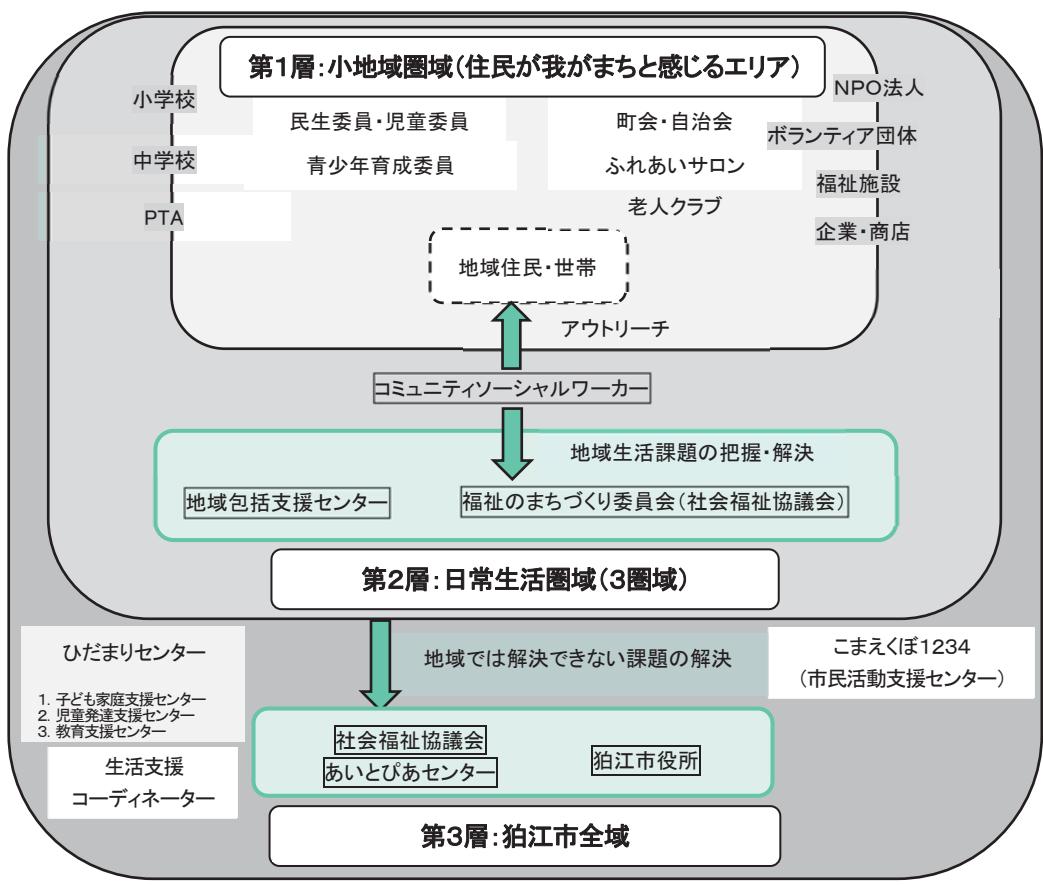
また、第1層における地域住民の気付きを円滑に専門的な支援につなげられる体制がなければ、地域住民は、自ら解決するか、気になりながらも声をあげることができないまま黙っているしかなくなってしまいます。そのため、日常生活圏域（3圏域）を第2層とし、この圏域の単位でコミュニティソーシャルワーカーを配置し、コミュニティソーシャルワーク機能を発揮することにより、地域生活課題及びニーズの掘り起こしを行います。顕在化した地域生活課題については、地域包括支援センターがその解決に向けた取組みを行うとともに、福祉のまちづくり委員会を早期に設立し、本委員会がコミュニティソーシャルワーカー及び地域包括支援センターと連携して地域生活課題の解決に向けた取組みを行うことができる体制を構築する必要があります。

さらに、狛江市全域を第3層とし、市役所、社会福祉協議会等が第1層や第2層では解決が困難な地域生活課題、専門的なサポートが必要な地域生活課題等に対し、最終的な受け皿となる必要があります。

このように各層の関係機関が連携・協力を図ることにより、みんなで支え合う地域づくりを行います。（図1-4）

⁷ 福祉サービスを必要とする人を含めた全ての市民が自らの意思で自由に行動し、積極的に社会参加できるような環境整備、地域における支え合いを推進することをいいます。

図1-4 地域の範囲の考え方



◆地域の範囲の考え方

第1層	地域住民同士のつながりにより、日常的な支え合い活動や見守り活動とともに、災害時の素早い対応を図る自主防災組織づくり等を行う範囲
第2層	地域活動団体間の交流の促進、情報交換、ネットワークの構築等により、地域の課題及びニーズの掘り起こしを行い、解決に向けた取組みを行う範囲 ※福祉のまちづくり委員会の設置を目指す範囲
第3層	市全体を対象とした総合的な施策を企画・推進し、隣接区市、東京都及び国との協議等を行う。地域では解決が困難な課題、専門的なサポートが必要な課題等に対し、最終的な受け皿となる範囲

第1編

第4次地域福祉計画

第1章 地域福祉を取り巻く現状と課題

第1節 統計から見る現状

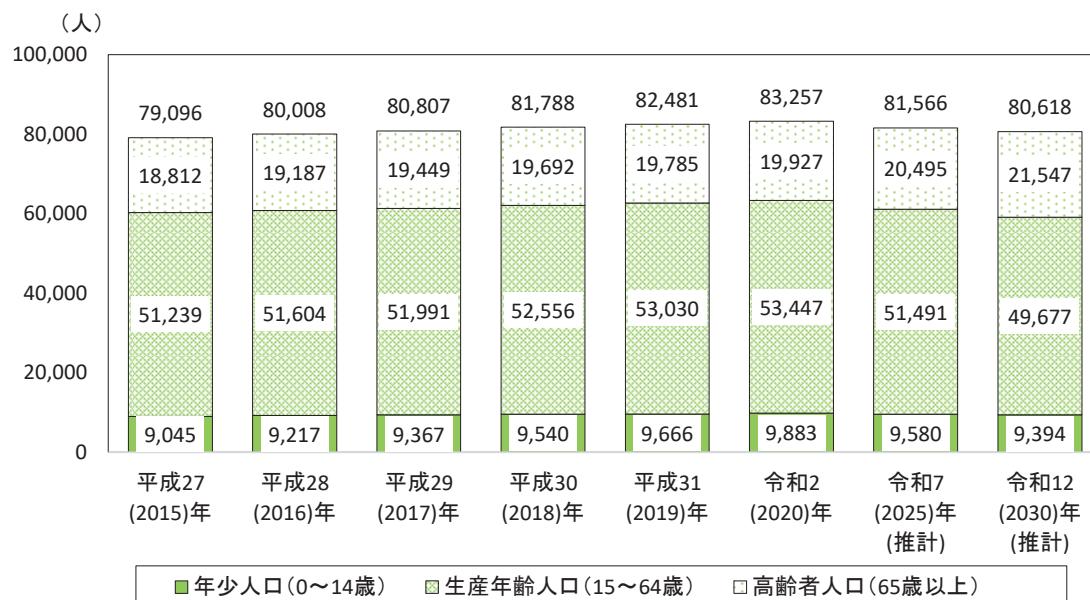
1 人口と世帯の状況

(1) 人口

狛江市の人口は増加傾向にあり、令和2（2020年）は83,257人となっています。年齢3区分別人口の推移（図2-1）を見ると、令和2（2020）年までは増加傾向が続きますが、令和7（2025）年には減少すると推計されています。

3区分別人口を見ると、どの区分でも増加傾向にあります。令和7（2025）年以降は高齢者人口（65歳以上）が増加するものの、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少すると推計されています。

図2-1 年齢3区分別人口の推移



出典：令和2（2020）年までは「狛江市住民基本台帳」（各年1月1日現在）

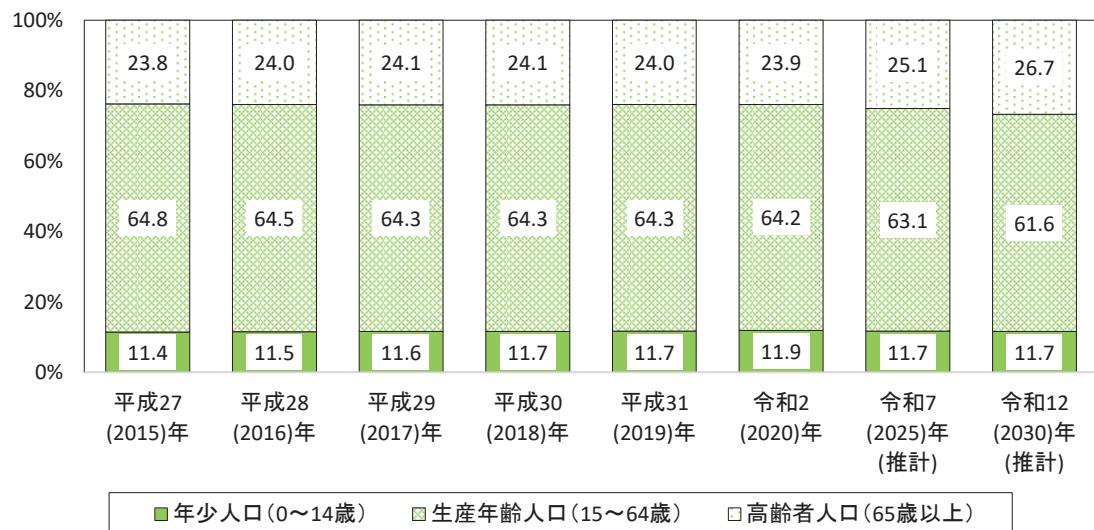
令和7（2025）年以降の人口推計は「狛江市人口ビジョン（平成28年2月）」シミュレーションB（各年1月1日現在）

※令和7（2025）年以降の推計は、平成27（2015）年時点の情報に基づいて推計を行っているため、令和2（2020）年時点の推計値と実績値との相違により、令和2（2020）年と令和7（2025）年の増減が正しく反映されていない可能性があります。

第1節 統計から見る現状

年齢3区分別人口の構成比の推移（図2-2）を見ると、令和2年まではいずれもほとんど変わりがありませんが、今後10年間で高齢者人口の割合が2.8ポイント上昇します。

図2-2 年齢3区分別人口の構成比の推移



出典：令和2（2020）までは「狛江市住民基本台帳」（各年1月1日現在）

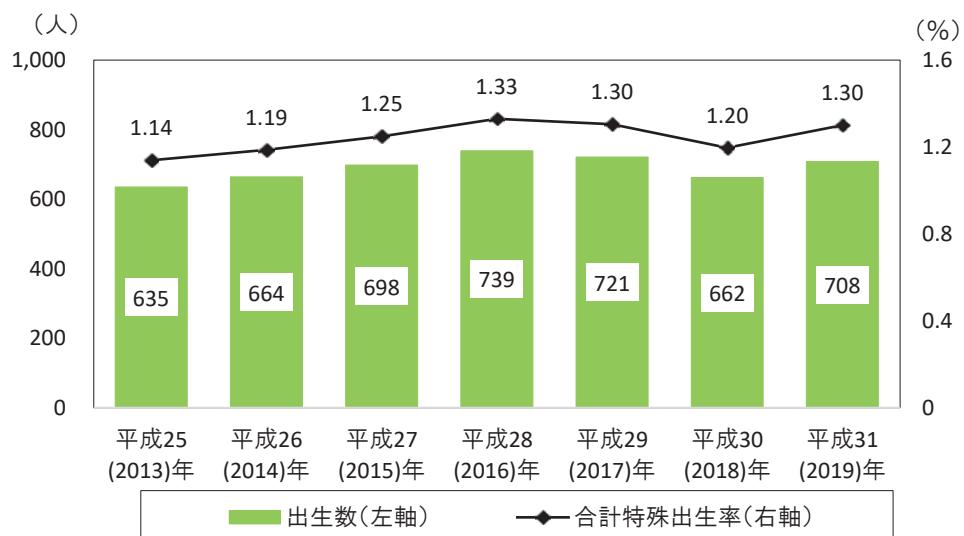
令和7（2025）年以降の人口推計は「狛江市人口ビジョン（平成28年2月）」シミュレーションB（各年1月1日現在）

（2）合計特殊出生率・出生数

狛江市の合計特殊出生率は平成27（2015）年から平成31（2019）年までは1.20%から1.30%までの間で推移しています。

出生数は平成28（2016）年をピークに減少に転じ、平成31（2019）年は再び増加しております。（図2-3）

図2-3 合計特殊出生率・出生数の推移

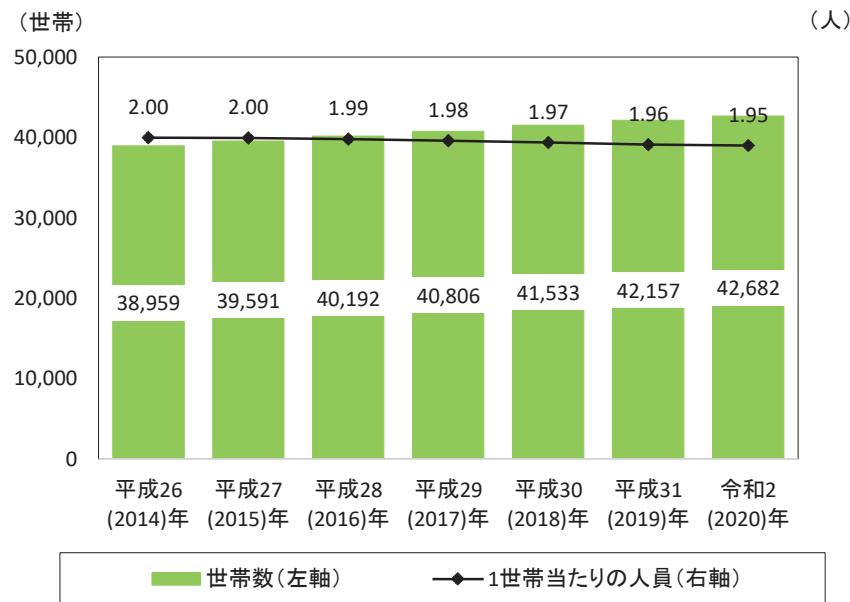


出典：東京都福祉保健局 区市町村別人口動態統計

(3) 世帯

泊江市の世帯数は増加傾向にありますか、1世帯当たりの人員は減少傾向にあります。(図2-4)

図2-4 世帯数と1世帯当たりの人員の推移

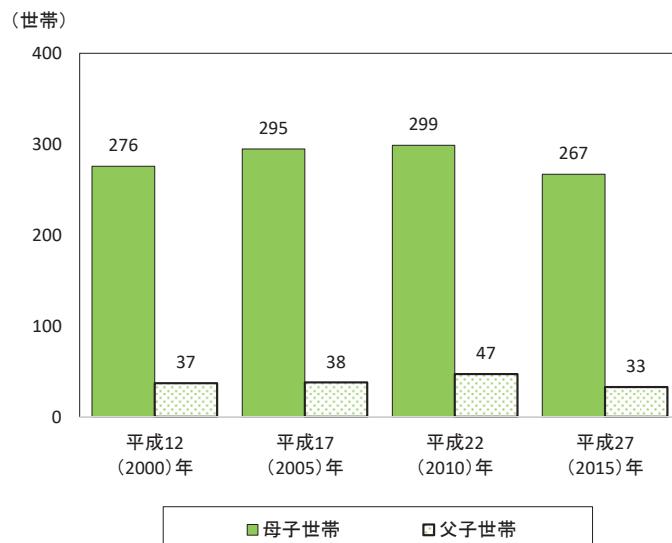


出典：「統計こまえ（平成31年度版）」（各年1月1日現在）

(4) ひとり親世帯

泊江市の母子世帯・父子世帯数は増加と減少を繰り返しており、平成27（2015）年では母子世帯が267世帯、父子世帯は33世帯となっています。(図2-5)

図2-5 母子世帯・父子世帯数の推移



出典：平成27年国勢調査（各年10月1日現在）

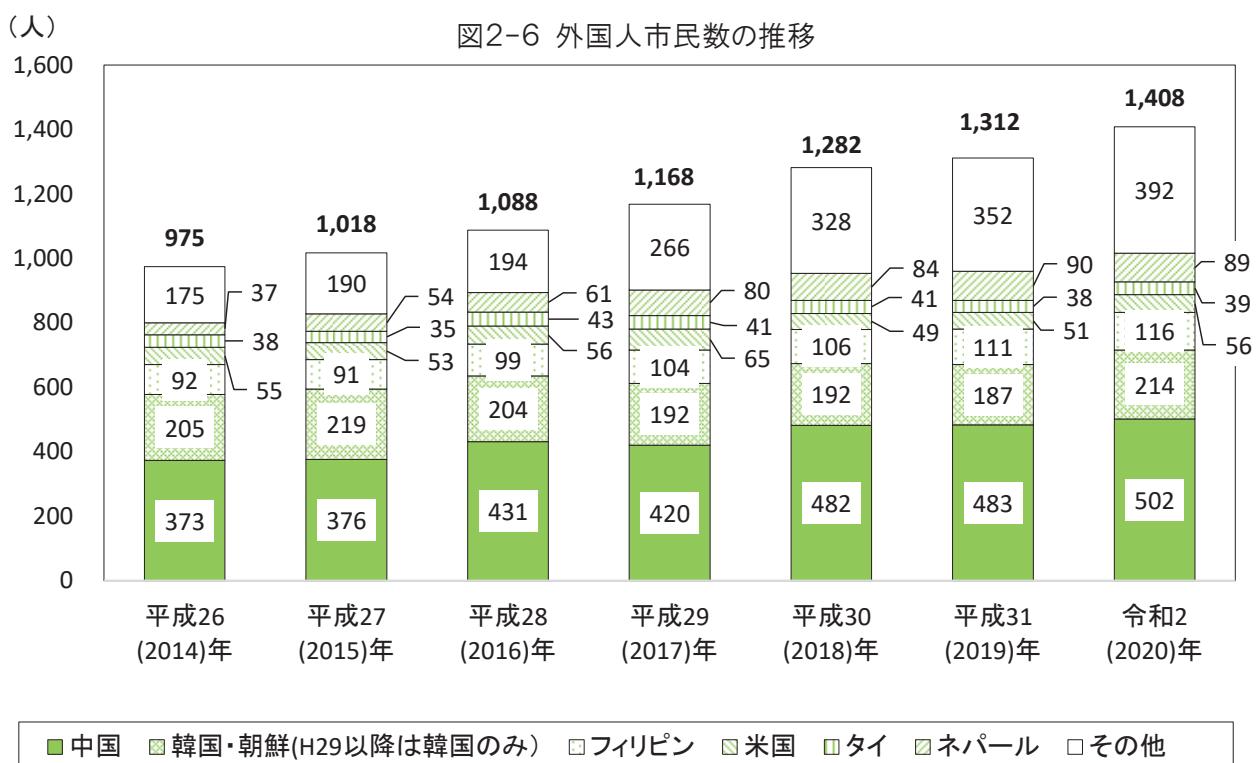
※母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親及びその未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

※父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親及びその未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

(5) 外国人

泊江市の外国人市民数は増加傾向にあり、平成27（2015）年に1,000人を超えて、令和2（2020）年には1,408人となっています。

国籍別に見ると、令和2（2020）年では中国が502人で最も多く、韓国・朝鮮（平成29（2017）年以降は韓国のみ）の214人、フィリピンの116人が続いている。また、近年ネパールが増加しており、令和2（2020）年は89人となっています。（図2-6）



※平成28（2016）年10月までの「中国」には「台湾」を含むが、平成29（2017）年1月から「中国」には「台湾」を含まない。

※「韓国」とは「大韓民国」の略称、「朝鮮」とは「朝鮮民主主義人民共和国」の略称
出典：東京都総務局統計部 区市町村別国籍・地域別外国人人口（上位10か国・地域）

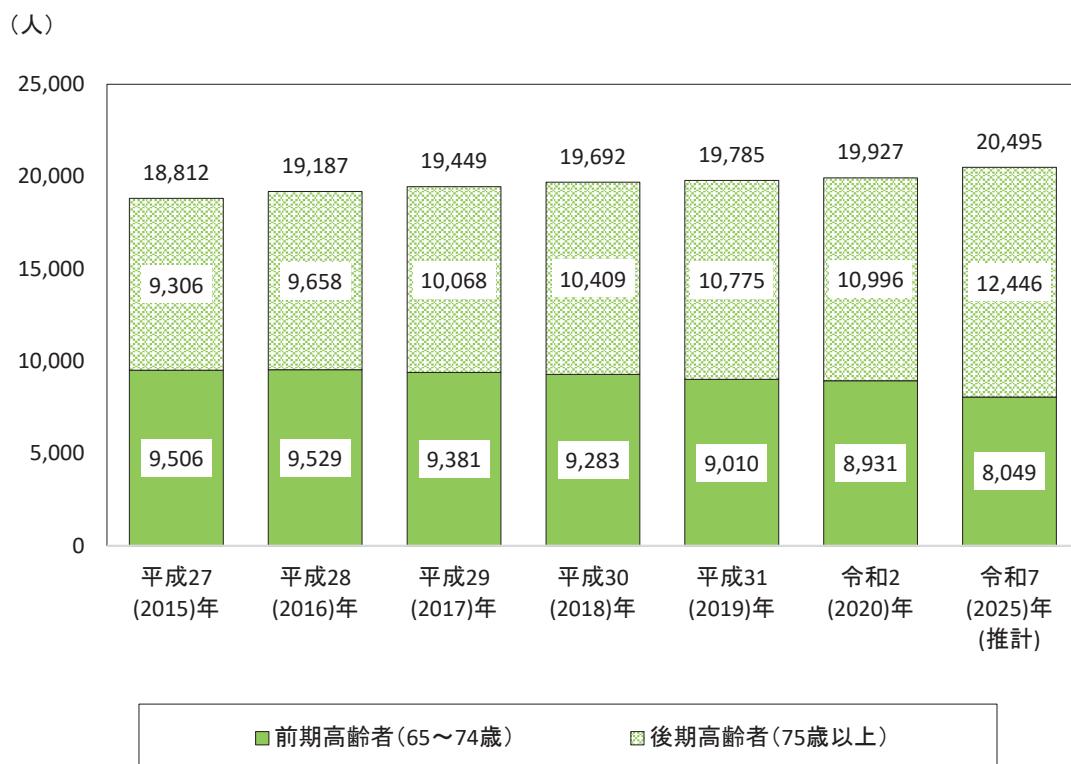
2 高齢者の状況

(1) 前期高齢者・後期高齢者

狛江市の高齢者数は増加傾向であり、年齢別に見ると、平成27（2015）年までは前期高齢者（65～74歳）が後期高齢者（75歳以上）を上回っていますが、平成28（2016）年には逆転しています。

後期高齢者は、令和2（2020）年が10,996人であり、高齢者全体に占める割合は55.2%となっていますが、人口推計を見ると、その割合は高くなると推計されており、令和7（2025）年に60.7%となります。（図2-7）

図2-7 前期高齢者・後期高齢者数の推移

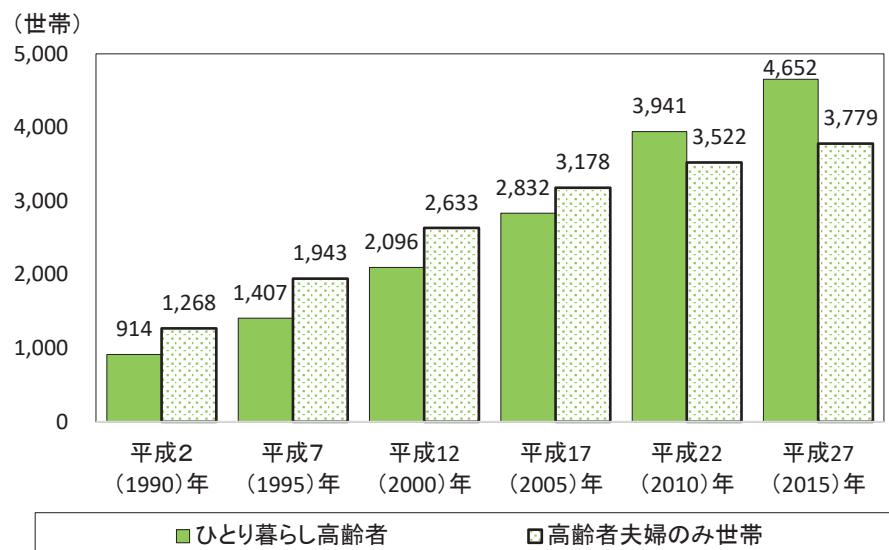


出典：令和2（2020）年までは「狛江市住民基本台帳」（各年1月1日現在）
令和7（2025）以降の人口推計は「狛江市人口ビジョン（平成28年2月）」シミュレーションB
(各年1月1日現在)

(2) 高齢者世帯

高齢者世帯数は増加傾向であり、平成27（2015）年のひとり暮らし高齢者世帯は4,652世帯であり、10年前の平成17（2005）年から1.6倍、20年前の平成7（1995）年から3.3倍となっています。また、平成27（2015）年の高齢者夫婦世帯は3,779世帯であり、10年前の平成17（2005）年から1.2倍、20年前の平成7（1995）年から1.9倍となっています。（図2-8）

図2-8 高齢者世帯数の推移

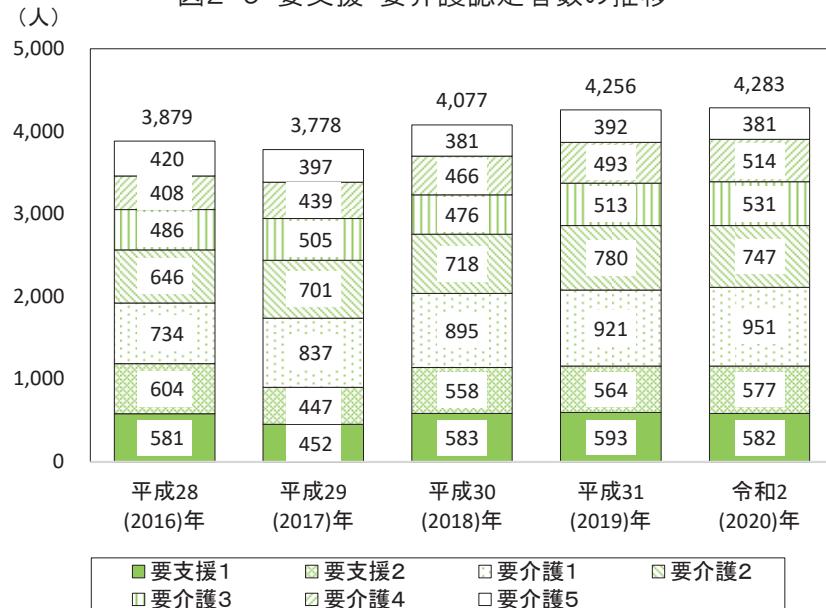


出典：平成27年国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 要支援・要介護認定者

要支援・要介護認定者数は増加傾向で、令和2（2020）年は4,283人となっています。要支援・要介護度別に見ると、令和2（2020）年では、要介護1が最も多く、次いで、要介護2が続いている。（図2-9）

図2-9 要支援・要介護認定者数の推移



出典：「介護保険事業状況報告」（各年1月末現在）

※ 住所地特例者を含む。

(4) 認知症高齢者

平成31（2019）年度末現在、狛江市の認知症高齢者数は、3,658人（自立を除く。）で、狛江市の高齢者人口の18.3%に当たります。（表2-1）

表2-1 認知症高齢者日常生活自立度(第1号及び第2号被保険者、日常生活圏域別)

		平成31 (2019)年度	あいとぴあ エリア		こまえ苑 エリア		こまえ正吉苑 エリア	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合
	自立	1,164	341	29.3%	493	42.4%	330	28.4%
	I	944	286	30.3%	376	39.8%	282	29.9%
II	II a	492	151	30.7%	193	39.2%	148	30.1%
	II b	786	238	30.3%	292	37.2%	256	32.6%
III	III a	659	203	30.8%	256	38.8%	200	30.3%
	III b	197	67	34.0%	67	34.0%	63	32.0%
	IV	503	152	30.2%	174	34.6%	177	35.2%
	M	77	22	28.6%	23	29.9%	32	41.6%
	計	4,822	1,460	30.3%	1,874	38.9%	1,488	30.9%

※平成31（2019）年度末現在の高齢者人口は19,943人

※出典：平成31（2019）年度末現在。非該当認定者数を含み、住所地特例者は含まない。

（参考）認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
	II a 家庭外で上記IIの状態が見られる。 II b 家庭内でも上記IIの状態が見られる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
	III a 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。 III b 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
	M 著しい精神症状、問題行動又は重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

3 障がい者等の状況

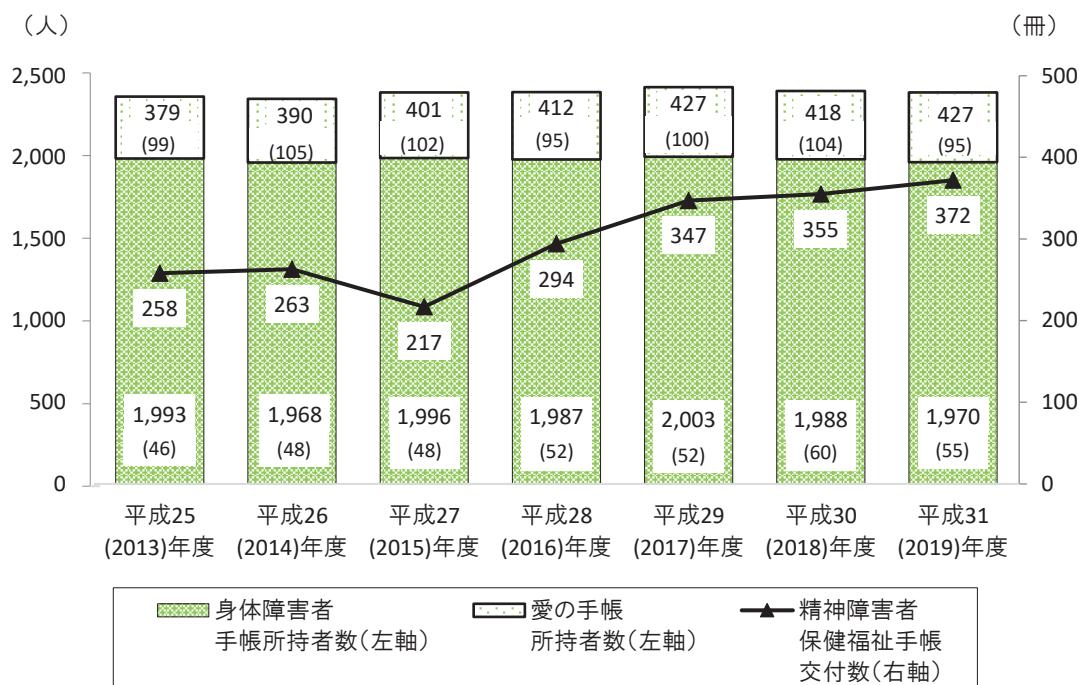
(1) 障害者手帳所持者数・交付数

狛江市の身体障害者手帳所持者数は、平成29（2017）年度をピークに微減傾向にあり、平成31（2019）年度は1,970人となっています。

愛の手帳所持者数は、増加と減少を繰り返し、平成31（2019）年度は427人となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付数は、平成28（2016）年度以降、増加傾向にあり、平成31（2019）年度は372人で、平成27（2015）年度と比較すると155人増加しています。

図2-10 障害者手帳所持者数・交付数の推移



※各年度末現在

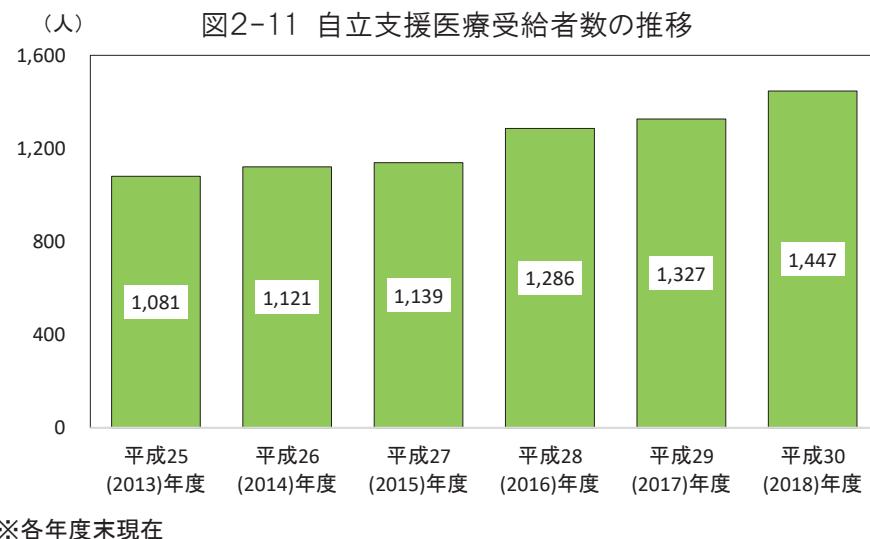
※各年度、身体障害者手帳保持者数及び愛の手帳所持者数は、障がい児所持者数を含む所持者数。括弧書き内は障がい児の所持者数

※各年度、精神障害者保健福祉手帳交付数は、障がい児への交付数を含む交付数。障がい児の交付者数については統計値なし

(2) 自立支援医療受給者

自立支援医療受給者数は増加傾向にあり、平成30（2018）年度は1,447人となっていま

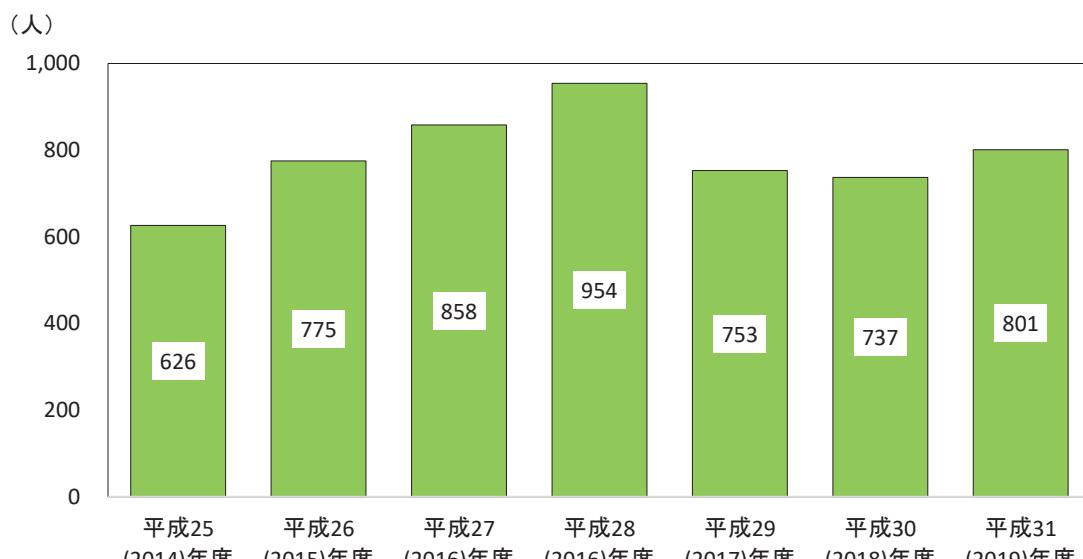
す。



(3) マル都医療券(都難病医療費等助成制度)所持者

マル都医療券（都難病医療費等助成制度）所持者数は、平成28（2016）年度までは増加傾向にありましたが、平成29（2017）年度以降は700～800人台を推移しています。（図2-12）

図2-12 マル都医療券(都難病医療費等助成制度)所持者数の推移



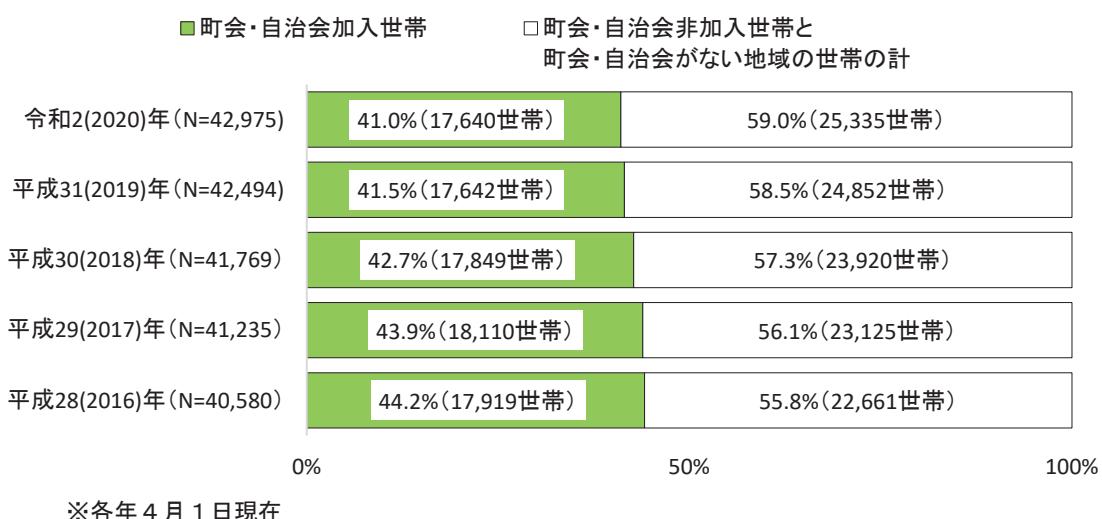
※各年度末現在

4 地域活動

(1) 町会・自治会

町会・自治会加入世帯率は減少傾向にあり、令和2（2020）年は41.0%となっております。（図2-13）

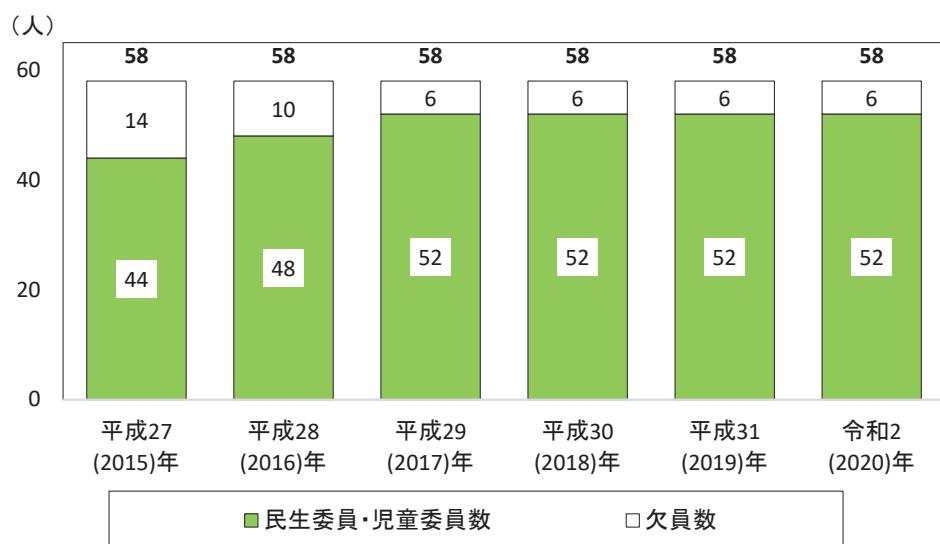
図2-13 町会・自治会加入世帯率・加入世帯数



(2) 民生委員・児童委員

狛江市全域での民生委員・児童委員の定員は58人となっています。欠員数は平成29（2017）年まで減少しており、平成29（2017）年以降は民生委員・児童委員数が52人、欠員数は6人となっています。（図2-14）

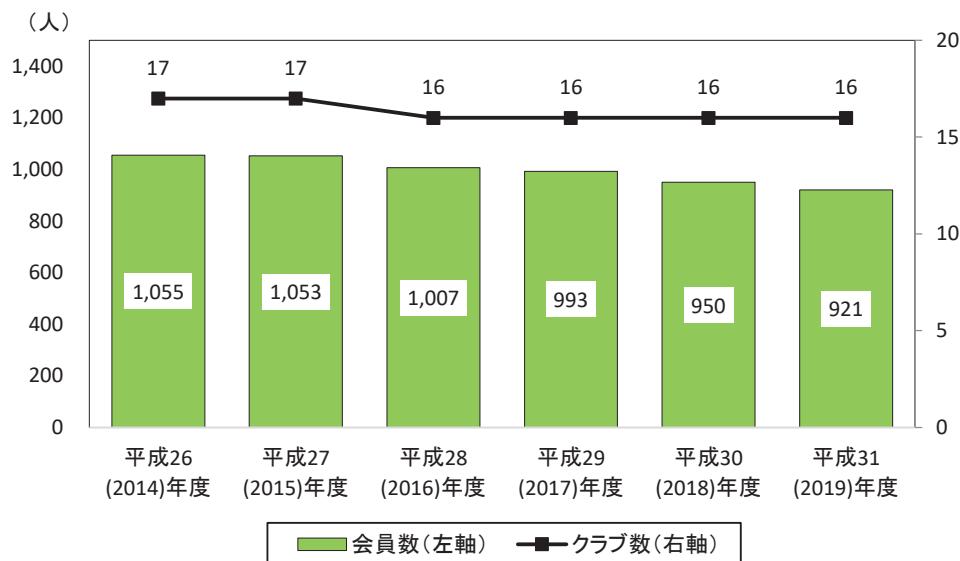
図2-14 民生委員・児童委員数・欠員数の推移



(3) 老人クラブ

狛江市の老人クラブ数は平成27（2015）年度までは17クラブでしたが、平成28（2016）年度には1クラブ減少しています。会員数についても減少傾向にあり、平成31（2019）年度は921人となっています。（図2-15）

図2-15 老人クラブ数・会員数の推移

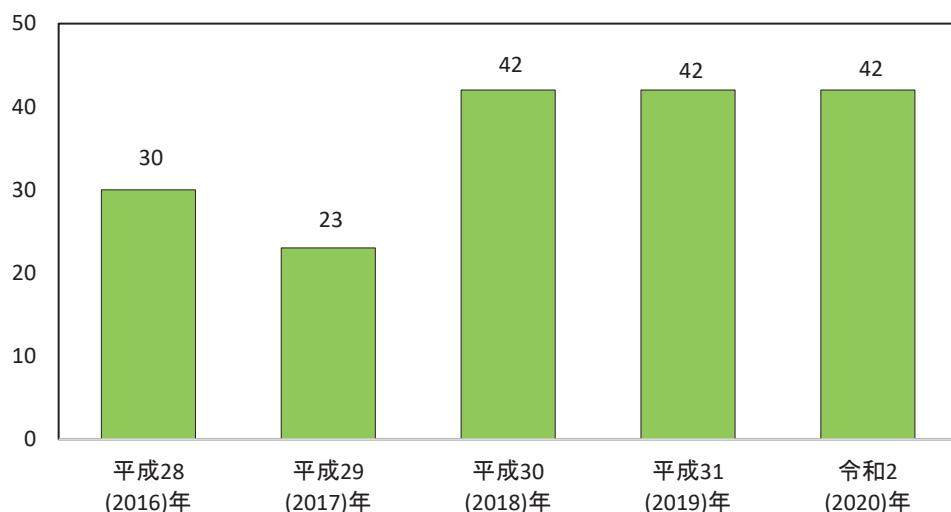


※各年度末現在

(4) NPO法人

狛江市内のNPO法人数は、平成30（2018）年以降42法人となっております。（図2-16）

図2-16 NPO法人数の推移



※各年4月1日現在

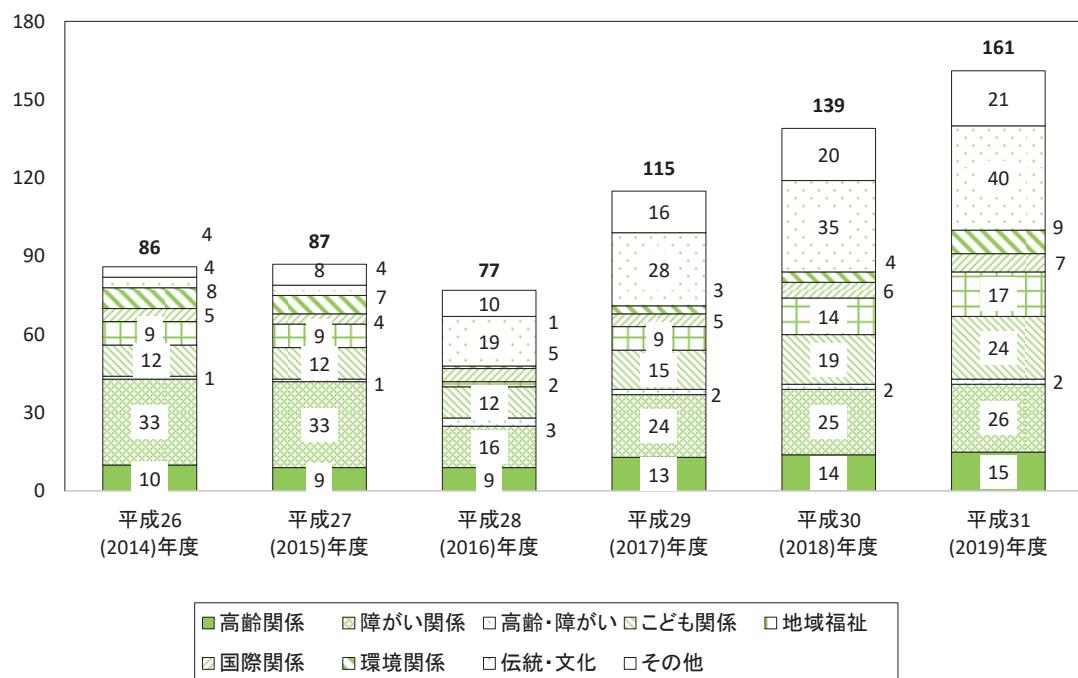
※法人税の届出をしていない法人及び活動休止の届出をしている法人を除く。

(5) ボランティア団体

狛江市市民活動支援センター（愛称 こまえくぼ1234。以下「こまえくぼ1234」といいます。）が把握しているボランティア団体は、平成27（2015）年度まで86～87団体で推移していましたが、平成28（2016）年度は若干減少し、平成29（2017）年度以降は増加に転じ、平成31（2019）年度は161団体となっています。

活動種別に見ると、伝統・文化、障がい関係、子ども関係の団体が多くを占めています。（図2-17）

図2-17 こまえくぼ1234が把握しているボランティア団体



※各年度末現在

※平成27（2015）年度以前はこまえボランティアセンター（現 こまえくぼ1234）が当時把握していた団体数

平成28（2016）年度からはこまえくぼ1234が把握している団体数

5 虐待、DV⁸

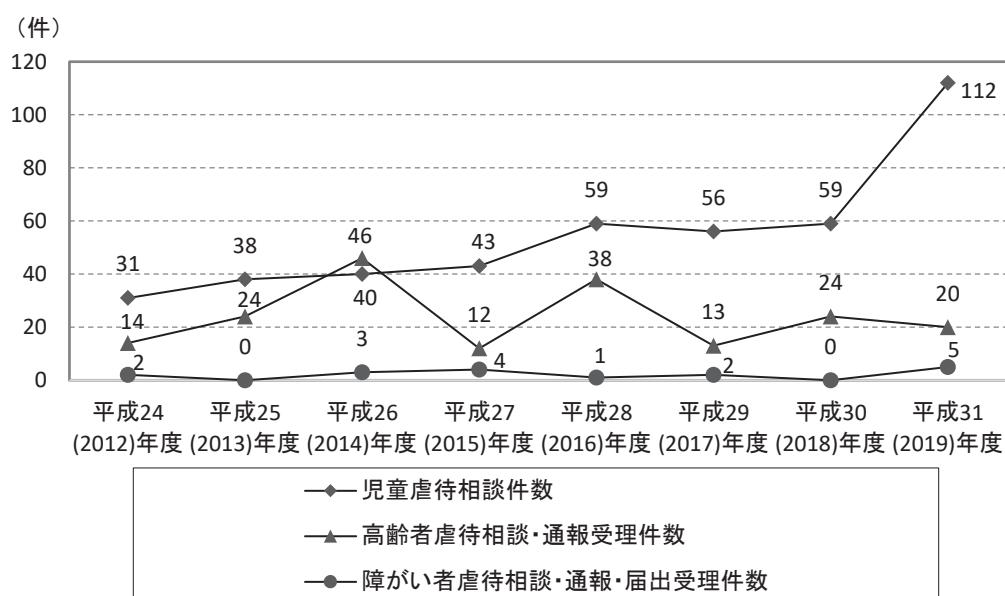
(1) 虐待に関する相談件数

狛江市の児童虐待相談件数は、平成30（2018）年度の59件から平成31（2019）年度は112件に急増しております。

高齢者虐待相談・通報受理件数は、増加と減少を繰り返しており、平成31（2019）年度は20件となっています。

障がい者虐待相談・通報・届出受理件数は、平成29（2017）年度は2件、平成30（2018）年度は0件でしたが、平成31（2019）年度は5件に増加しております。（図2-18）

図2-18 虐待に関する相談件数(児童、高齢者及び障がい者)の推移



※各年度末現在

(2) DVに関する相談

狛江市でのDVに関する相談件数は、増加と減少を繰り返しており、平成31（2019）年度は母子・女性相談で39件、女性悩みごと相談で1件となっています。（表2-2）

表2-2 DVに関する相談件数の推移

(単位:件)

	平成26(2014) 年度	平成27(2015) 年度	平成28(2016) 年度	平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度
母子・女性相談 (子育て支援課)	38 (0)	36 (0)	36 (0)	37 (0)	35 (0)	39 (0)
女性悩みごと相談 (政策室)	6	3	2	2	0	1

※各年度末現在、延べ件数、()は男性からの相談

⁸ Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略。日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

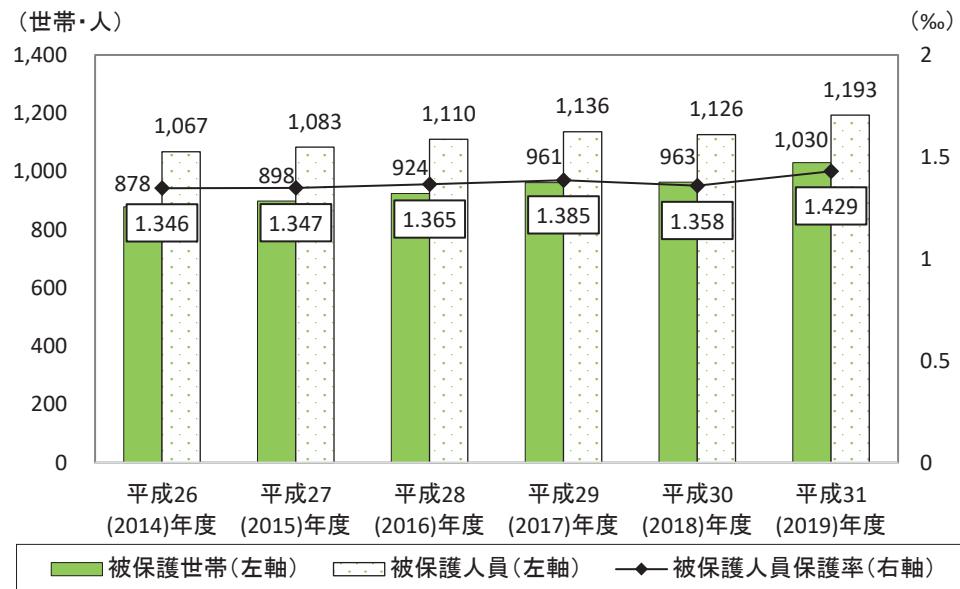
6 生活保護、生活困窮

(1) 生活保護

柏江市の生活保護世帯数・人員数は、平成26（2014）年度は被保護世帯数が878世帯、被保護人員数が1,067人ですが、増加傾向にあり、平成31（2019）年度は被保護世帯が1,030世帯、被保護人員が1,193人となっています。

被保護人員の保護率は平成31（2019）年度が1.429%となっています。（図2-19）

図2-19 生活保護世帯数・人員数、被保護人員の保護率の推移



出典：統計こまえ

(2) 生活困窮者自立相談支援事業(自立相談支援機関 こまYELL)

①新規相談受付件数

平成31（2019）年度の新規相談件数（本人未特定の相談を含む。）は、全体で23件でした。性別で見ると、男性が73.9%、女性が26.1%で、男性の割合が女性の3倍近くとなっています。年齢別に見ると、最も多いのは30代と70代で、ともに21.7%となっています。

（図2-20）

図2-20 新規相談総件数(本人未特定の相談を含む。)(性別、年齢別)

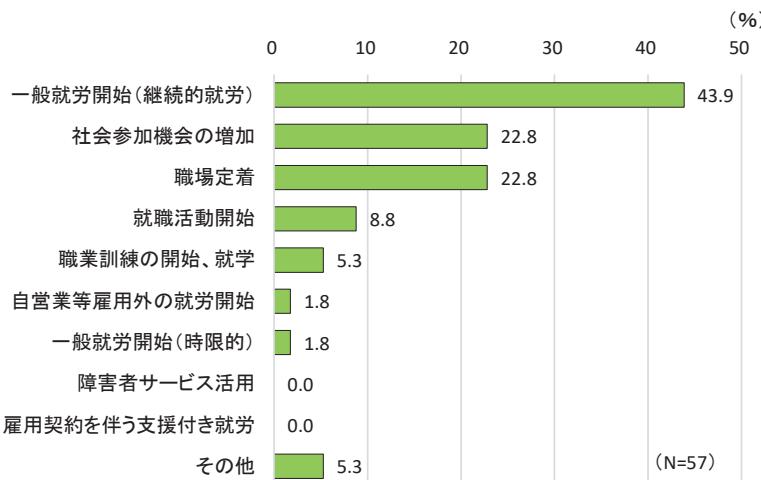


出典：平成31年度 生活困窮者自立相談支援事業統計報告書

②支援により見られた変化

評価実施ケース数57件の、支援により見られた変化は、経済的变化では「一般就労開始（継続的就労）」が43.9%と最も多く、次いで、「社会参加機会の増加」及び「職場定着」が22.8%となっています。（図2-21）

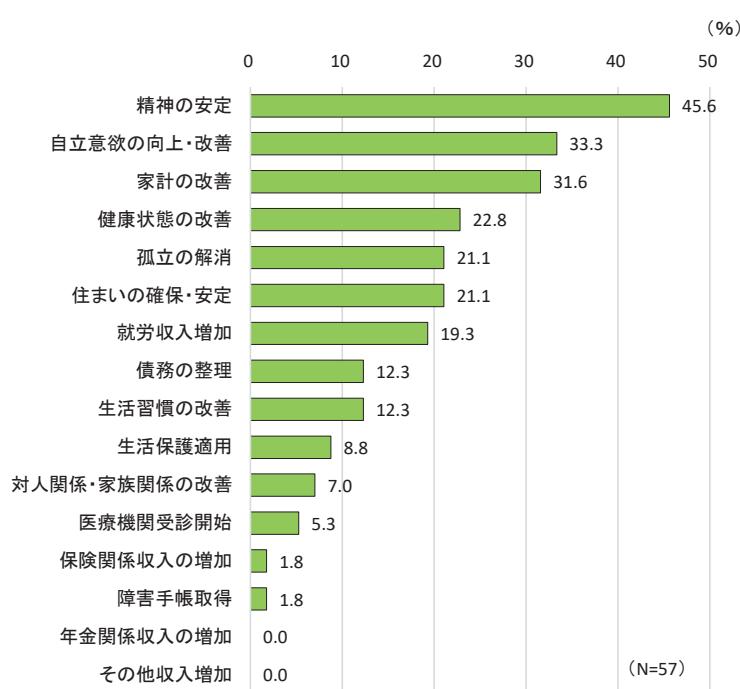
図2-21 支援により見られた変化（評価1：経済的变化）



出典：平成31年度 生活困窮者自立相談支援事業統計報告書

それ以外の変化では、「精神の安定」が45.6%と最も多く、「自立意欲の向上・改善」が33.3%、「家計の改善」が31.6%、「健康状態の改善」が22.8%となっています。（図2-22）

図2-22 支援により見られた変化（評価2：それ以外）



出典：平成31年度 生活困窮者自立相談支援事業統計報告書

7 教育における対応、相談等

(1) スクールソーシャルワーカーの対応件数

狛江市ではスクールソーシャルワーカーが2人配置されています。

平成31（2019）年度のスクールソーシャルワーカーの対応件数は52件となっており、過去6年間で最も多くなっています。主訴別に見ると、平成31（2019）年度は「不登校」が17件で最も多く、次いで、「養育困難」が9件となっています。（表2-3）

表2-3 スクールソーシャルワーカーの主訴別対応件数の推移

（単位：件）

	平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度
不登校	14	10	22	22	22	17
引きこもり	0	0	0	0	0	0
いじめ	0	0	0	0	0	0
養育困難	8	0	8	8	3	9
虐待	1	0	0	5	4	5
問題行動	5	5	6	2	2	1
発達・疾患	5	0	0	1	9	5
非行	0	0	1	0	0	0
DV	0	0	0	0	3	0
関係調整	0	0	1	0	1	2
連携依頼	0	0	0	0	0	1
資源紹介	0	0	1	1	5	2
進路	0	4	0	0	1	4
その他	1	0	5	1	0	6
合計	34	19	44	40	50	52

出典：「平成31年度 所報」狛江市教育研究所

(2) スクールカウンセラーの相談実績

柏江市では小・中学校全校にスクールカウンセラーが配置されています。

平成31（2019）年度のスクールカウンセラーの相談内容は以下のとおりとなっています。

児童・生徒、保護者及び教員からの相談内容は、いずれも「長期欠席・不登校」に関することが最も多くなっています。（表2-4）

表2-4 スクールカウンセラー内容別相談実績

内 容 別	平成31年度中 対象者別相談回数								
	児童・生徒		保護者		教職員		その他		
	回数 (回)	割合 (%)	回数 (回)	割合 (%)	回数 (回)	割合 (%)	回数 (回)	割合 (%)	
長期欠席・不登校	230	17.9	341	43.1	402	27.9	20	27.4	
いじめ	5	0.4	1	0.1	6	0.4	0	0.0	
友人問題	197	15.4	34	4.3	95	6.6	1	1.4	
問題行動等	暴力行為	23	1.8	0	0.0	53	3.7	0	0.0
非行・不良行為	0	0.0	6	0.8	14	1.0	0	0.0	
情緒不安定	43	3.4	33	4.2	95	6.6	0	0.0	
性格・行動	147	11.5	128	16.2	377	26.1	16	21.9	
生活習慣	10	0.8	1	0.1	2	0.1	0	0.0	
身体・健康	14	1.1	22	2.8	35	2.4	1	1.4	
学習・進学	32	2.5	35	4.4	46	3.2	3	4.1	
家庭・家族	77	6.0	43	5.4	76	5.3	2	2.7	
虐待	1	0.1	1	0.1	8	0.6	1	1.4	
対教師	17	1.3	19	2.4	23	1.6	0	0.0	
部活等	2	0.2	0	0.0	4	0.3	0	0.0	
自己理解	70	5.5	2	0.3	1	0.1	0	0.0	
子育て	0	0.0	69	8.7	6	0.4	0	0.0	
発達障害	49	3.8	50	6.3	147	10.2	1	1.4	
カウンセリングの方法	3	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
学外との連携	1	0.1	4	0.5	4	0.3	19	26.0	
話相手	197	15.4	3	0.4	10	0.7	0	0.0	
貧困の問題	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
その他	164	12.8	0	0.0	38	2.6	9	12.3	
合計	1,282	1	792	1	1,442	1	73	1	

※平成31（2019）年度末現在

(3) 教育相談室の相談件数

①来所相談（面接）

就学前の5歳児や小・中学生の悩みや心配事について、本人・保護者・関係者の相談を心理の相談員（臨床心理士）や発達・ことばの相談員が相談に応じます。

相談件数は増加傾向にあり、平成31（2019）年度は391件となっています。（表2-5）

表2-5 来所相談の件数

(単位：件)

	平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度
不登校	36	25	30	35	40	41
発達言語	150	155	158	186	212	230
いじめ	5	5	2	0	0	0
性格・行動	65	67	69	63	74	72
精神・身体	9	5	9	11	9	1
進路・適性	12	20	29	40	41	41
家庭環境	2	1	2	3	5	6
その他	2	0	1	2	0	0
合計	281	278	300	340	381	391

出典：「平成31年度 所報」狛江市教育研究所

②電話相談

子どもや学校のことで困っていても、直接顔を合わせて相談しにくいような場合、電話でも相談に応じます。長い教職経験を持つ相談員が対応します。

相談件数は増加と減少を繰り返しており、平成31（2019）年度の相談件数は11件となっています。（表2-6）

表2-6 電話相談の件数

(単位：件)

	平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度
不登校	4	2	0	7	11	2
発達言語	2	1	1	18	2	1
いじめ	2	1	2	1	1	0
性格・行動	2	11	8	15	7	2
精神・身体	0	0	1	2	2	0
進路・適性	0	0	1	1	3	0
その他	2	4	4	13	7	6
合計	12	19	17	57	33	11

出典：「平成31年度 所報」狛江市教育研究所

③小学校訪問相談（発達・ことば）

各小学校に原則月2回、発達・ことばの相談員が訪問し、ことばや聞こえを中心に相談に応じ、助言と支援を行います。

平成31（2019）年度の相談件数は合計401件で、最も多いのが「発達」について、次いで「読み書き」についてとなっています。

相談者は、「教員」が最も多く、「本人」が続いている。（表2-7）

表2-7 小学校訪問相談（発達・ことば）の相談件数

（単位：件）

	合計	相談者			
		本人	保護者	教員	その他
構音	33	14	7	12	0
吃音	16	4	3	9	0
きこえ	2	0	1	1	0
発達	181	44	35	98	4
読み書き	102	34	21	47	0
いじめ	0	0	0	0	0
その他	67	24	9	33	1
合計	401	120	76	200	5

出典：「平成31年度 所報」狛江市教育研究所

④小学校訪問相談（教育相談）

各小学校に専門教育相談員が原則週2日勤務し、児童・保護者・学校関係者を対象にして児童に関わる課題に対して現場対応型・予防型の相談を行います。

相談件数は増加と減少を繰り返しており、平成31（2019）年度は1,266件となっています。最も多いのが「性格・行動」について、次いで「発達言語」についてで、いずれも300件を超えていました。（表2-8）

表2-8 小学校訪問相談（教育相談）の相談件数

（単位：件）

	平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度
不登校	57	51	62	74	105	73
発達言語	313	339	308	399	421	394
いじめ	13	39	25	9	18	14
性格・行動	247	382	381	385	470	416
精神・身体	26	38	33	40	52	38
進路・適性	9	13	25	25	37	43
家庭環境	61	60	61	86	93	114
その他	167	102	103	143	220	174
合計	893	1,024	998	1,161	1,416	1,266

出典：「平成31年度 所報」狛江市教育研究所

第2節 市民意識調査結果に見る現状

市民意識調査結果では、調査1として市内に居住する18歳以上の市民499人を対象者とする「市民一般調査」、調査2として市内に居住する児童生徒498人を対象者とする「子ども向け市民調査」、調査3・4として65歳以上の市民（要支援・要介護認定者除く。）900人を対象者とする「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、調査5として在宅で直近の認定調査を受けた方（更新申請・変更申請）及びその介護者599人を対象者とする「在宅介護実態調査」、調査6として市内に居住する18歳以上の障がい福祉サービス利用者461人、難病患者155人、自立支援医療受給者108人、合計724人を対象者とする「障がいのある方・難病のある方調査（18歳以上）（以下「障がいのある方等調査（18歳以上）」といいます。）」、調査7として障がい福祉サービス利用者234人、医療的ケア児10人、合計244人を対象者とする「周囲の理解と支援の必要な方・障がいのある方等調査（18歳未満）（以下「障がいのある方等調査（18歳未満）」といいます。）」及び調査8として障がい福祉サービス事業所7団体、当事者団体7団体、障がい者の就労先4団体、合計18団体を対象者とする「支援団体等調査」を実施しました。

1 日々の生活での悩みや不安

市民一般調査では、20歳代では就労のこと、30～40歳代では育児や子育てに関するここと、40～70歳代以上では老後のことというように、ライフステージごとに悩みや不安が異なることが分かります。

また、全世代で「健康のこと」や「経済的な問題」、「災害時のこと」についての悩みや不安を持っており、健康づくり、貧困対策、災害対策等の必要性が伺えます。（図2-23、表2-9）

図2-23 日々の生活での悩みや不安（全体：複数回答）（上位5項目のみ）

【市民一般調査】

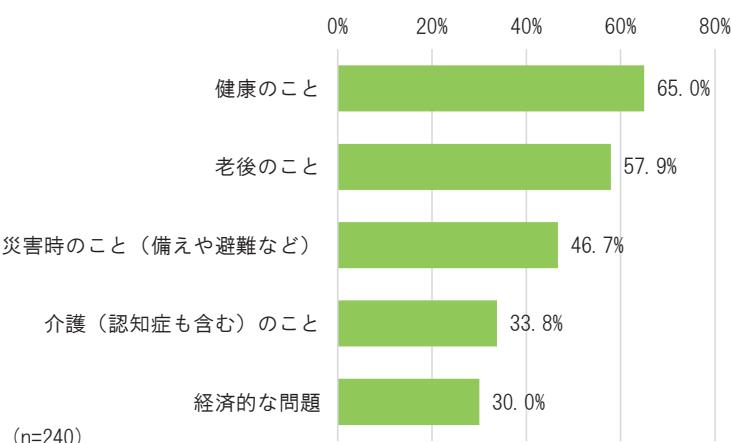


表2-9 日々の生活での悩みや不安(年代別:複数回答)(上位5項目のみ)

【市民一般調査】(続き)(%)

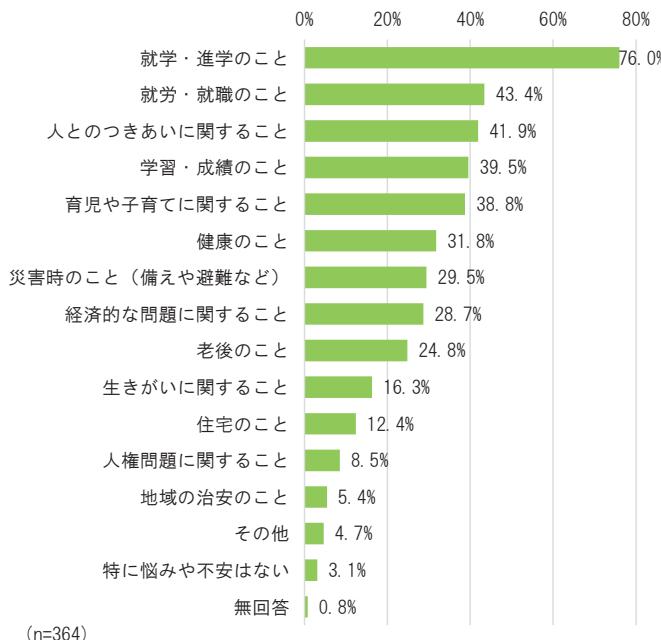
年代	1位	2位	3位	4位	5位
20歳代	健康のこと／就労のこと(47.4)		老後のこと (42.1)	災害時のこと (36.8)	経済的な問題 (26.3)
30歳代	健康のこと／育児や子育てに関するここと(50.0)		災害時のこと (42.9)	就労のこと／経済的な問題 (28.6)	
40歳代	災害時のこと (60.9)	健康のこと (56.5)	老後のこと (50.0)	育児や子育てに関するここと (45.7)	経済的な問題 (32.6)
50歳代	老後のこと (75.0)	健康のこと (67.5)	介護(認知症も含む)のこと (42.5)	災害時のこと (40.0)	経済的な問題 (35.0)
60歳代	老後のこと (85.7)	健康のこと (78.6)	経済的な問題 (35.7)	災害時のこと (32.1)	生きがいに関するここと(25.0)
70歳以上	健康のこと (74.4)	老後のこと (60.3)	災害時のこと (51.3)	介護(認知症も含む)のこと (47.4)	病気や障がいのこと(34.6)

障がいのある方等調査（18歳未満）では、日常生活での悩みや不安として、「就学・進学のこと」、「就労・就職のこと」、「人とのつきあいに関するここと」の順に多くなっており、自立や社会参加に向けた支援が必要であることが伺えます。

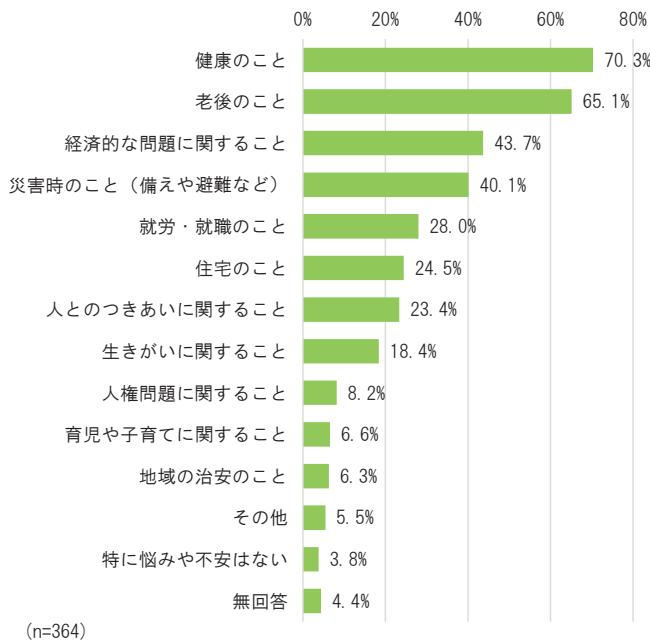
一方、障がいのある方等調査（18歳以上）では、「健康のこと」、「老後のここと」、「経済的な問題に関するここと」の順に多くなっており、安心して暮らし続けるための支援が必要であることが伺えます。（図2-24）

図2-24 日々の生活での悩みや不安(全体:複数回答)

【障がいのある方等調査(18歳未満)】



【障がいのある方等調査(18歳以上)】

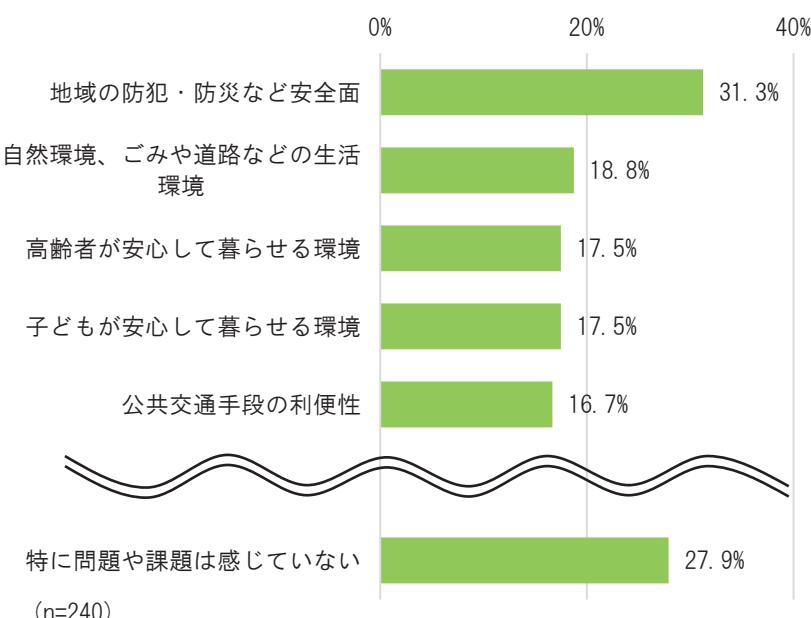


2 住んでいる地域の問題や課題

市民一般調査では、住んでいる地域の問題や課題として「地域の防犯・防災などの安全面」という回答が31.3%と最も多くなっています。一方で、「特に問題や課題は感じていない」という回答も27.9%となっています。(図2-25)

図2-25 住んでいる地域の問題や課題(全体:複数回答)(上位5項目のみ)

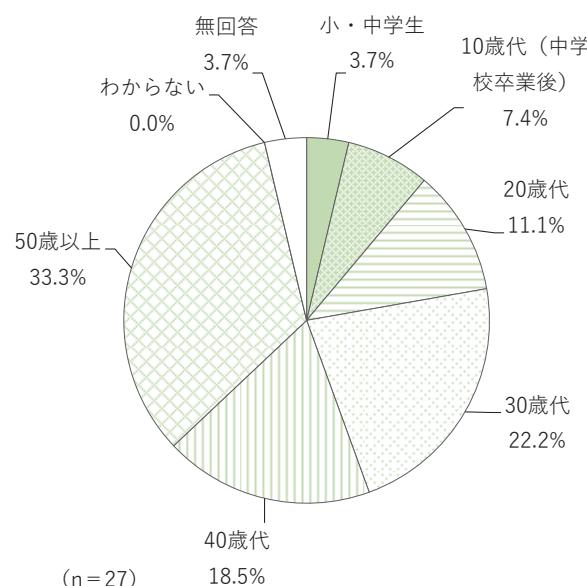
【市民一般調査】



また、市民一般調査で自分や自分の周りの「ひきこもり」の状態にある方がいるか尋ねたところ、「親戚や知人にいる」は6.7%、「自分自身又は家族の中にいる」は2.9%、「近所の人にある」が1.7%となっています。

また、「ひきこもり」の状態にある方の年齢を尋ねたところ、最も多いのは「50歳以上」で33.3%、次いで「30歳代」で22.2%となっており、「ひきこもり」の状態にある方の高齢化が課題となっています。(図2-26)

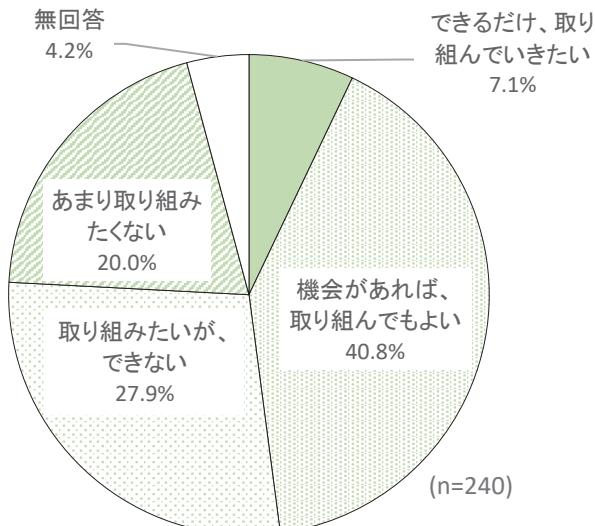
図2-26 「ひきこもり」の状態にある方の年齢(全体)
<周りに「ひきこもり」の状態にある方がいると答えた人>【市民一般調査】



3 地域活動・ボランティア活動

市民一般調査では約半数の人が今後の取組み意向を示しています。(図2-27)

図2-27 今後の地域活動・ボランティア活動等への取組み意向(全体)
【市民一般調査】



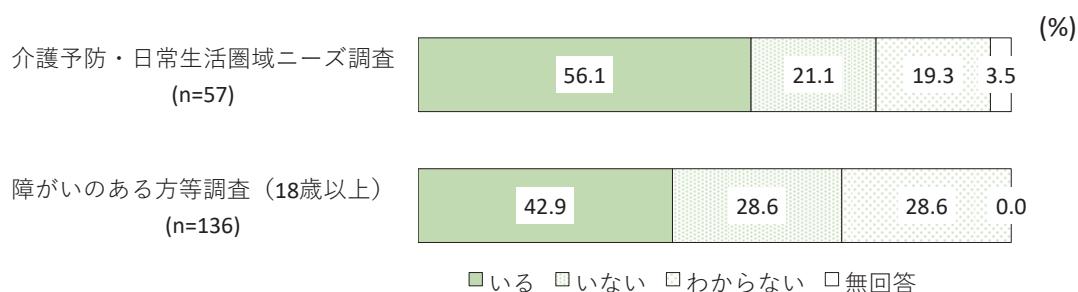
4 災害時の対応

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では38.0%、障がいのある方等調査（18歳以上）では53.0%が、1人では避難できないと答えています。

そのうち「手助けを頼める人はいる」人が、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で56.1%、障がいのある方等調査（18歳以上）で42.9%となっています。（図2-28）

図2-28 避難の際に手助けを頼める人の有無(全体)<1人で避難できない人>

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、障がいのある方等調査(18歳以上)】



また、いずれの調査においても、避難所ではプライバシーや体調が変化しやすい人への幅広い配慮が求められています。（表2-10）

表2-10 避難所で配慮してほしいこと(全体:複数回答(5つまで))

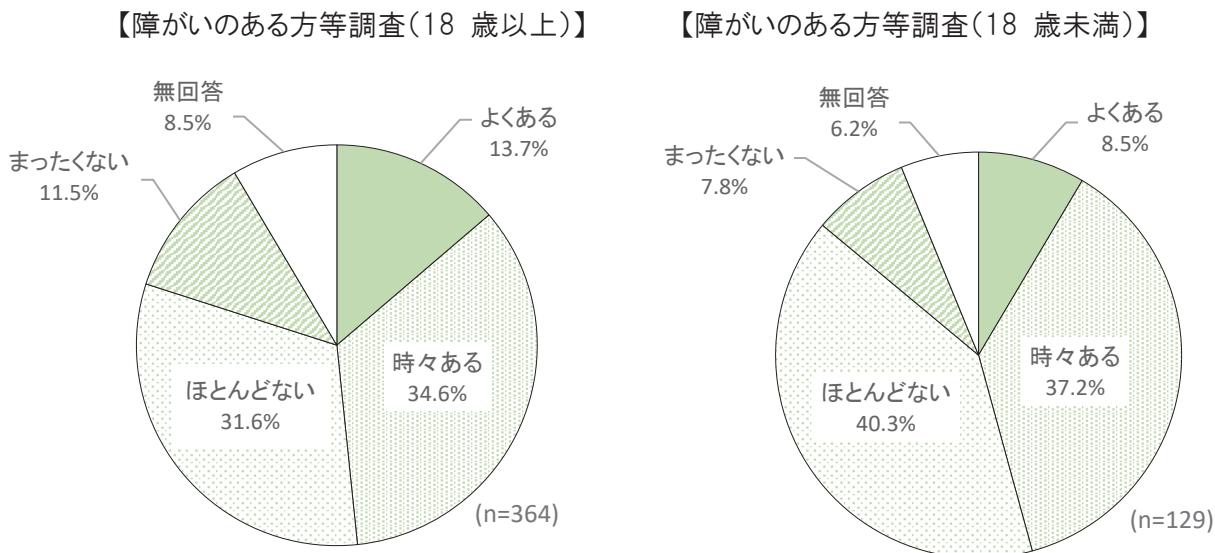
【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、障がいのある方等調査(18歳以上、18歳未満)】

回答者	1位	2位	3位	4位	5位
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	間仕切りの設置など、プライバシーに関する配慮(53.0)	男女別での避難所設備の設置(トイレ、更衣室、物干し場、授乳室等)(51.6)	高齢者や障がい者、妊娠婦、乳幼児等、体調が変化しやすい人への配慮・支援(50.3)	持病のある人や薬を飲んでいる人への治療の継続(43.4)	保健師による健康新規相談・管理など、避難所での健康管理(38.5)
在宅介護実態調査	持病のある人や薬を飲んでいる人への治療の継続(58.5)	高齢者や障がい者、妊娠婦、乳幼児等、体調が変化しやすい人への配慮・支援(56.3)	間仕切りの設置など、プライバシーに関する配慮(50.6)	段差の解消など、避難所でのバリアフリー(42.8)	男女別での避難所設備の設置(トイレ、更衣室、物干し場、授乳室等)(39.9)
障がいのある方等調査(18歳以上)	高齢者や障がい者、妊娠婦、乳幼児等、体調が変化しやすい人への配慮・支援(61.5)	間仕切りの設置など、プライバシーに関する配慮(57.7)	持病のある人や薬を飲んでいる人への治療の継続(56.0)	男女別での避難所設備の設置(トイレ、更衣室、物干し場、授乳室等)(47.8)	不安やストレスを和らげるための心のケアや相談体制の整備(40.1)
障がいのある方等調査(18歳未満)	高齢者や障がい者、妊娠婦、乳幼児等、体調が変化しやすい人への配慮・支援(73.6)	間仕切りの設置など、プライバシーに関する配慮(65.1)	不安やストレスを和らげるための心のケアや相談体制の整備(41.1)	男女別での避難所設備の設置(トイレ、更衣室、物干し場、授乳室等)(38.8)	持病のある人や薬を飲んでいる人への治療の継続(31.0)

5 福祉意識

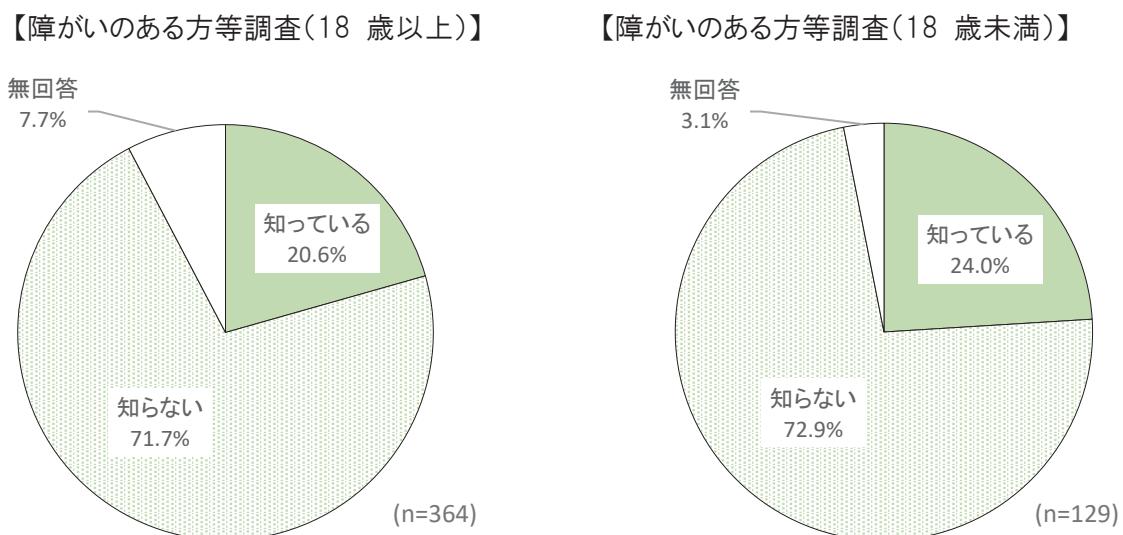
差別を感じたり嫌な思いをしたりした経験について、障がいのある方等調査（18歳以上）では48.3%、障がいのある方等調査（18歳未満）では45.7%が「ある」と答えています。（図2-29）

図2-29 差別を感じたり嫌な思いをしたりしたことがあるか（全体）



一方、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）をいいます。以下同じです。）について「知っている」割合は、障がいのある方等調査（18歳以上）で20.6%、障がいのある方等調査（18歳未満）で24.0%となっており、障害者差別解消法について当事者や家族に知られていない状況が伺えます。（図2-30）

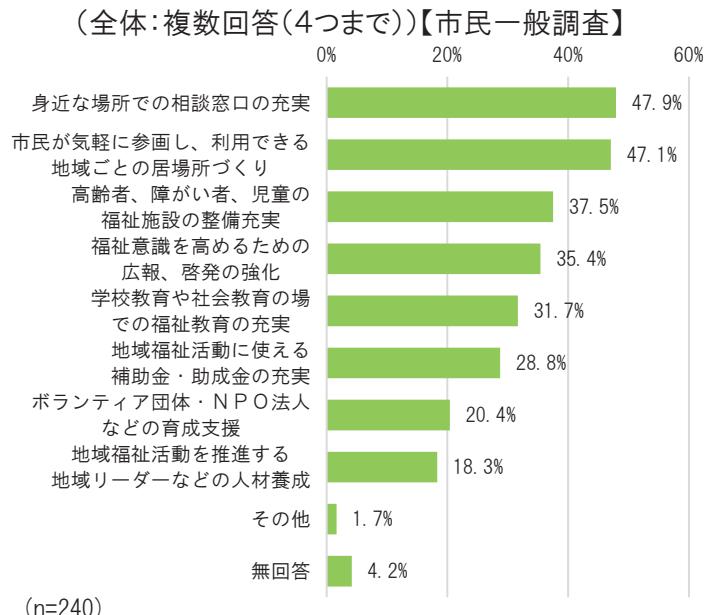
図2-30 障害者差別解消法の認知状況（全体）



6 猪江市の福祉施策について

今後、地域福祉を推進するために、「身近な場所での相談窓口の充実」や、「市民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの居場所づくり」への希望が多くなっています。(図2-31)

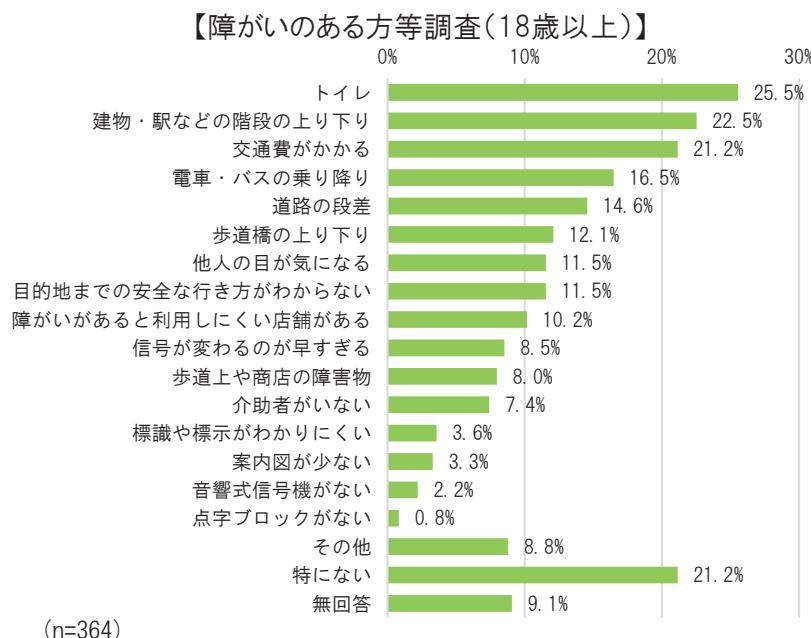
図2-31 今後、地域福祉を推進するために優先して取り組むべきこと



7 バリアフリー⁹・ユニバーサルデザイン¹⁰のまちづくり

障がいのある方等調査（18歳以上）では、外出するときに、困ったり不便に思ったりすることとして、「トイレ」、「建物・駅などの階段の上り下り」、「電車・バスの乗り降り」のほか、様々な項目について心配だと答えており、障がいのある方等にとって不便な箇所は、未だに多く存在することが伺えます。(図2-32)

図2-32 外出時の困りごと(全体:複数回答)



⁹ 障がい者等が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策又は具体的に障害を取り除いた事物及び状態をいう。

¹⁰ 文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できることを目指した建築(設備)・製品・情報などの設計(デザイン)のこと又はそれを実現するためのプロセス(過程)をいう。

第3節 第4次地域福祉計画（平成30（2018）年度・平成31（2019）年度）の進捗状況の評価

1 進捗状況の管理・報告

第4次地域福祉計画では、基本的、総合的な福祉施策を推進するための計画の策定や改定、市民福祉に係る重要事項に関する調査、審議・具申する市長の附属機関である「市民福祉推進委員会」において、毎年度、定めた重点施策の進捗を確認・評価した上で、進捗管理報告書を作成し、市公式ホームページを活用して市民に周知いたしました。

平成30（2018）年度及び平成31（2019）年度に行った重点施策の進捗評価の結果を踏まえて、進捗状況の評価を行いました。

2 進捗状況の評価

（1）進捗評価の方法・基準

施策の方向性に記載されている施策が計画どおり進捗しているか否かについて、4段階で評価しました。（表2-11）

表2-11 進捗評価の方法・基準

評価基準	評価内容
A	進捗している 例：前年度よりもより一層取組みを強化 年次目標どおり取組みを進捗できた
B	現状維持 例：前年度と同様の取組みを実施 (年次目標が現状維持で設定されていた場合を含む)
C	あまり進捗していない 例：前年度と同様の取組みを行えなかつたが、次年度は行う予定 年次目標どおりの進捗ができなかつた
D	全く進捗していない 例：年次目標どおりの進捗ができず、取組みの目途も立っていない

(2) 重点施策の進捗結果

平成31（2019）年度は、平成30（2018）年度と比較すると、Aの割合は減少しています。評価が下がったように見える事業については、平成30（2018）年度は「検討」、平成31（2019）年度はその「試行」、あるいは「実施」をしている事業であり、今後の更なる進捗を図る必要があります。（表2-12）

重点施策とは

施策体系において、重点施策として設定したものです。実施に当たっては、対象者別の個別計画でも重点施策として取組みを強化するとともに、関連計画との連携を図り、幅広い視点から総合的な取組みを進めています。

表2-12 重点施策の進捗結果

基本目標	施策大項目	主な事業	平成30(2018) 年度評価	平成31(2019) 年度評価
1 多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり	(1) 新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築	(H30)①a (仮称)相談支援包括化推進員配置の検討及び地域包括支援センター運営協議会において相談機能拡充の検討 (H31)①a (仮称)相談支援包括化推進員を配置し、包括的相談支援体制構築に向けた研修・広報活動を実施	A	A
		(H31)①b 市内商工業者に向けた社会福祉情報の提供に関する商工会、商店街等との調整	-	B
		(H30)①c コミュニティソーシャルワーカーの配置(1地区目(モデル地区)) (H31)①c コミュニティソーシャルワーカーによる効果的な支援(1地区目(モデル地区))	A	A
		(H30)①d 市役所が閉庁し、かつ、地域包括支援センターが閉所している際に対応する電話相談の検討 (H31)①d 市役所が閉庁し、かつ、地域包括支援センターが閉所している際に対応する電話相談の試行実施	A	B ※1
	(2) 新しい支援体制を支える環境整備	(H30)①a 福祉カレッジの企画内容の検討、プレ開催 (H31)①a 第1期福祉カレッジ開催(定員20人程度)	A	A
		(H30,31)①a 事業所等における人材育成費補助の検討	A	A
		(H30)①a 「福祉のまちづくり委員会」準備会の検討・開催(モデル地区1地区) (H31)②a 「福祉のまちづくり委員会」の設置(1地区目)	A	C ※2

基本目標	施策大項目	主な事業	平成30(2018) 年度評価	平成31(2019) 年度評価
2 ともに生きる豊かな地域づくり	(5)生活困窮者等への支援	(H30)③a 医療・福祉分野の横断的な研修案検討 (H31)③a 医療・福祉分野の横断的な研修案検討・調整	A	B ※3
		(H30,31)①e 家計相談支援事業実施の検討	B	A
		(H30)①g 若者支援マップの作成及び配布(マップを活用した自立に困難を抱える若者又はその家族へ関係機関の情報提供の実施) (H31)①g 若者支援マップの配布(マップを活用した自立に困難を抱える若者又はその家族へ関係機関の情報提供の実施)	A	B ※4
		(H30)②a 狛江市子ども・子育て支援事業計画の改定に合わせて子育て世帯への実態調査の実施 (H31)②a 調査結果を踏まえた狛江市子ども・子育て支援事業計画の改定	A	A
		(H30)②a 世代間交流の場の確保の検討 (H31)②a 元気高齢者による世代間交流の場の運営検討	A	A
3 安心・安全に暮らせるまちづくり	(3)市民主体による地域生活課題の解決力強化の支援	(H31)①a 「福祉のまちづくり委員会」の設置(1地区目)(再掲)	-	C
		(H31)①a コミュニティイソーシャルワーカーによる効果的な支援(1地区目(モデル地区))	-	A
		(H30)②a 世代間交流の場の確保の検討(再掲) (H31)②a 元気高齢者による世代間交流の場の運営検討	A	A
		(H30、31)①a 個別計画の策定	A	A
		(H30)②a 福祉避難所必要物品の検討及び備蓄場所の調整 (H31)②a 福祉避難所必要物品の備蓄	A	A

※1 当初予定していた電話相談の試行実施には至っていませんが、代替として官民の支援機関が実施している電話相談窓口等の情報を整理・周知しているため、B評価となっています。

※2 立ち上げに努めていましたが、設置に至らなかったため、C評価となっています。

※3 予定のとおり検討は行っていますが、研修を実施することはできなかったため、B評価となっています。

※4 平成30(2018)年度にて大きく前進したためA評価となっています。平成31(2019)年度は継続して若者支援マップの配布を行っていたことを評価基準に従って評価すると、B評価となりました。平成31(2019)年度の実績が平成30(2018)年度の実績と比較して悪い、又は実施できなかった部分があつたということではありません。

第4節 制度改正の動向

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）により地域福祉計画の策定が規定されて以降、災害時要援護者支援、社会的孤立など地域において支援を必要とする人の把握や適切な支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援などが、通知という形で地域福祉計画に盛り込むよう示されてきました。

誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 - 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン - （平成27年9月17日付け厚生労働省）では、従来の高齢者・障がい者・子どもといった分野別の社会福祉サービスから、互助・共助の取組みを育みつつ、多様なニーズに対応する「全世代・全対象型地域包括支援体制」が必要であるというビジョンが示されました。

その後、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日付け閣議決定）において、高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示され、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

また、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定が努力義務化されるとともに、地域福祉計画策定ガイドラインが示されました。

■社会福祉法の一部改正の概要■

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- (1) 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- (2) 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- (3) 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付ける。

さらに、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）の社会福祉法の一部改正では、地域共生社会の実現を図るために、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることとされています。

第5節 地域福祉をめぐる主な課題

統計から見る現状、市民意識調査結果に見る現状、狛江市第4次地域福祉計画（平成30（2018）年度・平成31（2019）年度）の進捗状況の評価及び制度改正の動向等を踏まえ、整理した課題は次のとおりです。

1 多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり

- (1) 介護と育児のダブルケア、80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活課題（いわゆる「8050問題」）等複雑化・複合化した課題を抱える世帯、生活困窮者、貧困の状況にある子ども等新たな地域生活課題を抱えている人・世帯が増えることが予想されます。
- (2) また、コロナウイルス感染症拡大に伴い、他者と物理的に距離を取ることを余儀なくされることになった結果、ひきこもり、虐待、DV等の地域生活課題を抱える人・世帯は孤立を深め、課題を深刻化させてしまう可能性があります。

例えば、警察庁が公表した令和2（2020）年の犯罪情勢統計では、虐待の疑いで警察が児童相談所に通告した18歳未満の子どもは前年比で8.9%増の10万6960人、児童虐待による摘発件数が前年比で8.1%増の2,131件といずれも過去最多を更新しております。併せて、多くの高齢者や障がい者は外出自粛や、通所介護、短期入所生活介護等の利用回数変更などにより、居宅で長い時間を過ごす生活が長期化しています。在宅生活の長期化に伴い、養護者の生活不安やストレスの増加が予想され、高齢者や障がい者を取り巻く家庭内での人間関係、介護・介助疲れなどの要因が影響し、高齢者・障がい者の虐待の発生・深刻化も懸念されます。

そのため、市では外出を自粛する方々の心のケアや自宅でのDVや虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障がい者などの要援護者に対して、市が行う見守り等により適切に支援する必要があります。

- (3) コロナウイルス感染症拡大に伴い、雇用状況が悪化し、自殺者数も増加しております。

例えば、厚生労働省が令和2（2020）年3月から行っている「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報」の調査によれば、令和3（2021）年3月5日現在の累計解雇等見込み労働者数は93,354人に達しており、また、同年5月25日から調査を開始した非正規雇用労働者の解雇等見込み数は44,150人に達しております。

警察庁が公表した令和2年における自殺の状況によれば、令和2年の自殺者数は21,081人となり、対前年比912人（約4.5%）の増、男女別では男性が11年連続で減少の一方、女性は前年度比935人（約15.4%）の増、年代別では20歳代が前年度比404人（約19.1%）の増、原因・動機別ではうつ病が前年度比187人（約4.8%）の増、その他の精神疾患が前年度比126人（約9.5%）の増、失業が前年度比48人（約22.0%）の増、生活苦が前年度比32人（約3.4%）の増となっています。

これら自殺でお亡くなりになった方の中には経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活苦を理由としたひとり親家庭の方や、生きづらさを感じて精神疾患を患い、命を絶った女性の方や、非正規労働者で雇い止めに遭った20歳代の若者等も含まれます。

これらコロナウイルス感染症を契機として顕在化又は増加に転じた地域生活課題にも対応する必要があります。

(4) こうした課題に対応するためには、既存の制度だけでは支援が不十分な人を把握し、必要に応じてアウトリーチも含めた相談支援を行うことが重要です。そのためには、市民・事業者・行政を含む関係機関が連携し、課題を発見し、支援につなげる相談支援体制を構築するとともに、体制の構築においては、その担い手となる人材を確保し、育成・養成する必要があります。

(5) また、高齢化により認知症の方は増加傾向にあり、今後ますます増加することが予測されます。障がいのある人及びその介助者も高齢化が進んでおり、成年後見制度の利用促進等の権利擁護支援の充実も必要です。

2 様々な主体が協働で地域生活課題に取り組む地域づくり

社会的孤立は、現代社会における最も重要な課題の1つですが、コロナウイルス感染症拡大に伴い、地域社会から孤立する人が増えているといわれております。

社会的孤立を防ぎ、地域生活課題を解決するためには、町会・自治会やボランティア団体をはじめとした活動団体、行政、事業者、商店、学校等様々な主体が協働で課題解決に取り組む必要があります。このような取組みを通じて、課題が生じることを未然に防ぐことにより、市民の生活を豊かにし、地域力を強化することが求められています。

市民意識調査では、約半数の方が地域活動・ボランティア活動に取り組んでいきたいと回答しています。また、市民参加・市民との協働を推進するために必要なこととして「地域住民が気軽に参画し、利用できる居場所づくり」を過半数の方があげています。

地域力を強化するためには、多世代・多機能型交流拠点を住民の身近な地域に設置し、社会的に孤立している方も含め誰もが気軽に立ち寄り、他者との交流を通じて誰もが悩みを共有し、支え合える環境を地域に創り出すとともに、地域コミュニティを支える担い手を生み出し、その人材が次代の担い手を育てる人材の好循環を実現し、持続可能な地域を創っていく必要があります。拠点の構築に当たっては、ウィズコロナの視点からリアルとオンライン双方の強みを活かし、人と人とのつながりを強め、新たな時代のコミュニティの在り方を模索することも重要です。

3 あらゆる人が安心・安全に暮らせるまちづくり

市民意識調査では、多くの市民が地域の防犯、防災等の安全面について課題があると感じていること並びに高齢者及び障がいのある人が災害時の避難について不安に感じていることが明らかになりました。地球温暖化などの影響と考えられる地球規模の気象変動により、日本各地で想定を超える風水害の発生が多発しており、狛江市においても令和元年東日本台風は大きな被害をもたらしました。行政における災害対策だけでなく、地域に暮らす様々な市民・団体・事業者が協力し、災害への備えを進めていく必要があります。

また、東京都では東京オリンピック・パラリンピックの開催を前提とした、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりが進められています。狛江市においても、全ての人が使いやすい、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

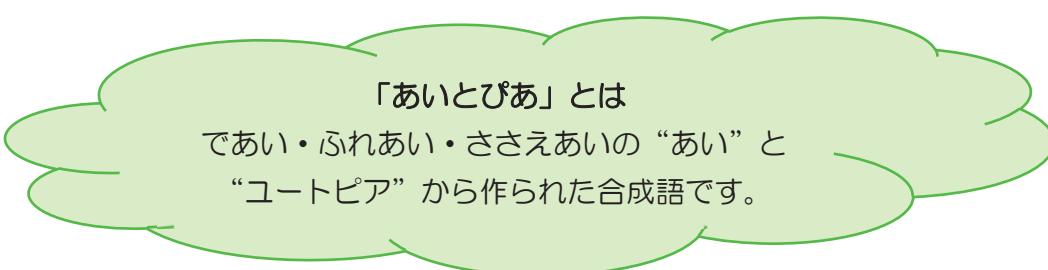
みんなで支え合い ともに暮らすまち ～あいとぴあ狛江～

狛江市では、平成6（1994）年に狛江市福祉基本条例を制定し、全ての市民が生涯にわたり個人として人間性が尊重され、生きがいをもって、ともに生きる豊かな福祉社会「あいとぴあ」の実現を目指して、福祉のまちづくりに取り組んできました。

条例制定から20年以上が経過し、私たちの生活は大きく変わりつつあります。それに伴い、私たちの生活を取り巻く地域生活課題も複雑化・複合化しています。

複雑化・複合化した地域生活課題を解決するには、福祉の「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる市民・団体・事業者が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと連携・協働して助け合うことが必要であり、このような取組みを通じて、全ての市民が生涯にわたり個人として人間性が尊重され、生きがいをもち、支え合って、ともに生きる豊かな福祉社会（地域共生社会）を実現する必要があります。

狛江市が目指す「あいとぴあ」の実現に向けて、「みんなで支え合い ともに暮らすまち～あいとぴあ狛江～」を基本理念として地域福祉施策を推進します。



「あいとぴあ」とは
でかい・ふれあい・ささえあいの“あい”と
“ユートピア”から作られた合成語です。

第2節 基本目標

「みんなで支え合い ともに暮らすまち～あいとぴあ泊江～」の実現に向けて、次の3つの基本目標を設定し、計画を推進します。

基本目標1：多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり

支援を必要とする全ての人が、必要とする支援を受けられる仕組みづくりを進めます。

現在、市では従来の枠組みでは対処しきれない、複雑化・複合化した地域生活課題や新たな地域生活課題を抱える人が適切な支援を受けられるよう、新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築を進めております。(図2-33) 今後は、既存の相談支援体制を踏まえ、重層的支援体制整備事業¹¹の実施に向けた支援を進めてまいります。例えば、複雑化・複合化した事例については、多機関で協働して課題を解きほぐし、関係機関の役割分担を図り、各支援機関が連携のもとでの支援を行います。また、長期にわたりひきこもり状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援を行うことにより本人との関係性の構築に向けた支援を行います。さらに、社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な人には、本人及びその世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復するような支援をするなど重層的な支援を進めてまいります。(図2-34)

また、権利擁護支援、虐待防止、生活困窮者等への支援等セーフティネットを充実させ、市民一人ひとりがサービスの利用者として権利と利益を保護され、自分に最もふさわしい福祉サービスを、自由に選択することができる仕組みづくりを進めます。

基本目標2：ともに生きる豊かな地域づくり

泊江市で生活する一人ひとりが地域生活課題に対し、自分自身の問題として受け止め、市、市民及び事業者が連携・協働して、解決に向けてみんなで支え合う地域づくりを進めます。

社会的孤立を防ぎ、不安や孤独感を抱えた人が悩みを分かち合い、相談できる「誰一人取り残さない地域づくりを進めるに当たっては、多世代・多機能型交流拠点を住民の身近な地域に設置し、社会的に孤立している方も含め誰もが気軽に立ち寄り、他者との交流を通じて誰もが悩みを共有し、支え合える環境を地域に創り出すとともに、地域コミュニティを支える担い手を生み出し、その人材が次代の担い手を育てる人材の好循環を実現し、持続可能な地域を創出していく必要があります。拠点の構築に当たっては、ウィズコロナの視点からリアルとオンライン双方の強みを活かし、人と人とのつながりを強め、新たな時代のコミュニティの在り方を模索してまいります。

¹¹ 既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業をいう。

また、高齢者、子ども、障がいのある人等あらゆる人がともに生きる豊かな地域づくりのため、一人ひとりの福祉意識の醸成、人材の育成・養成等を通じて、地域生活課題の解決力を高めていくなど地域づくりに向けた支援を進めます。

基本目標3：安心・安全に暮らせるまちづくり

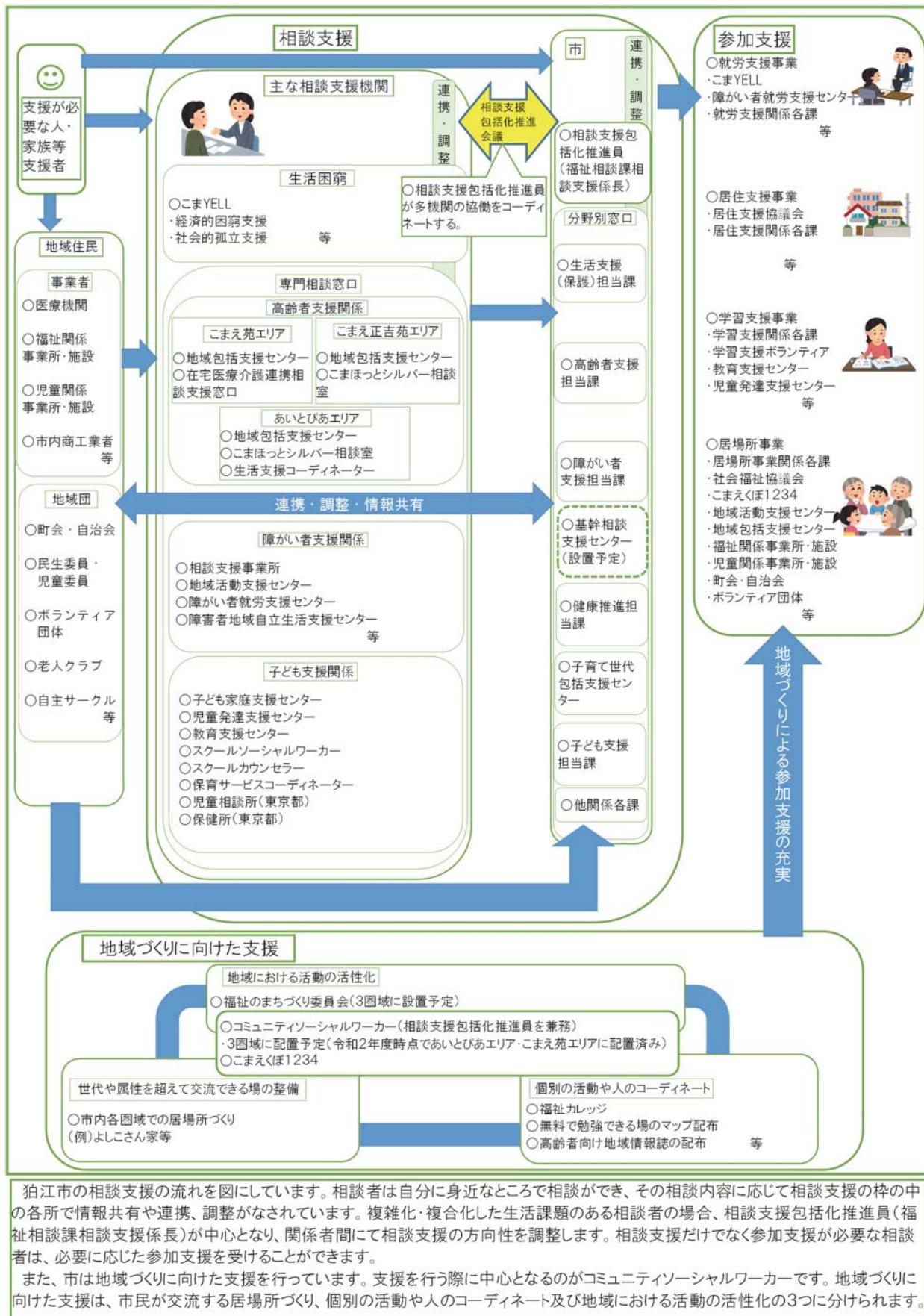
高齢者も障がいのある人も、子どももその家族等も、生き生きと安心して生活できるための取組みを進めます。

地球温暖化などの影響と考えられる地球規模の気象変動により、日本各地で想定を超える風水害の発生が多発しており、狛江市においても令和元年東日本台風は大きな被害をもたらしたことから、市民意識調査でも高齢者及び障がいのある人が災害時の避難について不安に感じていることが明らかになっております。令和元年東日本台風で明らかになった避難行動要支援者制度、福祉避難所の設置・運営等の課題、国から公表された「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難の在り方について（最終とりまとめ）」等を踏まえ、避難行動要支援者制度の見直しを行うとともに、福祉避難所の設置・運営体制の充実を図ります。

さらに、障がいのある人や外国人等も含めたあらゆる人が生活しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。

第2節 基本目標

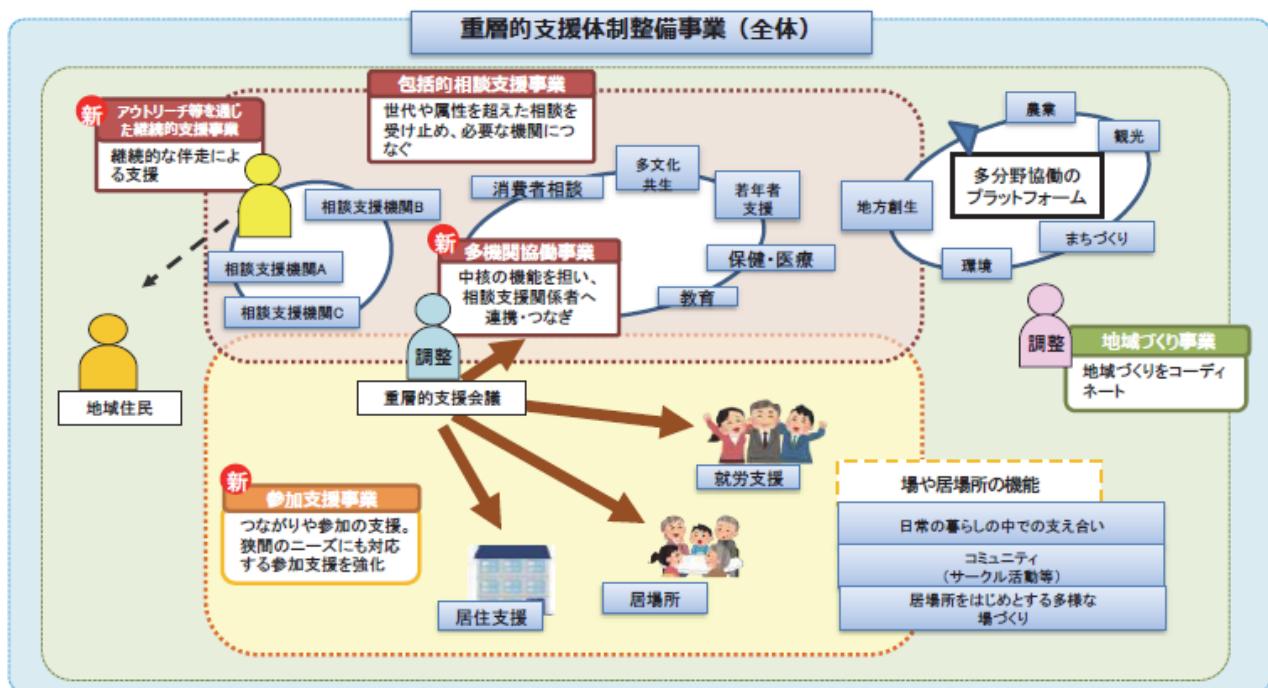
図2-33 狛江市の地域共生社会の構築に向けた現行の相談支援体制(イメージ)



狛江市の相談支援の流れを図にしています。相談者は自分に身近なところで相談ができ、その相談内容に応じて相談支援の枠中の各所で情報共有や連携、調整がなされています。複雑化・複合化した生活課題のある相談者の場合、相談支援包括化推進員(福祉相談課相談支援係長)が中心となり、関係者間に相談支援の方向性を調整します。相談支援だけでなく参加支援が必要な相談者は、必要に応じた参加支援を受けることができます。

また、市は地域づくりに向けた支援を行っています。支援を行う際に中心となるのがコミュニティソーシャルワーカーです。地域づくりに向けた支援は、市民が交流する居場所づくり、個別の活動や人のコーディネート及び地域における活動の活性化の3つに分けられます。

図2-34 重層的支援体制整備事業(イメージ)



出典：地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議

資料3 重層的支援体制整備事業における具体的な支援フローについて

第3章 施策・事業の体系・取組み内容

第1節 施策・事業の体系化

3つの基本目標を踏まえ、施策の体系を以下のように設定します。

施策体系で設定された施策のうち新規施策については、第3節の基本目標に向けた取組みにおいて、当該施策に係る新たな事業、事業計画等を記載いたします。

拡充施策については、第3節の基本目標に向けた取組みにおいて、拡充する事業、事業計画等を記載いたします。既存事業については必要に応じて記載します。

継続施策については、施策の体系の中で施策とともに当該施策に係る主な事業を記載します。

基本目標1：多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり

(1) 新しい包括的な相談支援・
サービス提供システムの構築

①【拡充】複雑化・複合化した課題に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。
★

主な既存事業

○各支援関係機関の関係構築と多様な方法・主体による情報提供の実施

②【拡充】包括的なサービスを提供できるシステムを構築します。
主な既存事業

○ひきこもりサポートネット等既存事業の周知と広報
○自立支援講習会等の実施

○若者支援マップの作成と配布

(2) 新しい支援体制を支える
環境整備

①【拡充】福祉の担い手となる人材を確保し、育成・
養成するための研修等を強化します。★

②【拡充】コーディネート人材を確保し、コーディネート機能の強化を図ります。★

③【拡充】医療・福祉分野で横断的に活躍できる専門人材を養成します。★
主な既存事業

○医療と介護の多職種連携研修会等の医療・福祉分野の横断的な研修の実施

(3) サービスの質の確保

①【拡充】サービスの質の向上を図ります。

主な既存事業

○第三者評価受審費補助制度及び受審におけるメリットの周知

○市HPでの第三者評価結果の公表

○社会福祉法人への指導検査の実施

○社会福祉法人が連携した地域における公益的な取り組みの支援

基本目標1：多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり

(4) 権利擁護支援・虐待の防止

- ①【拡充】権利擁護支援を推進します。
②【拡充】虐待の防止を推進します。

主な既存事業

- 高齢者、障がい者、児童の虐待防止マニュアル等の活用と、関係機関との連携による虐待防止の推進

(5) 生活困窮者等への支援

- ①【継続】生活困窮者の自立支援を行います。★

主な事業

- 自立相談支援事業の実施
- 住居確保給付金の給付
- 就労準備支援事業の実施
- フードバンク事業者に対する活動拠点の提供
- フードドライブへの協力
- 家計改善支援事業の実施
- 生活保護受給者を対象に市の就労支援相談員による支援とハローワークと連携した自立支援
- 緊急援護資金の貸付制度、生活福祉資金貸付制度等
福祉サービスの周知
- ひきこもりサポートネット等既存事業の周知と広報
- 自立支援講習会等の実施
- 若者支援マップの作成と配布
- 矯正施設退所予定者及び退所者等の支援
- ②【継続】子どもの貧困対策を実施します。★
- 主な事業**
- 地域活動団体、ボランティア団体等と連携した地域の活動の支援
- 母子・父子自立支援員による面接相談対応
- 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施
- 母子及び父子福祉資金貸付事業の実施
- 子どもの学習・生活支援事業の実施
- ひとり親家庭等の学習支援事業の実施
- 実態に即した就学援助費支給事業の実施
- 受験生チャレンジ支援貸付事業の実施

基本目標2：ともに生きる豊かな地域づくり

(1) 市民一人ひとりの福祉意識の向上

①【拡充】命の大切さや他人を思いやる心を育む教育を推進します。

主な既存事業

○全小・中学校で年間2回のhyper-QU及び大学連携によるコンサルテーションを実施

○小・中学校で「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育、人権教育を推進

○インクルーシブ教育システムの構築を目指した特別支援教育に関わる研修の実施

②【継続】誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指します。

主な事業

○いのち支える柏江市自殺対策計画による自殺対策の実施

③【拡充】市民との交流等により福祉意識の向上を図ります。

主な既存事業

○人権メッセージ発表会等による小・中学生への人権教育事業の実施

○こまえくぼ1234によるテーマ別体験学習と夏体験ボランティアの実施

○福祉力レッジの開催

④【継続】ワーク・ライフ・バランスを積極的に進める社会にします。

基本目標2：ともに生きる豊かな地域づくり

(2) 市民主体による地域資源創出の支援

①【拡充】ボランティア活動・地域福祉活動を推進します。

主な既存事業

- 市・こまえくぼ1234の広報誌、HP等によりボランティア等による地域福祉活動の情報提供
- 社会福祉協議会による小地域福祉活動の実施
- シルバー人材センターによる地区活動の実施
- ②【拡充】多世代・多機能型交流拠点を整備し、世代間交流を促進します。★
- ③【継続】外国人市民が地域で安心して暮らせるよう地域交流活動を推進します。

主な事業

- 泊江市国際交流協会による日本文化体験イベント、日本語スピーチ大会等の開催
- 外国人おもてなし語学ボランティア講座を共催し、講座受講者のオリンピック・パラリンピック事業等における活用に向けた調整及び情報提供

(3) 市民主体による地域生活課題の解決力強化の支援

①【拡充】地域づくりを進めるための人材育成と民間資源の確保の支援について取り組みます。★

- ②【拡充】地域資源と支援を必要とする人とのマッチングシステムづくりを進めます。
- ③【拡充】個別のケースから地域生活課題を抽出し、課題解決のための施策を検討するシステムづくりを進めます。
- ④【拡充】多世代・多機能型交流拠点を整備し、世代間交流を促進します。【再掲】★

基本目標3：安心・安全に暮らせるまちづくり

(1) 防災・防犯体制の充実

- ①【拡充】避難行動要支援者支援体制の構築を推進します。★
- ②【拡充】災害時の福祉避難所の円滑な運営体制を整備します。★
- ③【拡充】地域における防災・防犯体制を推進し、安心で安全な地域づくりを進めます。

主な事業

- 安心安全パトロール代表者会議における情報共有等
安心安全パトロールの活動団体の支援、連携強化

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

- ①【継続】ハード面からのユニバーサルデザイン化を進めます。

主な事業

- 市内建築物に対する福祉環境整備基準の指導
- みんなにやさしい生活空間づくり推進事業の周知と実施
- 市HP等による福祉環境整備基準適合証の周知
- 寄附による思いやりベンチの周知と設置の促進
- 「こまバス」の継続的な運行補助による移動支援
- 「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」の実施
- 自転車指導員による注意喚起
- 広報こまえ等による放置自転車対策の周知
- 自転車駐輪場の整備促進に向けた協議
- 視覚障がい者用誘導ブロックの整備等歩行空間のバリアフリー化の促進
- 横断歩道に接する歩道と車道との段差解消（ユニバーサルデザインプロック等の採用）
- 福祉施設、通学路、駅周辺等の横断歩行者が多い集客施設の近傍を中心に視覚障がい者用信号機、ゆとりシグナル等の整備及び見やすい標識等の設置や改良の警察署への要請

- ②【継続】ソフト面からのユニバーサルデザイン化を進めます。

主な事業

- 市HP等での福祉環境整備基準適合証やみんなにやさしい生活空間づくり推進事業の周知
- 生徒及び高齢者向け交通安全教室（スクエード・ストレイト）の開催

第2節 重点施策

施策体系のうち、★印の付いたものは、重点施策として設定します。実施に当たっては、対象者別の個別計画でも重点施策として取組みを強化するとともに、関連計画との連携を図り、幅広い視点から総合的な取組みを進めます。

第3節 基本目標に向けた取組み

基本目標1：多様な地域生活に応える包括的な支援の仕組みづくり

(1) 新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築

現状
<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な情報提供と相談対応が必要です（必要な福祉サービスを安心して利用できるようにするため市が充実すべきことについて「適切な情報提供」が57.5%と最も高く、次いで「適切な相談対応」が44.2%となっています。）。 ○ 特定の専門職のみでは対応が難しい複合的な課題を抱えた個人や世帯の相談が増加しています。 ○ 相談ニーズが複雑化・複合化しており、1人では相談機関の窓口まで来ることができない事例があります。 ○ 「ひきこもり」の状態にある方が高齢化しています。（「ひきこもり」の状態にある方の年齢を尋ねたところ、最も多いのは「50歳以上」で33.3%、次いで「30歳代」で22.2%となっている。） ○ 狛江市居住支援協議会では、住まい探しの相談窓口を開設し、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、相談支援を行うとともに、不動産関係団体や市内不動産事業者と協力して、住宅確保要配慮者の要望に見合う物件とのマッチングを行っています。 ○ 障がい者の住宅確保のための取組み（地域生活支援拠点¹²の整備等）が進んでいません。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な方法・主体による情報提供を行う必要があります。 ○ ライフステージ等に応じた切れ目ない、分野横断的な相談支援体制の充実を図るとともに、各種相談窓口の周知を進め、多様な方法・主体による情報提供が必要です。 ○ 市で構築を進めている新しい包括的な相談支援・サービス提供システムを踏まえ、重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を進める必要があります。 ○ 複雑化・複合化した課題を解決するためには、保健、医療、福祉、教育等に限らず、雇用・就労、住まい、司法、産業等との連携の推進が必要です。 ○ 「ひきこもり」の状態にある方を把握するためには、相談機関で待つだけなく、アウトリーチ等を通じた継続的な支援を充実させる必要があります。 ○ 「ひきこもり」支援施策の推進について（令和2（2020）年10月27日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）により、市区町村においては、原則として、令和3（2021）年度末までに①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営を全て行うことが求められているとともに、①～③の取組みの前提として、ひきこもり支援の主となる担当部局の設定及び関係部局間の連携体制の構築が求められています。 ○ 多世代・多機能型交流拠点の整備など地域づくりに向けた支援を行う中で、市民の身近な地域で本人の状況に応じて、「ひきこもり」の状態にある方等の社会参加に向けた支援を充実させる必要があります。 ○ 狛江市居住支援協議会の活動を通じて、更に住宅確保要配慮者¹³の居住の安定を図ることが必要です。 ○ 地域生活支援拠点の整備が必要です。
将来像（令和22（2040）年度）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者、障がい者、児童及び生活困窮者といった区別なく、地域に暮らす市民誰もがその人の状況にあった支援を受けられる。 ○ 市民を含む多様な主体の参加に基づく「支え合い」が醸成されている。

¹² 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）において、平成29（2017）年度末までに各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも1つを整備することとされている地域における障がい者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点をいう。

¹³ 低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。

重点施策

①【拡充】複雑化・複合化した課題に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。

事業	a 重層的支援体制整備事業の実施に向けて、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連携して複雑化・複合化した課題を解決するための包括的相談支援体制を整備します。		
将来像 ¹⁴	○ 既存の相談支援の取組みを活かしつつ、重層的支援体制整備事業の実施により、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制が構築されている。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
重層的支援体制整備事業実施に向けた府内関係部署、関係機関等との調整並びに地域共生社会推進会議及び市民福祉推進委員会での検討	重層的支援体制整備事業の実施	継続	
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律を踏まえた福祉基本条例の一部改正	改正福祉基本条例の施行	-	
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標4-（2）（P126）参照 障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標2-（1）①a（P220）参照			

事業	b 多様な方法・主体による情報提供を行います。
	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標3-（3）（P126）参照
	障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標3-（2）①（P216）参照

事業	c アウトリーチ型相談支援を実施します。
	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標4-（2）a（P135）参照
	障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標2-（1）①b（P221）参照

事業	d 包括的な相談に対応できる体制を整備するため、市内各相談窓口や市内外の関係機関との情報共有・連携を推進するとともに、様々な相談ができる各種相談窓口の周知を進めます。
	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標4-（2）（P126）参照
	障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標2-（1）①a（P220）参照
	第1期成年後見制度利用促進事業計画 基本目標1-（2）③（P311）参照

¹⁴ 将来像は、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年度を想定している。

②【拡充】包括的なサービスを提供できるシステムを構築します。

事業	a ひきこもり支援施策を推進します。		
将来像	○ ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方に対して、本人の状況に応じた参加支援が行われている。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
ひきこもり支援の主担当課の調整・設定及びひきこもり支援関係課との連携体制の構築	ひきこもり支援の主担当課とひきこもり支援関係課との連携	継続	
ひきこもり相談窓口の明確化・周知	ひきこもり相談窓口の周知	継続	
ひきこもり関係機関との連絡・情報共有体制（市町村プラットフォーム）の構築	ひきこもり関係機関との連絡・情報共有	継続	

事業	b 保健、医療、福祉、教育等の連携を強化するとともに、雇用・就労、住まい、司法、産業等との連携を推進します。
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標8-（1）（P128）参照	
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標1-（2）①a（P219）参照	

事業	c 高齢、障がい、児童等サービスの包括的な提供を進めます。
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標7-（3）（P128）参照	
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標1-（2）②（P215）参照	

事業	d 住宅確保要配慮者が住まいを確保できるよう支援します。
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標4-（3）（P126）参照	
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標1-（1）②（P215）、基本目標1-（1）①a（P218）参照	

(2) 新しい支援体制を支える環境整備

現状																							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉の担い手となる人材が不足しています。 ○ 市民一般調査で地域活動・ボランティア活動等について、現在取り組んでいる活動はないという回答の割合が72.5%です。 ○ 平成30（2018）年度にあいとぴあエリアに、令和2（2020）年度にこまえ苑エリアにコミュニティソーシャルワーカーを1人ずつ配置しました。 ○ コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援の相談対応実数は平成30（2018）年度が63人、平成31（2019）年度が68人、地域支援の相談対応実数は平成30（2018）年度が17件、平成31（2019）年度が21件となっています。 ○ 市民が地域生活課題を持ち寄り、市民が主体となってその課題を話し合い、解決する場として福祉のまちづくり委員会の設置に向けた検討を行っていますが、設置に至っていません。 																							
課題																							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉カレッジを開催し、地域における福祉の担い手となる人材を育成しておりますが、人材は不足しているため、継続した福祉分野の複雑化・複合化した課題に対応できる人材の確保・育成・養成が必要です。 ○ こまえくぼ1234による地域の人材・団体の掘り起こしや育成を推進する必要があります。 ○ こまえくぼ1234によるボランティア活動への参加機会の提供、情報発信を推進する必要があります。 ○ コミュニティソーシャルワーカーを配置し、個別支援、地域支援及び地域づくりを行っていますが、居場所の立ち上げ支援などの地域支援や福祉のまちづくり委員会の設置などの地域づくりに向けた支援を更に強化する必要があります。 																							
将来像（令和22年（2040）年度）																							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で支援を必要とする人を支える担い手となる人材が地域の中で増えている。 ○ 地域資源が発掘され、地域資源と支援を必要とする人とのマッチングを行う体制が整備されている。 ○ 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制を担う人材が確保され、育成・養成されている。 																							
重点施策																							
<p>① 【拡充】福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c6e2ff;">事業</th><th colspan="2" style="background-color: #c6e2ff;">a 福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">将来像</td><td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防活動やボランティア活動への参加機会の提供等により、介護予防やボランティアを行う市民が増加し、地域福祉の担い手の養成も行われている。事業所等では市の補助事業を活用した人材育成・養成がなされている。 </td></tr> <tr> <th style="text-align: center;">令和3（2021）年度</th><th style="text-align: center;">令和4（2022）年度</th><th style="text-align: center;">令和5（2023）年度</th></tr> <tr> <td>こまえくぼ1234による地域の人材・団体の掘り起こしや育成の推進、市民等の交流の場の創出・提供</td><td style="text-align: center;">継続</td><td style="text-align: center;">継続</td></tr> <tr> <td>こまえくぼ1234によるボランティア活動への参加機会の提供、情報の発信</td><td style="text-align: center;">継続</td><td style="text-align: center;">継続</td></tr> <tr> <td>第4期福祉カレッジ開催（定員20人程度）</td><td>第5期福祉カレッジ開催（定員20人程度）</td><td>第6期福祉カレッジ開催（定員20人程度）</td></tr> <tr> <td colspan="3"> 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標1-（2）（P125）、基本目標1-（2）a（P129）、基本目標2-（1）a（P130）参照 障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標1-（2）③（P215）参照 </td></tr> </tbody> </table>			事業	a 福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。		将来像	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防活動やボランティア活動への参加機会の提供等により、介護予防やボランティアを行う市民が増加し、地域福祉の担い手の養成も行われている。事業所等では市の補助事業を活用した人材育成・養成がなされている。 		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	こまえくぼ1234による地域の人材・団体の掘り起こしや育成の推進、市民等の交流の場の創出・提供	継続	継続	こまえくぼ1234によるボランティア活動への参加機会の提供、情報の発信	継続	継続	第4期福祉カレッジ開催（定員20人程度）	第5期福祉カレッジ開催（定員20人程度）	第6期福祉カレッジ開催（定員20人程度）	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標1-（2）（P125）、基本目標1-（2）a（P129）、基本目標2-（1）a（P130）参照 障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標1-（2）③（P215）参照		
事業	a 福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。																						
将来像	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防活動やボランティア活動への参加機会の提供等により、介護予防やボランティアを行う市民が増加し、地域福祉の担い手の養成も行われている。事業所等では市の補助事業を活用した人材育成・養成がなされている。 																						
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度																					
こまえくぼ1234による地域の人材・団体の掘り起こしや育成の推進、市民等の交流の場の創出・提供	継続	継続																					
こまえくぼ1234によるボランティア活動への参加機会の提供、情報の発信	継続	継続																					
第4期福祉カレッジ開催（定員20人程度）	第5期福祉カレッジ開催（定員20人程度）	第6期福祉カレッジ開催（定員20人程度）																					
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標1-（2）（P125）、基本目標1-（2）a（P129）、基本目標2-（1）a（P130）参照 障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標1-（2）③（P215）参照																							

重点施策

②【拡充】コーディネート人材を確保し、コーディネート機能の強化を図ります。

事業	a 生活支援コーディネーターを中心に地域資源を発掘し、ネットワーク化を進めるとともに、地域での支え合い体制の構築を進めるコミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域へ効果的な支援を行います。日常生活圏域（3圏域）ごとに、地域の課題を持ち寄り、課題を共有し、その解決に向けて動き出す福祉のまちづくり委員会の設置を検討します。	
将来像	○ 専門的な相談を継続的に受けることができ、高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て中の家庭等で支援を必要としている人に必要な支援が提供されている。同時に、日常生活圏域（3圏域）ごとに「福祉のまちづくり委員会」が設置され、地域の課題を共有して解決に動き出す仕組みができるている。	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
「福祉のまちづくり委員会」準備会の設置・開催（1地区目・2地区目）	「福祉のまちづくり委員会」の設置（1地区目・2地区目）	「福祉のまちづくり委員会」準備会の設置・開催（3地区目）
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標4-（2）a (P135)、基本目標4-（6）(P127) 参照		
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標2-（1）①b (P221) 参照		

重点施策

③【拡充】医療・福祉分野で横断的に活躍できる専門人材を養成します。

事業	a 地域共生社会を支える人材の確保を強化します。
	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標1-（2）(P125) 参照
	第1期成年後見制度利用促進事業計画 基本目標1-（1）②(P311) 参照

事業	b 障害者差別解消法の職員研修等の各種研修により職員の人財育成を行います。
	障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標2-（1）①(P215) 参照

(3) サービスの質の確保

現状	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者評価受審費補助制度の利用者が固定化されています。 ○ 社会福祉法人に対する指導検査は、3年ごとに1回指導検査を実施しています。 ○ 介護保険サービス事業所及び障がい福祉サービス事業所に対する指導検査は、市で認可又は指定権限のある法人又は指定権限のある法人又は事業所を中心に実施していますが、対象事業所数が多く定期的な指導検査は実施していません。 	
課題	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉サービスの事業所が自らのサービスの質を向上させるため、また、福祉サービスの利用者が第三者評価の結果を参照して事業所を選択するためには、できるだけ多くの事業所が第三者評価を受審する必要があります。 ○ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、都から市へ介護保険上の指定権限の委譲があり、現状の市の指導検査体制では十分な指導検査を行うことができていません。今後も指定権限の委譲が見込まれるため、市の指導検査体制を強化する必要があります。 	
将来像（令和22（2040）年度）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の社会福祉法人の経営組織のガバナンス及び財務規律が強化され、事業運営の透明性が向上するとともに、地域における公益的な取組み等を実施することにより地域社会に貢献している。 ○ 市内の福祉サービス事業者が利用者本位のサービス提供を行う体制が確保されている。 	

①【拡充】サービスの質の向上を図ります。

事業	a 各種サービス提供主体による連絡会・研修会によるサービスの質の確保を行います。
	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標7-（2）（P128）参照
	障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標2-（2）③a（P222）参照
事業	b 社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を確保するため、介護保険サービス事業者・障がい福祉サービス事業者・社会福祉法人に対する指導検査を実施します。
	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標7-（2）（P128）参照
	障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標2-（2）③（P215）参照
事業	c 介護保険サービスのケアプランの点検を行うとともに、計画相談支援事業の充実を図ります。
	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標7-（2）（P128）参照
	障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標2-（2）③a（P222）参照

(4) 権利擁護支援・虐待の防止

現状	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 狛江市の認知症高齢者数は、平成31（2019）年度末現在3,658人で、高齢者人口の18.3%に当たります。 ○ 市民意識調査で認知症や病気になって自分の意思を表明することが困難になった場合に備えて、自分の意思で表明する方法を考えているか尋ねたところ、高齢者（要介護者）で68.6%、障がい者（18歳以上）で73.4%が「考えていない」と回答しています。 ○ 成年後見制度利用促進について令和2（2020）年3月に共通計画を策定しました。 ○ 多摩南部成年後見センターに登録している狛江市民の市民後見人¹⁵は平成31（2019）年度末現在2人です。 ○ 児童虐待相談件数は概ね増加傾向にあり、平成30（2018）年度は59件、高齢者虐待相談・通報受理件数は増加と減少を繰り返しており、平成30（2018）年度は24件、障がい者虐待相談・通報・届出受理件数は〇件、DVに関する相談件数は増加と減少を繰り返しており、平成30（2018）年度は40件となっております。 	
課題	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度等の活用の必要性が高まることが考えられるため、より一層成年後見制度を分かりやすく広報するとともに、それ以外の権利擁護支援のための手段についても広報するなど判断能力が十分でない方の権利擁護支援を推進していく必要があります。 ○ 共通計画を踏まえて、狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画を令和2（2020）年度中に策定し、本計画を踏まえて、令和3（2021）年度から権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する必要があります。 ○ 市民後見人について、周知を図るとともに、成年後見人等（「成年後見人、保佐人及び補助人」をいう。以下同じです。）となった後のフォローアップにも力を入れる必要があります。 ○ 虐待・DVの防止に関する取組みを積極的に進めていく必要があります。 	
将来像（令和22（2040）年度）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されるとともに、安心して成年後見制度等を利用できる環境が整備され、利用者が成年後見制度等を利用することにより、可能な限り自分の生き方を自分で決定することができる。 	

①【拡充】権利擁護支援を推進します。

事業	a 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、運営します。
第1期成年後見制度利用促進事業計画 基本目標5（3）①a～d（P357～）参照	
事業	b 中核機関を整備し、中核機関としての機能分担を明確化します。
第1期成年後見制度利用促進事業計画 基本目標5（1）①a（P354～）参照	
事業	c 市民後見人を育成し、その活動を支援します。
第1期成年後見制度利用促進事業計画 基本目標3（3）（P341～）参照	

¹⁵ 社会貢献への意欲が高い一般市民の方で、市町村等が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人保佐人又は補助人として選任された方のことをいう。

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標1

事業	d 親族後見人 ¹⁶ 等への支援を充実させます。
第1期成年後見制度利用促進事業計画 基本目標4（2）（P352～）参照	

事業	e 相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制（モニタリング）を構築します。
第1期成年後見制度利用促進事業計画 基本目標2（1）⑤a（P325）参照	

② 【拡充】虐待の防止を推進します。

事業	a 虐待の防止のための見守りを推進します。
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標5-（4）（P127）参照	
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標4-（2）①（P217）参照	
第2期 こまえ子ども・若者応援プラン 基本目標1 基本施策1-8（P127～）	

事業	b 【一部再掲】高齢者、障がい者及び子どもに対する統一的、包括的な虐待への対応を推進するとともに、電話相談窓口など、様々な形態の各種相談窓口を周知します。
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標4-（2）（P126）参照	
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標2-（1）①（P215）参照	

¹⁶ 本人の親族で家庭裁判所により成年後見人保佐人又は補助人として選任された方のことをいう。

(5) 生活困窮者等への支援

現状
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民一般調査では日々の生活での悩みや不安として「経済的な問題」が30.0%（30歳代で28.6%、40歳代で32.6%）となっています。 ○ 狛江市の生活保護世帯数・人員数は増加傾向にあり、平成31（2019）年度の被保護世帯数が1,030世帯、被保護人員が1,193人となっており、被保護世帯の生活課題も複雑多岐にわたります。 ○ 「自立相談支援機関 こま YELL」では、生活困窮者自立相談支援事業を行っていますが、相談支援により見られた変化は、経済的变化では「一般就労開始（継続的就労）」が43.9%と最も多く、次いで、「社会参加機会の増加」及び「職場定着」が22.8パーセントとなっており、それ以外の変化では、「精神の安定」が45.6%と最も多く、「自立意欲の向上・改善」が33.3%、「家計の改善」が31.6%、「健康状態の改善」が22.8%となっています。 ○ 「自立相談支援機関 こま YELL」では、生活困窮者自立相談支援事業のほか、住宅確保給付金の給付、就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業を実施しています。 ○ 市民一般調査ではすべての子どもが生まれ育った環境（貧困等）によって左右されず、夢と希望を持って成長していくける社会を実現するために、狛江市が優先して取り組むべきこととして、「小・中学校で児童生徒の悩みや不安を受け止める相談員の配置の充実」が50.4%で最も多く、「地域における学習支援（無料塾等）」が38.3%、「子どもに食事の提供などを行う居場所づくり（子ども食堂等）」が35.8%、「就学支援の充実」が35.4%、「保護者の就労支援」が34.5%、「低所得者世帯の教育費、養育費への助成」が33.8%と続いている。 ○ 子ども向け市民調査では、お金がないことで塾に行くことができなかったり、習い事ができなかったことが「ある」と回答した小学5年生が5.6%、中学2年生が6.9%となっています。また、「ある」と回答した子どものうち自分で自分の家族の食事をつくったり、掃除をしたり、洗濯をしたりすることが「よくある」と回答した子どもが11.3%となっています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保護世帯の生活課題に適切に対応していく必要があります。 ○ 「自立相談支援機関 こま YELL」を更に周知する必要があります。 ○ 生活困窮者の問題を的確に把握し、それぞれの状況に応じて自立を助長するとともに、継続的な就労につながるよう、より一層計画的に支援を行っていく必要があります。 ○ 子どもの貧困対策としてスクールカウンセラーの配置、地域における学習支援、子どもの居場所づくり、保護者の就労支援、教育・養育費の助成等幅広い施策を推進する必要があります。また、子どもの貧困対策の中で家族にケアを要する人がいることで、家事や家族の世話をを行う子ども（ヤングケアラー）についても正確に把握し、適切な支援を行う必要があります。 ○ 地域活動・ボランティア活動団体等と連携した子どもの貧困対策を推進する必要があります。
将来像（令和22（2040）年度）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活に困窮している人が自立して生活できる。 ○ 憂みを抱える青少年が孤立することなく社会で自立して生活できる。 ○ 全ての子どもが生まれ育った環境に左右されずに、健やかに成長していくことができる。

重点施策

① 【継続】生活困窮者の自立支援を行います。

重点施策

② 【継続】子どもの貧困対策を実施します。

基本目標2：ともに生きる豊かな地域づくり

(1) 市民一人ひとりの福祉意識の向上

現状
<ul style="list-style-type: none">○ 障がい者スポーツの理解促進が十分ではありません。○ 市内2校の小学校及び1校の中学校で知的障がい者固定学級を、全校の小・中学校で特別支援教室を、1校の小学校で自閉症・情緒障がい固定学級を実施又は設置しています。○ 令和2（2020）年1月にいのち支える柏江市自殺対策計画を策定しました。○ 警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等（令和3（2021）年1月22日付け厚生労働省自殺対策推進室）によれば、令和2（2020）年年間の累計自殺者数（20,919人：速報値）は、対前年比750人（約3.7%）増となっています。○ 障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをしたりしたことがあるのは、障がいのある方等調査（18歳以上）では48.3%、障がいのある方等調査（18歳未満）では45.7%となっています。○ 家族以外で障がいのある人との関わりについては、市民一般調査では「ない」が77.1%、子ども向け市民調査では「ない」が78.5%となっています。また、関わりの「ない」子どもに障がいのある人と今後関わってみたいか尋ねたところ、「わからない」が58.6%で最も多くなっています。○ 市民一般調査で障がいのある方との交流や支援に必要なことについて尋ねたところ、「正しい知識の普及」が62.1%で最も多くなっています。○ 子ども向け市民調査で障がいのある人が地域や社会により積極的に参加するために、特に大切なことについて尋ねたところ、「障がいのある人や、障がいのことを市民がよく理解すること」が78.1%で最も多く、次いで、「地域や学校で福祉の教育をすること」が48.5%となっています。○ 障害者差別解消法について、市民一般調査では「知らない」は56.3%、障がいのある方等調査（18歳未満）では「知らない」は72.9%、障がいのある方等調査（18歳以上）では「知らない」は71.7%となっています。○ 待機児童の解消、介護離職ゼロに向けた取組み等ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を改善するための環境整備が十分ではありません。
課題
<ul style="list-style-type: none">○ 令和3（2021）年8月に開催される予定の東京パラリンピックを契機に障がい者スポーツの理解を促進する必要があります。○ 特別支援教育の体制充実を図る必要があります。○ いのち支える柏江市自殺対策計画による自殺対策を実施することにより、誰もが自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指す必要があります。○ 障がいを理由とする差別の解消等福祉に関する市民一人ひとりの理解を促進させるため、引き続き、市民との交流等による地域での普及啓発等を進める必要があります。○ 福祉に関する市民一人ひとりの理解を促進させるため、子どものころからの地域・学校での福祉教育等を進める必要があります。○ 引き続き、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を改善するための環境整備を進める必要があります。
将来像（令和22（2040）年度）
<ul style="list-style-type: none">○ 地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成に向けた市民一人ひとりの意識が醸成されている。

①【拡充】命の大切さや他人を思いやる心を育む教育を推進します。

事業	a 市内の小・中学校でオリンピック・パラリンピック教育を通して、障がい者理解の促進事業を図ります。
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標3-（2）②（P216）参照	

事業	b 特別支援教育の体制を充実させます。
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標2-（3）②a（P223）参照	

②【継続】誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指します。

③【拡充】市民との交流等により福祉意識の向上を図ります。

事業	a 障がい者スポーツ教室及び障がい者週間 ¹⁷ に合わせ、イベント、作品展示・物品販売等を実施します。
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標3-（2）②（P216）参照	

事業	b 障がい者への理解促進と差別解消を推進します。
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標3-（2）①（P216）参照	

事業	c ヘルプカード・ヘルプマーク・障がい者用ベストの普及を進めます。
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標5-（1）（P127）参照	
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標4-（1）②（P217）参照	

事業	d 小・中学校や保育園における福祉教育を実施します。
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標3-（2）①（P216）参照	

④【継続】ワーク・ライフ・バランスを積極的に進める社会にします。

事業	a こまえ子ども・若者応援プランによりワーク・ライフ・バランスを積極的に進める社会にします。
第2期 こまえ子ども・若者応援プラン 基本目標1 基本施策2-6（P102）、基本目標1 基本施策2-8（P103）、 基本目標1 基本施策6-12（P122）、基本目標2 基本施策2-3（P137～）	

¹⁷ 平成16（2004）年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障がい者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。「障がい者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間である。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等において、様々な意識啓発に係る取組みを展開している。

(2) 市民主体による地域資源創出の支援

現状
<ul style="list-style-type: none">○ 市民一般調査で現在取り組んでいる地域活動・ボランティア活動等について尋ねたところ、「取り組んでいる活動はない」が72.5%と最も多くなっています。○ 狛江市の地域活動・ボランティア活動等の行動者率は、25.4%となっており、国全体の「ボランティア活動」の行動者率 26.0%（総務省統計局の平成28（2016）年社会生活基本調査の結果）と比較して平均より若干低くなっています。○ 市民一般調査で地域活動・ボランティア活動等に取り組まない理由について尋ねたところ、「時間がないから」が 56.5%と最も多く、時間がない理由については、「仕事をしている」が66.2%と最も多く、「介護や子育て」が 26.2%となっています。○ 狛江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定締結先がまだ一部の町会・自治会、事業所等にとどまっています。○ 多世代・多機能型交流拠点の場づくり及び仕組みづくりが十分とはいえない。（市内数箇所で多世代・多機能型交流拠点が開設され、運営しておりますが、全ての市民の身近な場所にこのような場は設置されてはいません。）○ 市民一般調査で活動を行う居場所に行ってみたいと思うかについて尋ねたところ、「行ってみたい」が30.8%となっており、年代別に見ると70歳以上は「行ってみたい」が41.0%となっております。○ 市民参加・市民協働を推進するために必要なことについては、「地域住民が気軽に参画できる居場所づくり」が 50.8%と最も多くなっています。
課題
<ul style="list-style-type: none">○ こまえくぼ1234による地域の人材・団体の掘り起こしや育成を推進する必要があります。○ こまえくぼ1234によるボランティア活動への参加機会の提供、情報発信を推進する必要があります。○ 狛江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿を活用できるよう、事業所等との協定締結について協議を進める必要があります。○ 市民主体の地域活動等を促進するには、団体への情報発信の支援と市民への情報提供の充実、地域で活動できる場の拡充の支援に取り組む必要があります。○ 全ての市民の身近な場所に多世代・多機能型交流拠点が設置されるよう、設置に向けた検討及び支援を進める必要があります。
将来像（令和22（2040）年度）
<ul style="list-style-type: none">○ 地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成され、福祉等の地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる。

①【継続】ボランティア活動・地域福祉活動を推進します。

事業	a 【再掲】福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。		
将来像	○ 介護予防活動やボランティア活動への参加機会の提供等により、介護予防やボランティアを行う市民が増加し、地域福祉の担い手の養成も行われている。事業所等では市の補助事業を活用した人材育成・養成がなされている。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
こまえくぼ1234による地域の人材・団体の堀り起こしや育成の推進、市民等の交流の場の創出・提供		継続	継続
こまえくぼ1234によるボランティア活動への参加機会の提供、情報の発信		継続	継続
第4期福祉カレッジ開催（定員20人程度）	第5期福祉カレッジ開催（定員20人程度）	第6期福祉カレッジ開催（定員20人程度）	
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標1-（2）（P125）、基本目標1-（2）a（P129）、基本目標2-（1）a（P130）参照			
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標1-（2）③（P215）参照			

事業	b 狛江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定、狛江市ながら見守り活動に関する協定等の締結先を増やし、見守り活動を行います。
	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標5-（3）（P127）、基本目標5-（1）a（P136）参照
	障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標4-（1）②a（P226）参照

重点施策

②【拡充】多世代・多機能型交流拠点を整備し、世代間交流を促進します。

事業	a フリースペースを確保し、高齢者だけでなく、障がい者の活動支援や子どもの居場所確保支援のための元気高齢者による地域貢献活動を推進し、支え合いによる世代間交流を促します。
----	---

事業	b 市民団体等によるインフォーマル活動や地域貢献活動を支援し、障がいのある人を地域で支える体制を構築します。
----	--

事業	c 子どもの意見をまちづくりに活かす取組みを行います。
第2期 こまえ子ども・若者応援プラン 基本目標1 基本施策1-7 関連事業1-7-7 (P125)、基本目標1 基本施策1-8 関連事業1-8-7 (P129)	

事業	d 常設プレーパーク ¹⁸ で遊びを通じての世代間の交流を促進します。
第2期 こまえ子ども・若者応援プラン 基本目標1 基本施策1-3 関連事業1-3-5 (P106)	

③【継続】外国人市民が地域で安心して暮らせるよう地域交流活動を推進します。

¹⁸ 子どもたちが自由に遊びを創造し、自然の中で自発的・冒険的な遊びができる遊び場のこと。

(3) 市民主体による地域生活課題の解決力強化の支援

現状
<ul style="list-style-type: none"> ○ 町会・自治会加入世帯率は、平成30（2018）年が43.9%、平成31（2019）年が42.7%、令和2（2020）年が41.0%と年々低下しています。 ○ 市民一般調査では、ご近所付き合いについては、「会えばあいさつする程度」が39.6%で最も多く、次いで、「助け合うまではいかないが、親しく話をしている人がいる」が20.4%となっています。家族構成別でみると、ひとり暮らし世帯は「会えばあいさつする程度」が最も多くなっていますが、それ以外世帯と比較してその割合は低く、2番目に多いのは「つきあいはほとんどない」となっています。 ○ コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援の相談対応実数は平成30（2018）年度が63人、平成31（2019）年度が68人、地域支援の相談対応実数は平成30（2018）年度が17件、平成31（2019）年度が21件となっています。 ○ 市民が地域生活課題を持ち寄り、市民が主体となってその課題を話し合い、解決する場として福祉のまちづくり委員会の設置に向けた検討を行っていますが、設置に至っていません。 ○ 多世代・多機能型交流拠点の場づくり及び仕組みづくりが十分とはいえません。（市内数箇所で多世代・多機能型交流拠点が開設され、運営しておりますが、全ての市民の身近な場所にこのような場は設置されてはいません。）
課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣関係が希薄化し、地域の見守り力が低下しています。 ○ 地域づくりを進めるための人材育成と民間資源の確保の支援について引き続き取り組む必要があります。 ○ こまえくぼ1234の市民公益活動を行っている個人、市民公益活動団体及び行政との連携並びに交流の促進に関する役割を強化する必要があります。 ○ 市民が地域生活課題を持ち寄り、市民が主体となってその課題を話し合い、解決する場として福祉のまちづくり委員会を早期に設置し、運営する必要があります。 ○ 福祉カレッジを開催し、地域における福祉の担い手となる人材を育成しておりますが、育成された人材を地域における活動につなげていく必要があります。 ○ コミュニティソーシャルワーカーをあいとぴあエリア及びこまえ苑エリアに配置し、個別支援、地域支援及び地域づくりを行っていますが、地域支援及び地域づくりを更に強化する必要があります。 ○ 福祉分野の複雑化・複合化した課題に対応できる人材の確保・育成・養成を充実させる必要があります。 ○ 地域で多様な課題を抱える人・世帯を把握し、支援していくには、地域活動・ボランティア活動等の役割及びそのネットワーク化が重要です。 ○ 高齢者保健福祉、障がい者福祉各分野において、個別のケースから地域生活課題を抽出し、課題解決のための施策を検討するシステムづくりを引き続き進める必要があります。 ○ 全ての市民の身近な場所に多世代・多機能型交流拠点が設置されるよう、設置に向けた検討及び支援を進める必要があります。
将来像（令和22（2040）年度）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な人々が地域の中で交流することで、支えられ、支援を必要とする人が地域の中で支援を受けられる体制が整っている。 ○ 地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成され、福祉等の地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる。

重点施策

①【拡充】地域づくりを進めるための人材育成と民間資源の確保の支援について取り組みます。

事業	a 地域づくりにおける官民協働を促進するため、ソーシャル・ビジネス ¹⁹ の担い手となる人材を育成するとともに、市民等が主体的に地域生活課題を解決するための財源確保の手法としてクラウドファンディング等の民間財源の確保に向けた支援を引き続き行います。	
将来像	○ ソーシャル・ビジネスの担い手となる人材の育成手法について検討がなされ、地域づくりを推進するための財源が確保されることにより、地域づくりが円滑に推進されている。	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
創業スクールや創業セミナー等によるソーシャル・ビジネスの担い手の育成	継続	継続
クラウドファンディング ²⁰ 等の民間財源の確保への支援	継続	継続
民間財源の確保に向けた支援の検討	継続	継続

②【拡充】地域資源と支援を必要とするとのマッチングシステムづくりを進めます。

事業	a 【再掲】生活支援コーディネーターを中心に地域資源を発掘し、ネットワーク化を進めるとともに、地域での支え合い体制の構築を進めるコミュニティソーシャルワーカーを配置して、コミュニティソーシャルワーク機能を展開し、地域へ効果的な支援を行います。	
将来像	○ コミュニティソーシャルワーク機能を展開するためのシステムが作られ、市民が専門的な相談を継続的に受けることができ、高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て中の家庭等で支援を必要としている人に必要な支援が提供されている。同時に、日常生活圏域（3圏域）ごとに「福祉のまちづくり委員会」が設置され、地域の課題を共有して解決に動き出す仕組みができている。	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
「福祉のまちづくり委員会」準備会の検討・開催（1地区目・2地区目）	「福祉のまちづくり委員会」の設置（1地区目・2地区目）	「福祉のまちづくり委員会」準備会の検討・開催（3地区目）

高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標4-（2）a (P135)、基本目標4-（6）(P127) 参照

障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標2-（1）①b (P221) 参照

¹⁹ 地域活性化、少子高齢化、環境問題、貧困等多様な地域生活課題の解決に向けてビジネスの手法を活用する取組みをいう。

²⁰ 群衆（Crowd）と資金調達（Funding）という言葉を組み合わせた造語で、様々な理由でお金を必要としている人に対し、共感した人が一口1,000円程度からインターネット上で多数の人から資金を募る仕組みをいう。

③【拡充】個別のケースから地域生活課題を抽出し、課題解決のための施策を検討するシステムづくりを進めます。

事業	a 高齢者保健福祉、障がい者福祉各分野において、個別のケースから地域生活課題を抽出し、課題解決のための施策を検討するシステムづくりを推進します。
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標4-（5）(P127) 参照	
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標2-（2）③a (P222) 参照	

重点施策

④【拡充】多世代・多機能型交流拠点を整備し、世代間交流を促進します。【再掲】

事業	a 【再掲】フリースペースを確保し、高齢者だけでなく、障がい者の活動支援や子どもの居場所確保支援のための元気高齢者による地域貢献活動を推進し、支え合いによる世代間交流を促します。
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標3-（2）a (P133) 参照	
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標3-（2）②a (P225) 参照	

事業	b 【再掲】市民団体等によるインフォーマル活動や地域貢献活動を支援し、障がいのある人を地域で支える体制を構築します。
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標1-（2）③ (P215) 参照	

事業	c 【再掲】子どもの意見をまちづくりに活かす取組みを行います。
第2期 こまえ子ども・若者応援プラン 基本目標1 基本施策1-7 関連事業1-7-7 (P125)、基本目標1 基本施策1-8 関連事業1-8-7 (P129)	

事業	d 【再掲】常設プレーパークで遊びを通じての世代間の交流を促進します。
第2期 こまえ子ども・若者応援プラン 基本目標1 基本施策1-3 関連事業1-3-5 (P106)	

基本目標3：安心・安全に暮らせるまちづくり

(1) 防災・防犯体制の充実

現状
<ul style="list-style-type: none">○ 市民一般調査では住んでいる地域の問題や課題として「地域の防犯・防災など安全面」が31.3%と最も多くなっています。○ 日常生活での悩みや不安として「災害時のこと（備えや避難など）」が、市民一般調査では46.7%となっています。○ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では38.0%の方が、障がいのある方等調査（18歳以上）では53.1%の方が緊急時に1人で避難できないと回答しています。○ 避難所では、高齢者、障がい者、乳幼児等様々な人に配慮した準備が必要であり、市民意識調査でも、プライバシーに関することや、体調を崩しやすい人への配慮、男女別の設備の設置等についての希望が多い傾向があります。○ 地域見守り活動支援対象者名簿登録者数が対象者全体の46.4%（平成31（2019）年度末現在）にとどまっています。○ 【再掲】狛江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定締結先がまだ一部の町会・自治会、事業所等にとどまっています。○ 近年、台風やゲリラ豪雨による風水害が全国各地で発生しています。令和元年東日本台風では狛江市内でも被害が発生し、地域見守り活動支援対象者名簿の活用等様々な課題が浮き彫りになりました。○ 市内において、今なお多額の特殊詐欺被害が発生しています。
課題
<ul style="list-style-type: none">○ 曜日から、地域の様々な人を交えた防災・災害対策を進めていく必要があります。○ 防災に関し、市民一人ひとりが曜日から備えを行って「自助」の意識を高めることで、発災後の被害を最小限に抑え、その後「共助」へとつなげていく必要があります。○ 緊急時に避難行動に支援を必要とする方を正確に把握し、災害時に必要な支援を受けることができるよう体制を構築する必要があります。○ 狛江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿を災害時に有効に活用できるよう、市内福祉サービス事業所、医師会、訪問看護事業所等の関係機関への名簿の提供に関する協定締結を検討する必要があります。○ 災害時の情報を市民に広く発信するため、情報伝達体制の整備を推進していく必要があります。○ 市民一人ひとりの防犯意識を更に高めることにより、特殊詐欺被害防止等に向けて、これまで以上に取り組んでいく必要があります。
将来像（令和22（2040）年度）
<ul style="list-style-type: none">○ 狛江市が日本一安心で安全に暮らせるまちとなり、誰もが安心して暮らせる。

重点施策

①【拡充】避難行動要支援者支援体制の構築を推進します。

事業	a 現在の地域見守り活動支援対象者が「災害時など緊急時に1人で判断し、避難することが困難な方」といえるかどうかを再度検証し、必要があれば見直しを進めるとともに、地域見守り活動支援対象者名簿を災害時に有効に活用できるよう検討します。
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標5-（1）a (P136) 参照	
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標4-（1）②a (P226) 参照	

事業	b 【一部再掲】地域見守り活動支援対象者の把握を進め、個別計画を策定します。
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標5-（1） (P127) 参照	
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標4-（1）②a (P226) 参照	

事業	c 【再掲】ヘルプカード・ヘルプマーク・障がい者用ベストの普及を進めます。
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標5-（1） (P127) 参照	
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標4-（1）② (P217) 参照	

事業	d 複数の福祉施設と災害時における福祉避難所及び緊急入所に関する協定の締結を推進します。
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標5-（1） (P127) 参照	

重点施策

②【拡充】災害時の福祉避難所の円滑な運営体制を整備します。

事業	a 福祉避難所協定の締結を進めるとともに、泊江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに従った訓練の実施や、必要物品の備蓄を行います。
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標5-（1） (P127) 参照	
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標4-（1）① (P217) 参照	

事業	b 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）の改正及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等の改定を踏まえ、福祉避難所の確保、運営体制等について必要な見直しを行います。
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標5-（1）b (P136) 参照	
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標4-（1）①a (P226) 参照	

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標3

③【拡充】地域における防災・防犯体制を推進し、安心で安全な地域づくりを進めます。

事業	a 防災ガイド・狛江防災・災害の心得を配布し、防災カレッジを実施します。		
将来像	<input type="radio"/> 市民が気軽に防災知識を習得できる機会が提供されている。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
防災ガイド（改訂版）の配布・周知	防災ガイド（改訂版）の配布・周知 防災ガイド（改訂版）の修正（必要に応じて）		継続
防災カレッジの実施		継続	継続

事業	b 避難所運営協議会による避難所運営訓練等の実施を支援します。		
将来像	<input type="radio"/> 訓練等の支援を受けた避難所運営協議会が独自で避難所運営訓練等を実施している。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
避難所運営協議会を中心とした総合防災訓練の実施			
避難所運営協議会等と連携した水防訓練の実施	継続		継続

事業	c 【再掲】狛江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定、狛江市ながら見守り活動に関する協定等の締結先を増やし、見守り活動を行います。		
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標5-（3）（P127）、基本目標5-（1）a（P136）参照			
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標4-（1）②a（P226）参照			

事業	d 特殊詐欺等被害防止対策、消費者被害防止対策等を強化します。		
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標5-（5）（P127）参照			

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

現状
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある方等（18歳以上）調査では、外出するときに、困ったり不便に思ったりすることとして、「建物・駅などの階段の上り下り」、「道路の段差」、「トイレ」等のほか、様々な項目について心配だという回答があります。 ○ 市民の交通利便性を向上させるため、「こまバス」のルート改正やバス停の増設を実施しています。 ○ 市民一般調査では、「ユニバーサルデザイン」の周知度は47.5%、「バリアフリー」の周知度は93.8%、「障害者基本法」の周知度は20.0%、「障害者差別解消法」の周知度は13.3%となっています。 ○ 「福祉環境整備基準適合証²¹」を取得した施設は、令和2（2020）年末時点で17施設となっています。 ○ みんなにやさしい生活空間づくり推進事業²²補助金の申請者数が増えません。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての人が使いやすい、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める必要があります。 ○ 市民の交通利便性の更なる向上が求められています。 ○ 引き続き、福祉環境整備基準適合証、みんなにやさしい生活空間づくり推進事業補助金等の周知を進める必要があります。
将来像（令和22（2040）年度）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなくともに支え合い、多様な個人がその能力を発揮することができる。 ○ 障がいのある人もない人も、みんなにやさしく暮らしやすい環境が整備されている。

①【継続】ハード面からのユニバーサルデザイン化を進めます。

②【継続】ソフト面からのユニバーサルデザイン化を進めます。

事業	a ココシルこまえ ²³ によるバリアフリーなルートの案内を提供します。
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標3-（2）①（P216）参照	
事業	b 【一部再掲】障がいへの理解促進と差別解消に向けた取組みを実施します。
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標3-（2）①（P216）参照	
事業	c 【再掲】ヘルプカード・ヘルプマーク・障がい者用ベストの普及を進めます。
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標5-（1）（P127）参照	
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標4-（1）②（P217）参照	

²¹ 狛江市福祉基本条例第22条の規定により定められた「福祉環境整備基準」に適合していると市長が認める施設に交付される適合証のことを行う。

²² 共同住宅の共有部分と小規模建築物のユニバーサルデザイン化に対する補助事業をいう。

²³ 狛江市の役立つ情報を提供するポータルサイト（アプリ）であり、子育て、福祉、防災、イベント、バリアフリー情報を探している。

第4章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

1 市民福祉推進委員会による進捗状況の管理

基本的、総合的な福祉施策を推進するための計画の策定や改定、市民福祉に係る重要事項に関する調査、審議・具申する市長の附属機関である泊江市福祉基本条例第32条第1項による市民福祉推進委員会において、同条第32条第2項第4号の規定により、計画全体の進捗を確認・評価し、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

また、計画の進捗状況については、広報こまえ及び市公式ホームページを活用して市民に周知します。

2 庁内及び関係機関との事業や施策の調整

地域福祉は、市民の地域生活課題に直結することもあるため、庁内の福祉関係部署だけでなく、幅広い部署が関係することになります。また、似たような事業をそれぞれの所管課が実施するよりも、地域福祉の視点で調整を行い、より効果的な事業展開を行っていくことが地域福祉を推進する上で重要となっています。

これらを踏まえ、地域福祉の推進を全庁的な取組みとともに、関係機関との連携による充実したものとするため、進捗管理時に必要があればヒアリングを行うとともに、課題を共有し、課題解決を図ります。

第2節 計画の評価方法

1 評価の手順

本計画を具体的な事業として実現するとともに、目標数値を確実に達成するためには、計画期間中、PDCAサイクルにより進行管理を行い、その結果を市民に対して公開することにより、より高い推進力を確保していくことが必要となります。

そこで、本計画においては、以下のサイクル（図2-35）とスケジュール（図2-36）に従って毎年度、計画の進行管理を実施します。

図2-35 PDCAサイクルによる進行管理

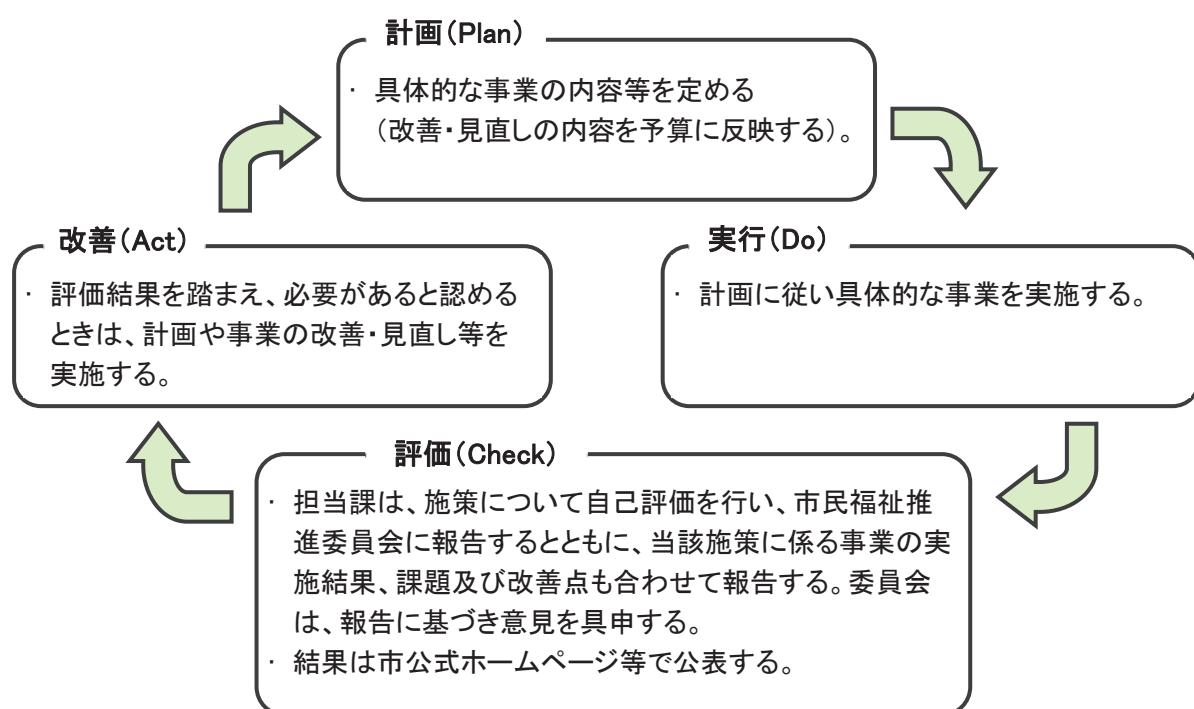
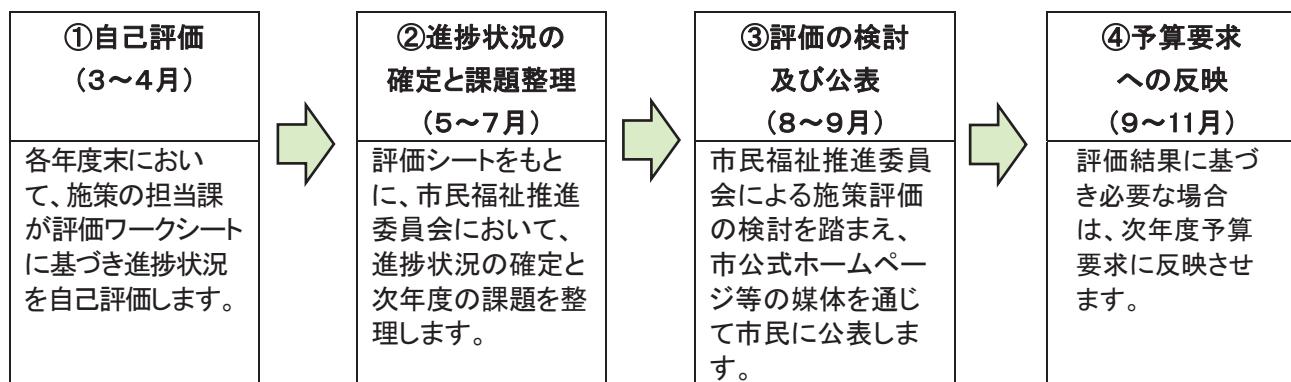


図2-36 評価(Check)から改善(Act)へのスケジュール



2 評価の基準

地域福祉計画の施策については、毎年度計画が実施されているか、施策ごとに以下のA～Dで評価します。（表2-13）

表2-13 進捗評価の方法・基準

評価基準	評価指標
A (進捗している)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の70%以上を達成できた
B (現状維持)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の40%以上70%未満を達成できた
C (あまり進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の20%以上40%未満を達成できた
D (全く進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の20%未満を達成できた

具体的な施策の評価方法は次のとおりです。

【例①】施策1に係る4つの事業の令和3（2021）年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和3年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業a	達成	達成	-
	事業b	未達成	-	-
	事業c	未達成	-	-
	事業d	達成	-	-

この場合、事業aについては、令和4（2022）年度まで年次目標までの前倒しで達成していますが、この点は評価に入れません。事業aから事業dまでの令和3（2021）年度の達成率は2/4で50%となりますので、評価はBとなります。

【例②】その後、施策1に係る4つの事業の令和4（2022）年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和3年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業a	達成	達成	-
	事業b	未達成	達成	-
	事業c	未達成	未達成	-
	事業d	達成	達成	-

この場合、令和4（2022）年度までの年次目標を評価しますので、令和3（2021）年度の年次目標の達成状況も含め評価します。

ただし、事業b及び事業dの年次目標が単年度の年次目標であり、次年度に繰り延べて実施できない年次目標の場合には、令和3（2021）年度の年次目標の達成状況は評価から外します。

その結果、事業aから事業dまでの令和4（2022）年度までの達成率は4/6で66.6%となりますので、評価はBとなります。

【例③】その後、施策1に係る4つの事業の令和5（2022）年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和3年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業a	達成	達成	達成
	事業b	未達成	達成	達成
	事業c	達成	達成	達成
	事業d	達成	達成	未達成

この場合、令和4（2022）年度までの年次目標を評価しますので、令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度の年次目標の達成状況も含め評価します。

ただし、事業b及びdの評価については、例②の場合と同様です。なお、事業cについては令和5（2023）年度に令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度の年次目標も達成できましたので、その点も評価に加えます。

その結果、事業aから事業dまでの令和5（2023）年度までの達成率は7/8で87.5%となりますので、評価はAとなります。

第2編

高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画

第1章 高齢者保健福祉を取り巻く現状と課題

第1節 統計から見る現状

1 高齢者人口及び要支援・要介護認定者数の推移と推計

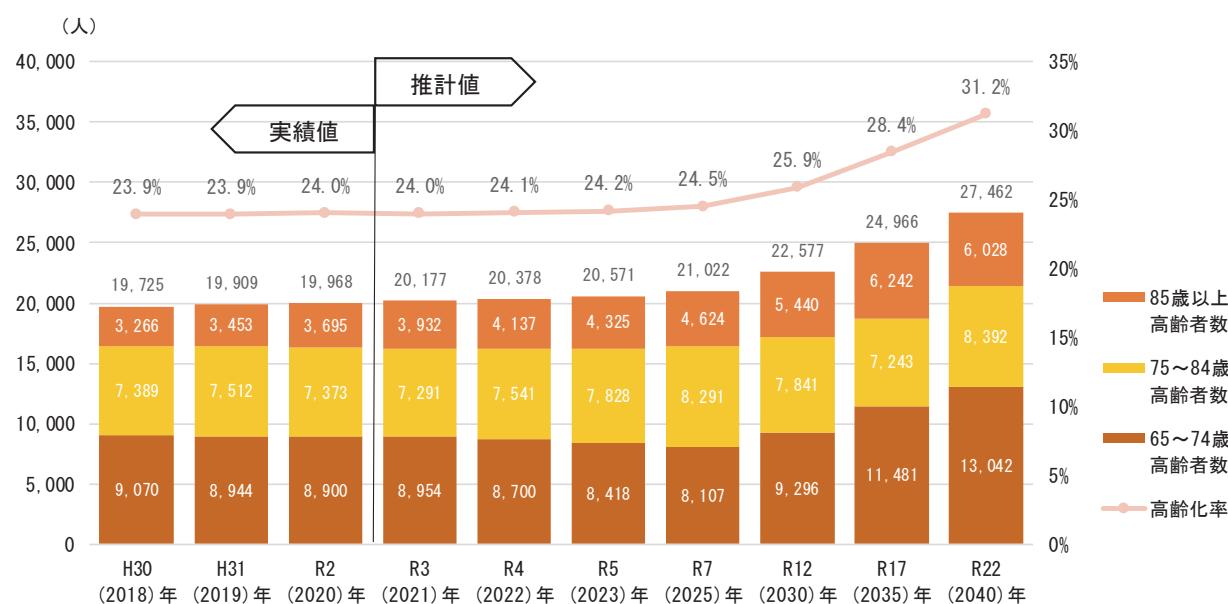
(1) 高齢者人口

令和2（2020）年10月1日現在、狛江市の総人口は83,360人、このうち高齢者人口は19,968人で、高齢化率は24.0%となっています。

第8期介護保険事業計画の実施期間中における高齢者人口は、令和3（2021）年には20,177人、令和4（2022）年には20,378人、令和5（2023）年には20,571人になると推計しています。

「団塊の世代」が全員75歳以上となる令和7（2025）年には、高齢者人口は21,022人、令和22（2040）年には27,462人と推計しています。（図3-1、表3-1）

図3-1 年齢4区分別人口、表3-1 高齢化率の推移



※令和2（2020）年までは「狛江市住民基本台帳」（各年10月1日現在）

※令和3（2021）年以降の推計値は、令和2（2020）年8月の住民基本台帳人口をもとにコーホート要因法により推計した。

※令和3（2021）年以降の推計値は端数処理により合計が一致しない場合がある。

	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R7年	R12年	R17年	R22年
0～14歳	11.7%	11.8%	11.9%	12.0%	12.1%	12.1%	12.2%	11.9%	11.3%	10.8%
15～64歳	64.4%	64.2%	64.2%	64.0%	63.8%	63.7%	63.3%	62.2%	60.3%	58.0%
65歳以上	23.9%	23.9%	24.0%	24.0%	24.1%	24.2%	24.5%	25.9%	28.4%	31.2%
75歳以上	12.9%	13.2%	13.3%	13.3%	13.8%	14.3%	15.0%	15.2%	15.4%	16.4%
85歳以上	4.0%	4.2%	4.4%	4.7%	4.9%	5.1%	5.4%	6.2%	7.1%	6.8%

(2) 要支援・要介護認定者

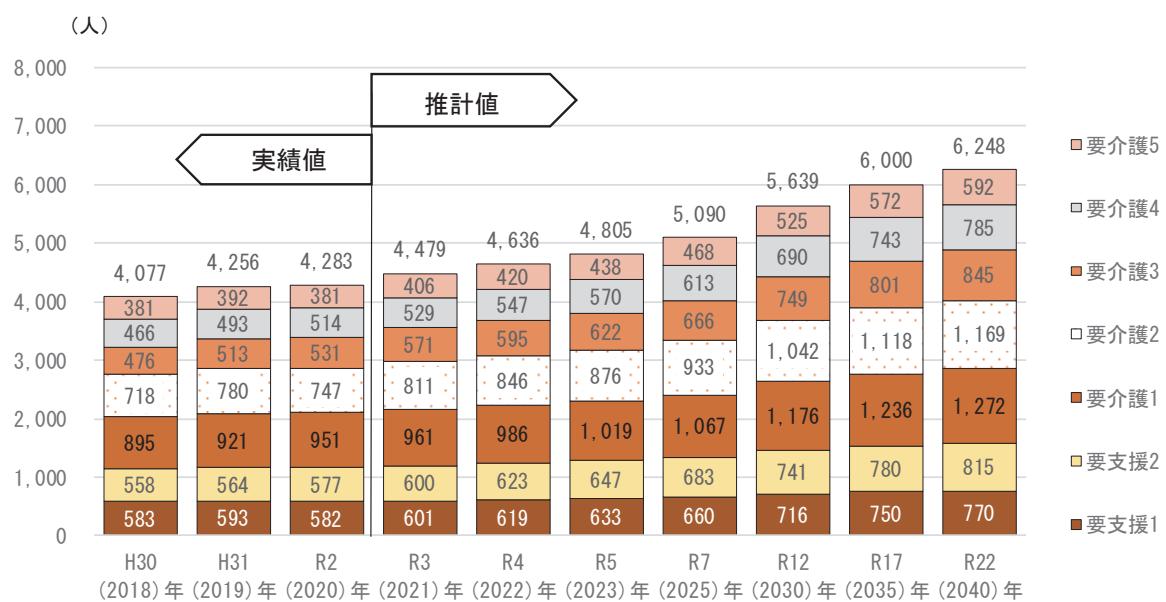
令和2（2020）年10月1日現在、狛江市の要支援・要介護認定者数は4,283人となっています。

第8期介護保険事業計画の実施期間中の要支援・要介護認定者数は、令和3（2021）年には4,479人、令和4（2022）年には4,636人、令和5（2023）年には4,805人になると推計しています。

なお、表3-1のとおり令和3（2021）年から令和5（2023）年までの高齢化率がほぼ横ばいにも関わらず、認定者が増えていくと予測されているのは、要支援・要介護になりやすい75歳以上の人�数が第8期介護保険事業計画期間中に増加するためです。

認定者数は、令和7（2025）年には5,090人、令和22（2040）年には6,248人と推計しています。（図3-2）

図3-2 要支援・要介護認定者数



出典：地域包括ケア「見える化」システムより作成（各年10月1日現在）

(3) 高齢者世帯の動向

平成27（2015）年10月1日現在、狛江市の一般世帯数は39,434世帯で、このうち65歳以上の親族（以下「高齢者」といいます。）のいる世帯は13,033世帯を数え、一般世帯の33.1%を占めています。

高齢者のいる一般世帯の内訳を見ると、高齢者夫婦のみの世帯数は3,779世帯、高齢単身世帯数は4,652世帯となっています。

狛江市の高齢者がいる一般世帯、高齢者夫婦世帯の割合は、東京都のそれを上回っています。高齢単身世帯の割合は全国、東京都とほぼ同率となっています。（表3-2）

表3-2 高齢者世帯数の推移

(単位:世帯、%)

	平成7 (1995)年	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27(2015)年		
					狛江市	東京都	全国
一般世帯数	33,189	35,722	37,787	39,144	39,434	6,690,934	53,331,797
65歳以上の親族のいる 一般世帯数	6,541 (19.7%)	8,305 (23.2%)	9,992 (26.4%)	11,764 (30.1%)	13,033 (33.1%)	2,064,215 (30.9%)	21,713,308 (40.7%)
高齢夫婦世帯数	1,943 (5.9%)	2,633 (7.4%)	3,178 (8.4%)	3,522 (9.0%)	3,779 (9.6%)	545,144 (8.1%)	6,079,126 (11.4%)
高齢単身世帯数	1,407 (9.9%)	2,096 (5.9%)	2,832 (7.5%)	3,941 (10.1%)	4,652 (11.8%)	739,511 (11.1%)	5,927,686 (11.1%)
その他の世帯数	3,191 (9.9%)	3,576 (10.0%)	3,982 (10.5%)	4,301 (11.0%)	4,602 (11.7%)	779,560 (11.7%)	9,706,496 (18.2%)

出典：平成27年国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 認知症高齢者

平成31（2019）年度末現在、狛江市の認知症高齢者数は、3,658人（自立を除く。）で、狛江市の高齢者人口の18.3%に当たります。（表3-3）

表3-3 認知症高齢者の日常生活自立度(第1号及び第2号被保険者、日常生活圏域別)

		平成31 (2019)年度	あいとぴあ エリア		こまえ苑 エリア		こまえ正吉苑 エリア	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合
自立		1,164	341	29.3%	493	42.4%	330	28.4%
I		944	286	30.3%	376	39.8%	282	29.9%
II	II a	492	151	30.7%	193	39.2%	148	30.1%
	II b	786	238	30.3%	292	37.2%	256	32.6%
III	III a	659	203	30.8%	256	38.8%	200	30.3%
	III b	197	67	34.0%	67	34.0%	63	32.0%
IV		503	152	30.2%	174	34.6%	177	35.2%
M		77	22	28.6%	23	29.9%	32	41.6%
計		4,822	1,460	30.3%	1,874	38.9%	1,488	30.9%

※平成31（2019）年度末現在の高齢者人口は19,943人

※出典：平成31（2019）年度末現在。非該当認定者数を含み、住所地特例者は含まない。

（参考）認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状、問題行動又は重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

(5) 65歳以上の身体障害者手帳所持者数

平成31（2019）年度末現在、狛江市の身体障害者手帳所持者数は65歳以上が70.3%を占めています。（表3-4）

表3-4 年齢別等級別 身体障害者手帳所持者数

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
0-17歳	0-2歳	3		1			1	5
	3-5歳	3	5	1	2	1	1	13
	6-12歳	6	3	6	1		1	17
	13-15歳	3	3	2	1	2	2	13
	16-17歳	2	1	4				7
18-64歳	18-19歳	2	1	1		1	2	7
	20-29歳	16	9	5	1	1		32
	30-39歳	18	12	12	13	4	4	63
	40-49歳	40	25	14	20	7	5	111
	50-59歳	73	42	21	38	16	11	201
	60-64歳	40	14	20	33	7	3	117
65歳以上	65-69歳	66	26	17	38	11	8	166
	70-74歳	82	30	47	61	13	9	242
	75歳以上	336	100	156	294	39	51	976
合計		690	271	307	502	102	98	1,970

※平成31（2019）年度末現在

※各級の身体障害者手帳保持者合計は、障がい児所持者数を含む所持者数

2 日常生活圏域の状況

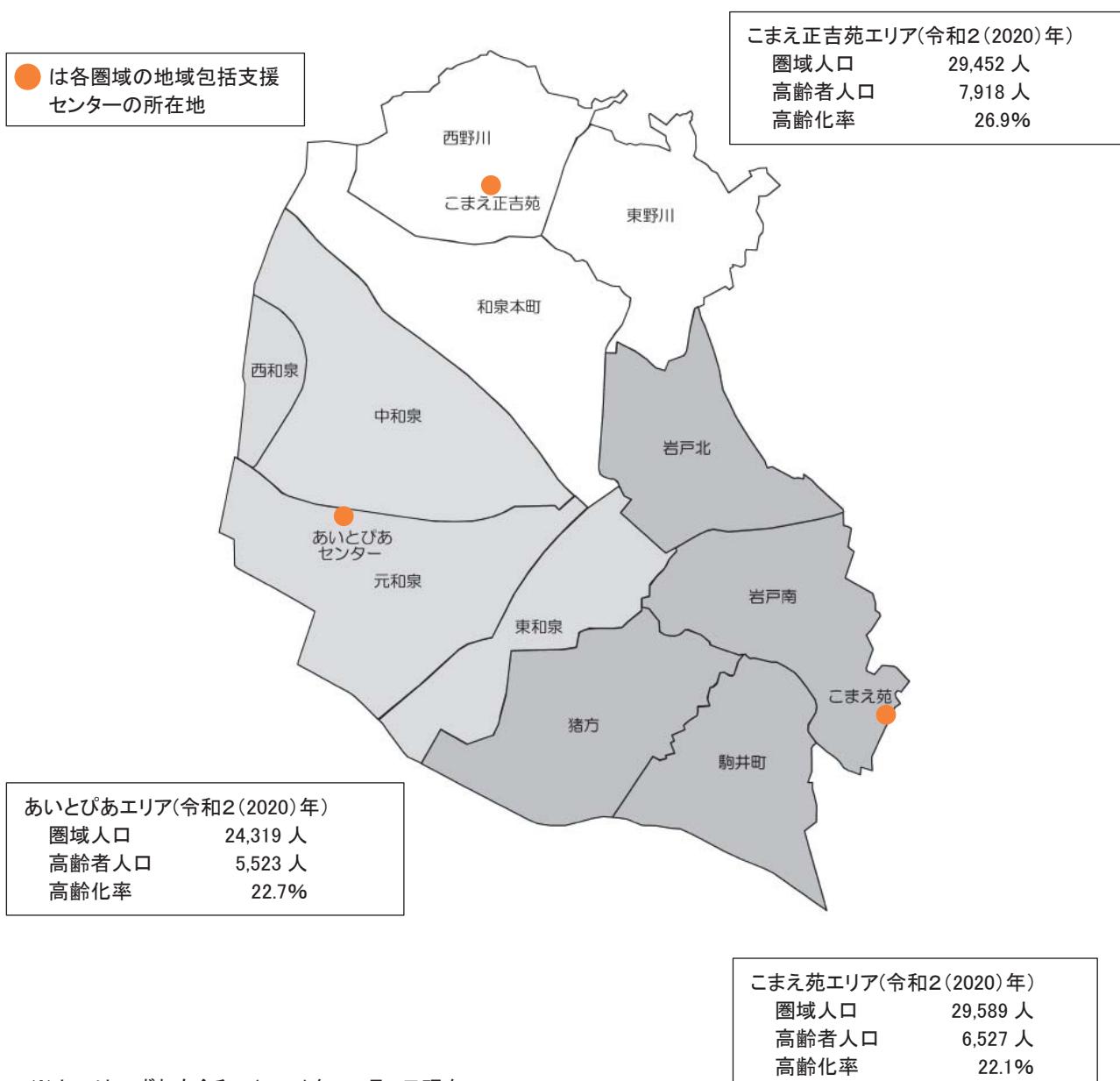
(1) 圏域の設定

狛江市では、日常生活圏域として、あいとぴあエリア、こまえ苑エリア、こまえ正吉苑エリアの3つを設定しています。(図3-3)

各圏域には地域包括支援センターが設置されており、身近な相談窓口としての機能を含めた総合相談支援事業や、要支援認定者への介護予防マネジメント等を一体的に実施しています。

あいとぴあエリア	…	中和泉・西和泉・元和泉・東和泉
こまえ苑エリア	…	猪方・駒井町・岩戸南・岩戸北
こまえ正吉苑エリア	…	和泉本町・東野川・西野川

図3-3 日常生活圏域

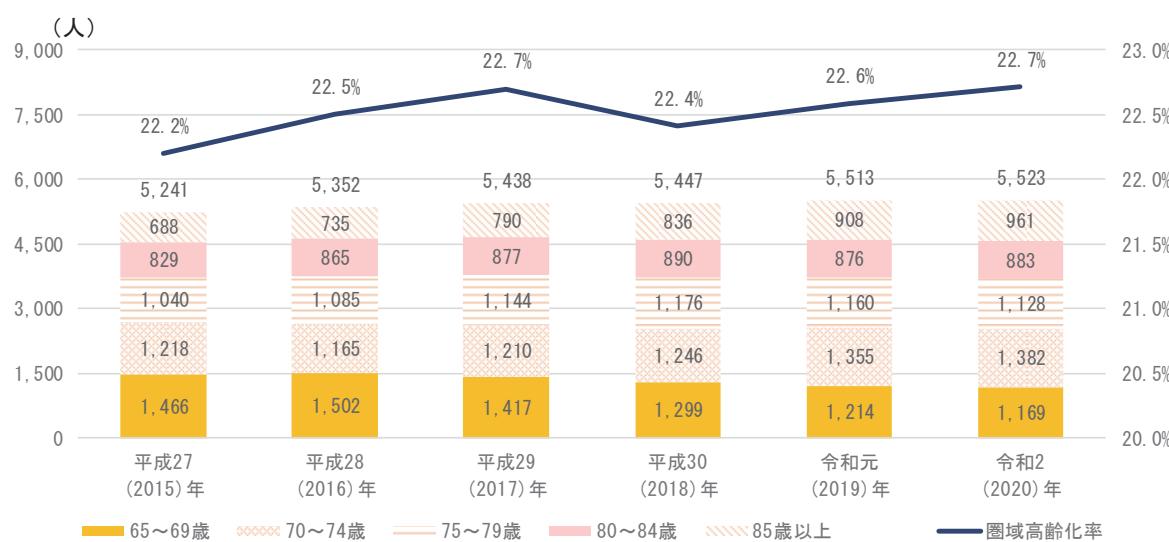


※人口はいずれも令和2(2020)年10月1日現在

(2) 圏域ごとの高齢者人口の推移

令和2（2020）年10月1日現在、日常生活圏域別高齢者人口は、あいとぴあエリアが5,523人となっています。なお、高齢化率は22.7%と若干上昇傾向です。年齢別では85歳以上の方が増加する反面、65～69歳は平成28（2016）年をピークに減少傾向となっています。（図3-4）

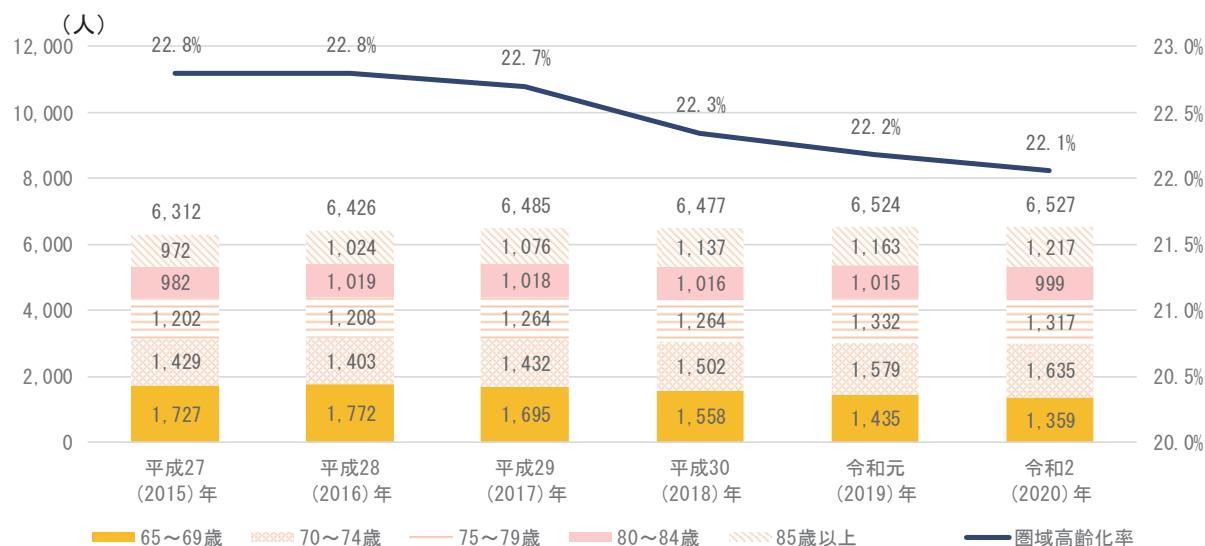
図3-4 「あいとぴあエリア」高齢者人口の推移



出典：住民基本台帳人口（各年10月1日）

こまえ苑エリアでは高齢者人口は6,527人となっています。なお、高齢化率は22.1%と若干低下傾向です。年齢別では85歳以上の方が増加する反面、65～69歳は平成28（2016）年をピークに減少傾向となっています。（図3-5）

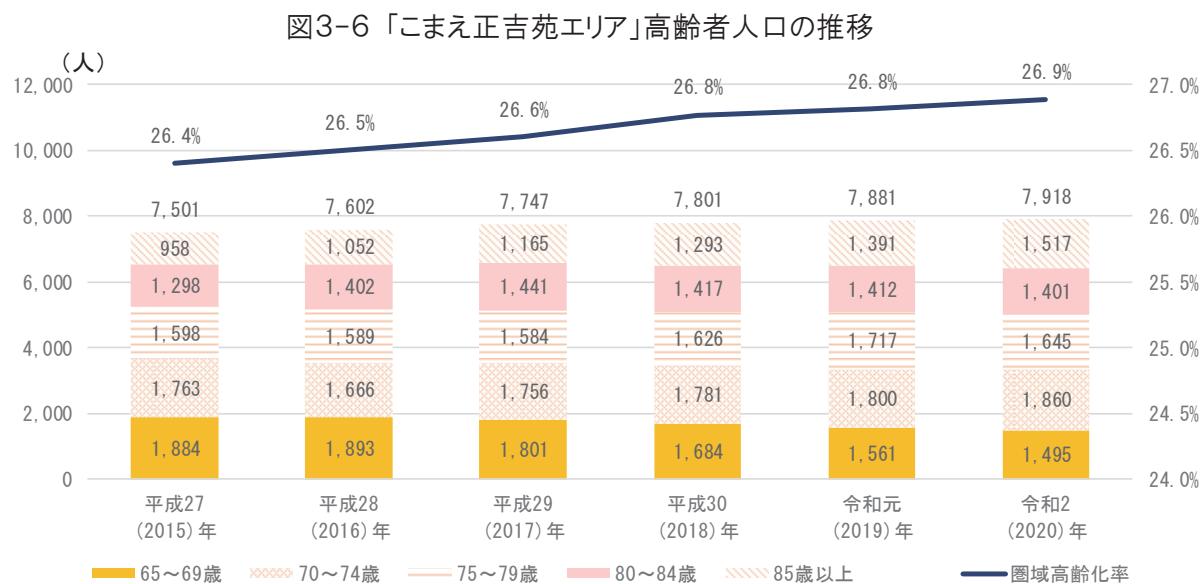
図3-5 「こまえ苑エリア」高齢者人口の推移



出典：住民基本台帳人口（各年10月1日）

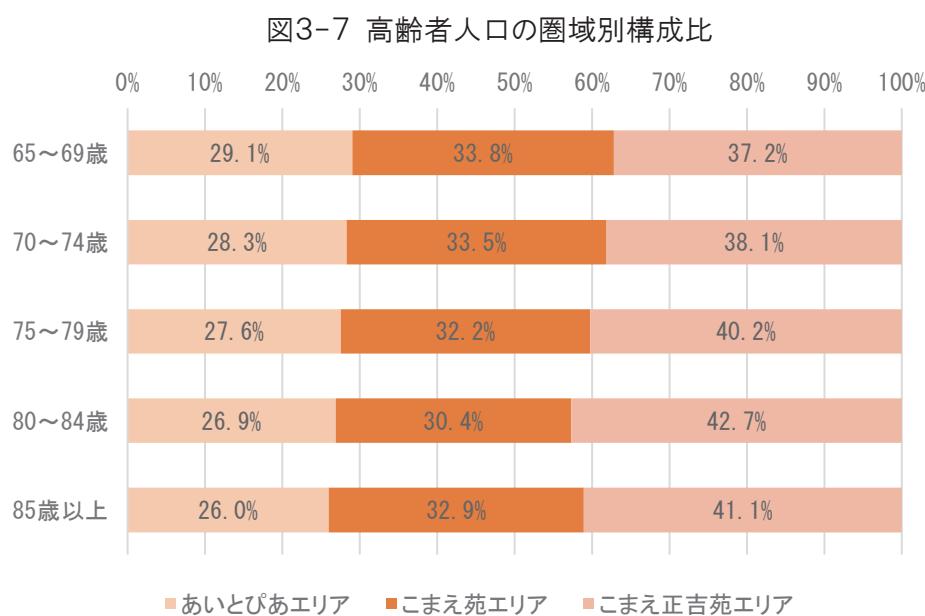
第1節 統計から見る現状

こまえ正吉苑エリアでは高齢者人口は7,918人となっています。なお、高齢化率は26.9%と若干上昇傾向です。年齢別では85歳以上の方が増加する反面、65～69歳は平成28（2016）年をピークに減少傾向となっています。（図3-6）



出典：住民基本台帳人口（各年 10月 1日）

高齢者人口の日常生活圏域別構成比は、いずれの年代でもこまえ正吉苑エリアの構成比が最も高く、特に後期高齢者の構成比は40%を超えます。（図3-7）



令和2（2020）年10月1日現在

第2節 市民意識調査結果に見る現状

市民意識調査では、高齢者保健福祉について、調査3で65歳以上の市民（要支援・要介護認定者を除く。）、調査4で65歳以上の要支援1・2及び総合事業対象者の市民900人を対象者として、「要介護状態になるリスクの発生状況」と「各種リスクに影響を与える日常生活や社会参加の状況」について把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を行いました。また、調査5で在宅で直近の認定調査を受けた方（更新申請・変更申請）及びその介護者599人を対象者として、介護保険事業計画の策定に向けて、介護、生活支援ニーズ、介護者の介護負担の状況を把握する「在宅介護実態調査」を実施しました。

1 生活について

日常生活全般で困っていることはありますか

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で、日常生活全般で困っていることが「ある」と回答した高齢者は40.5%です。（図3-8）

困りごとの内容で最も多かったものは「高所の掃除や荷物の積み下ろし等」が70.3%、次いで「力を要すること」が65.0%、「布団干し」が48.0%となっています。（図3-9）

図3-8 日常生活全般で困っていることはありますか（全体）

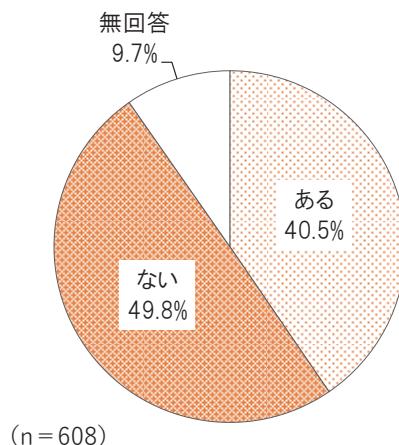
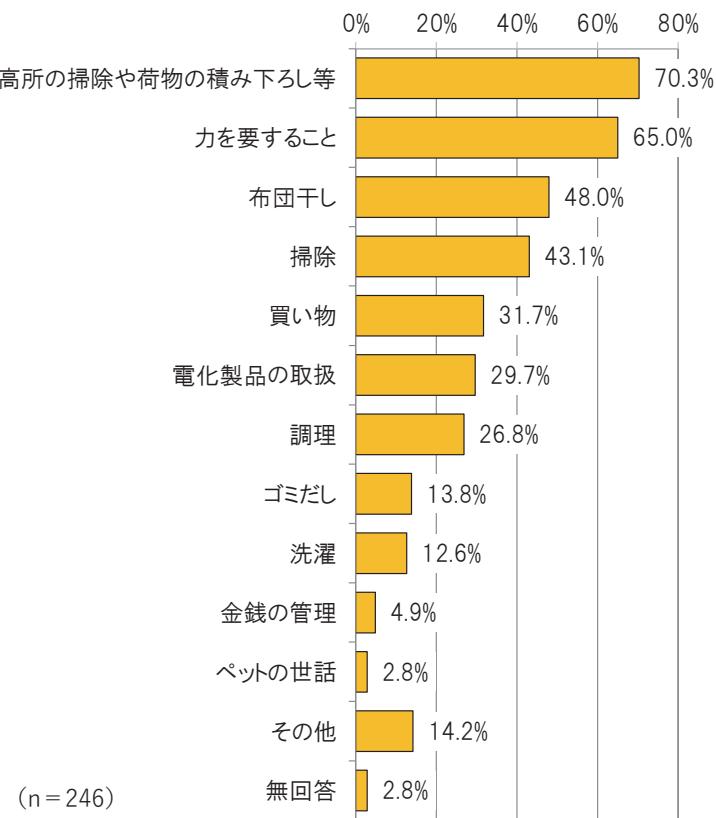


図3-9 あなたが困っていることは何ですか(全体:複数回答)

<日常生活全般で困っていることがある人>



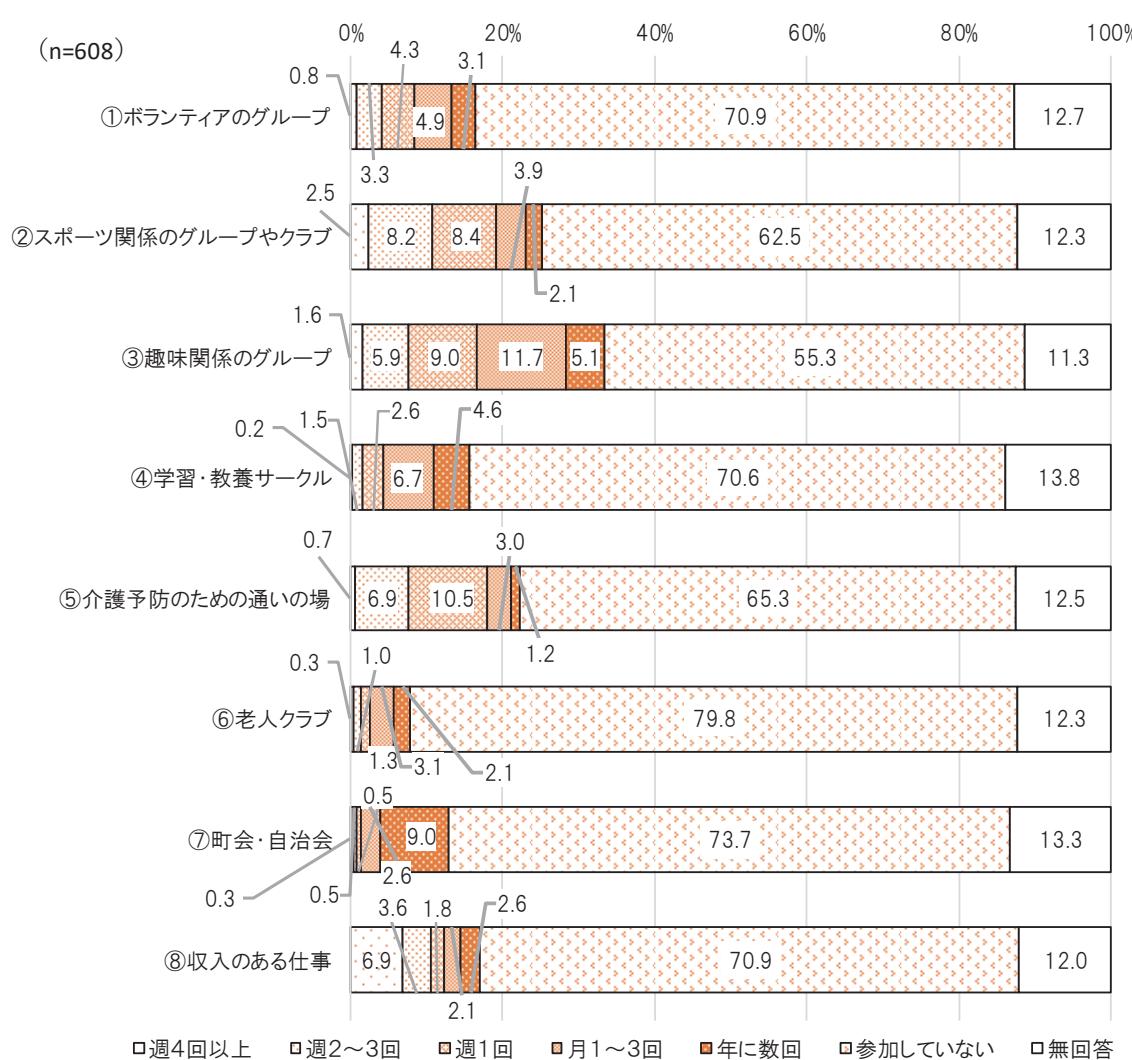
2 地域活動について

(1) 会やグループ等への参加頻度

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で会やグループ等への参加頻度を尋ねたところ、『参加している』(「週4回以上」、「週2～3回」、「週1回」、「月1～3回」及び「年に数回」の合計)が最も多いのは「趣味関係のグループ」で33.3%であり、頻度は「月1～3回」が11.7%と最も多くなっています。

また、「収入のある仕事」をしている人のうち、「週4回以上」は6.9%にとどまっています。(図3-10)

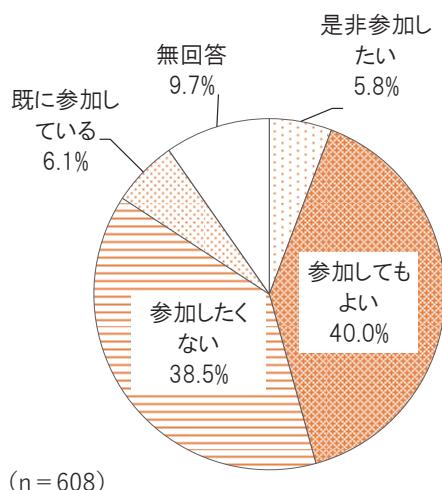
図3-10 会・グループ等への参加頻度(全体)



(2) 地域づくりの活動に参加者として参加してみたいと思いますか

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で地域づくり活動に参加者として参加してみたいか尋ねたところ、「参加してもよい」が40.0%で最も多く、次いで「参加したくない」が38.5%、「既に参加している」が6.1%となっています。「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせると45.8%となります。(図3-11)

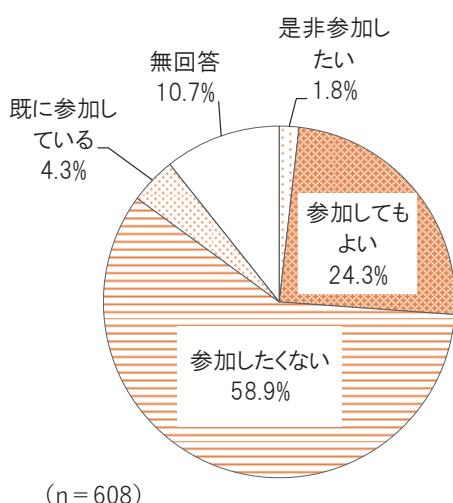
図3-11 地域づくりの活動に参加者として参加してみたいと思いますか(全体)



(3) 地域づくりにお世話役として参加してみたいと思いますか

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で地域づくり活動にお世話役として参加してみたいか尋ねたところ、「参加したくない」が58.9%で最も多く、次いで「参加してもよい」が24.3%、「既に参加している」が4.3%となっています。「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせると26.1%となります。(図3-12)

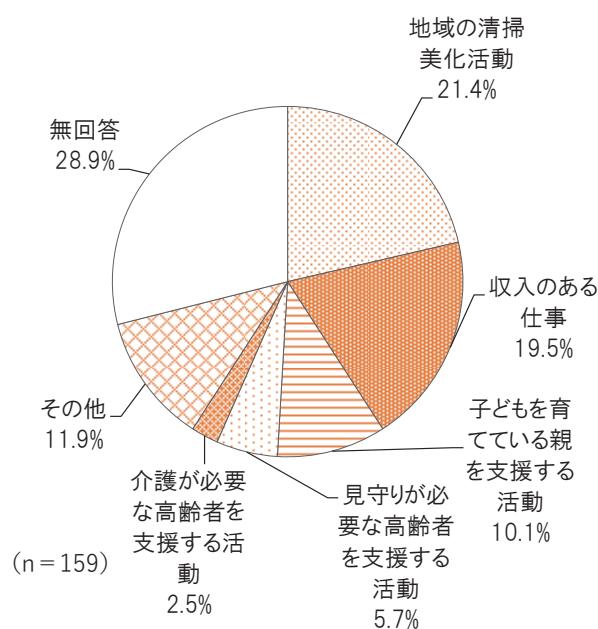
図3-12 地域づくりの活動にお世話役として参加してみたいか(全体)



(4)今後取り組んでいきたい社会活動や仕事

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で地域活動のお世話役として参加意向がある方に、今後取り組んでいきたい社会活動や仕事を尋ねたところ、「地域の清掃美化活動」が21.4%で最も多く、次いで「収入のある仕事」が19.5%、「子どもを育てている親を支援する活動」が10.1%となっています。(図3-13)

図3-13 今後取り組んでいきたい社会活動や仕事(全体)
<地域活動の世話役として参加意向がある人>

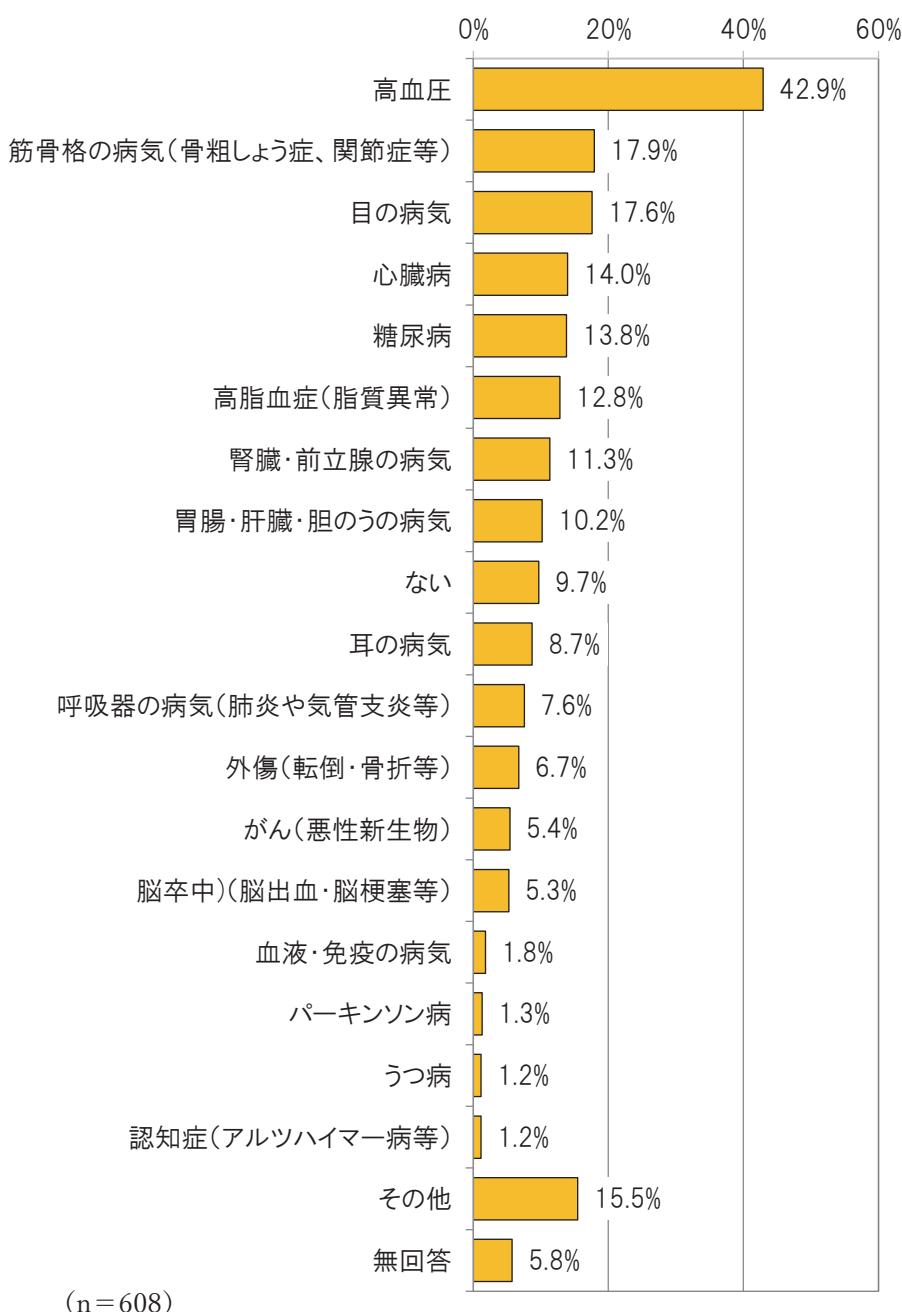


3 健康・介護予防について

(1) 現在治療中又は後遺症のある病気

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で現在治療中又は後遺症のある病気について尋ねたところ、「高血圧」が42.9%で最も多く、続く「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」が17.9%、「目の病気」が17.6%となっています。「ない」は9.7%となっています。（図3-14）

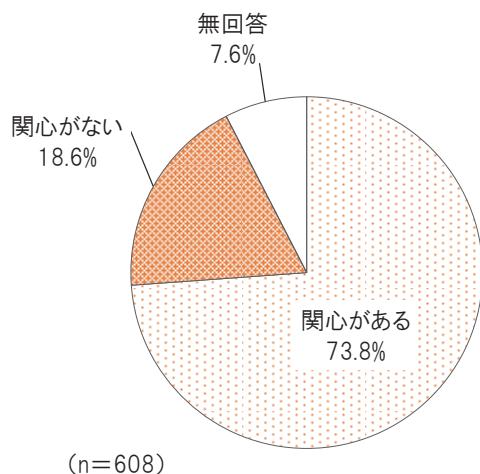
図3-14 現在治療中又は後遺症のある病気(全体:複数回答)



(2) 介護予防についての関心

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で介護予防についての関心の有無を尋ねたところ、「関心がある」が73.8%となっています。(図3-15)

図3-15 介護予防についての関心(全体)

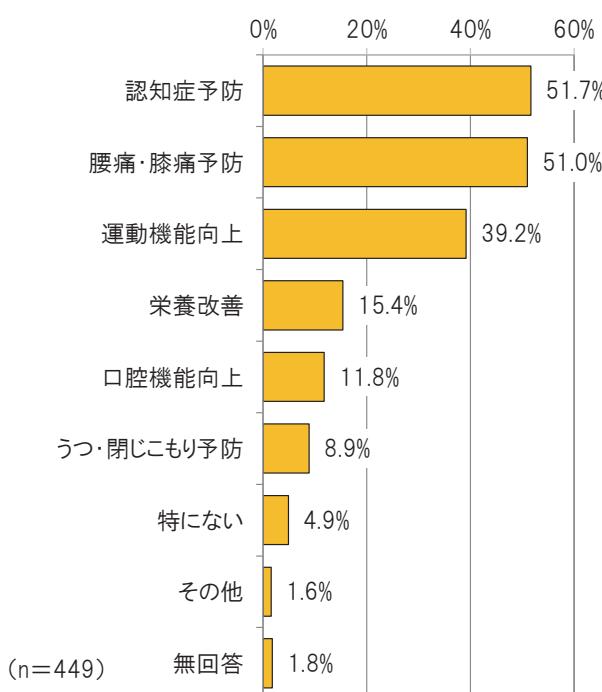


(3) 介護予防について関心があること

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で介護予防に関心があると回答した方に、関心がある内容を尋ねたところ、「認知症予防」が51.7%で最も多く、次いで「腰痛・膝痛予防」が51.0%、「運動機能向上」が39.2%となっています。(図3-16)

図3-16 介護予防について関心があること(全体:複数回答)

<介護予防に関心がある人>



4 要介護認定のリスク・生活支援について

(1)要介護認定のリスク

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査をもとに要介護認定のリスク分析を行いました。

65～69歳で見ると、要介護認定リスク該当者として「うつ傾向リスク」、「認知機能の低下リスク」の該当者の割合が高くなっています。(表3-5)

○ 運動器機能低下リスクの該当者

- ・運動器機能について尋ねた設問5問中、3問以上該当の方

○ 栄養改善リスクの該当者

- ・身長と体重を尋ねた設問で BMI(体重 ÷ (身長 × 身長)) の値が 18.5 未満(低体重)の方

○ 咀しゃく機能リスクの該当者

- ・食べる事に関する設問3問中、2間に該当した方

○ 閉じこもり傾向リスクの該当者

- ・外出の頻度を尋ねた設問で「ほとんどない」又は「週1回」と回答の方

○ 認知機能の低下リスクの該当者

- ・物忘れについて尋ねた設問で「はい(該当)」と回答の方

○ うつ傾向リスクの該当者

- ・うつ傾向を尋ねた設問2問中、いずれかで「はい(該当)」と回答の方

○ IADL²⁴リスクの該当者

- ・日常生活の動向を尋ねた設問に該当した方

○ 転倒リスクの該当者

- ・過去1年間の転倒の経験について尋ねた設問で「何度もある」又は「1度ある」と回答の方

表3-5 要介護認定リスク該当者の割合

(市全体、年齢別)

(%)

	運動器機能 リスク	栄養改善 リスク	咀しゃく 機能リスク	閉じこもり リスク	認知症 リスク	うつ リスク	IADL リスク	転倒 リスク
65～69歳	3.9	4.6	9.8	5.9	23.5	24.8	2.0	12.4
70～74歳	8.9	5.9	20.0	8.2	20.8	30.5	1.5	17.8
75～79歳	27.4	4.3	39.3	17.9	48.7	54.7	8.6	39.3
80～84歳	61.3	14.8	56.0	26.4	64.4	78.2	7.4	54.9
85～89歳	100.0	24.5	100.0	52.8	100.0	100.0	20.7	99.9
90歳以上	100.0	33.3	100.0	100.0	100.0	100.0	77.7	100.0

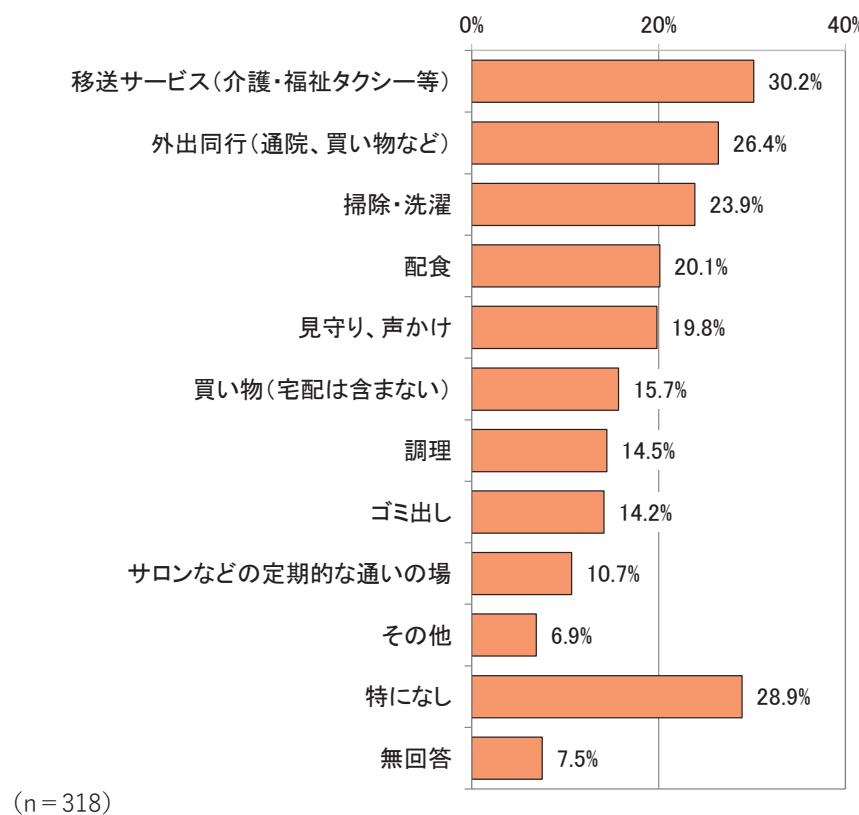
²⁴ IADL とは、Instrumental Activities of Daily Living の略称で、「手段的日常生活動作」と訳される。電話の使い方、買い物、家事、移動、外出、服薬の管理、金銭の管理など、日常生活動作 (ADL : activity of daily living) では捉えられない高次の生活機能の水準を測定するものをいう。在宅生活の可能性を検討する場合は、ADL の評価だけでは不十分であり、IADL が重要な指標になるものとされている。

(2) 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

在宅介護実態調査において、今後の在宅生活に必要と感じる支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が30.2%と最も多く、次いで「外出同行（通院・買い物など）」が26.4%の順となっています。（図3-17）

図3-17 今後の在宅生活に必要と感じる支援・サービス（全体：複数回答）

＜要介護者＞

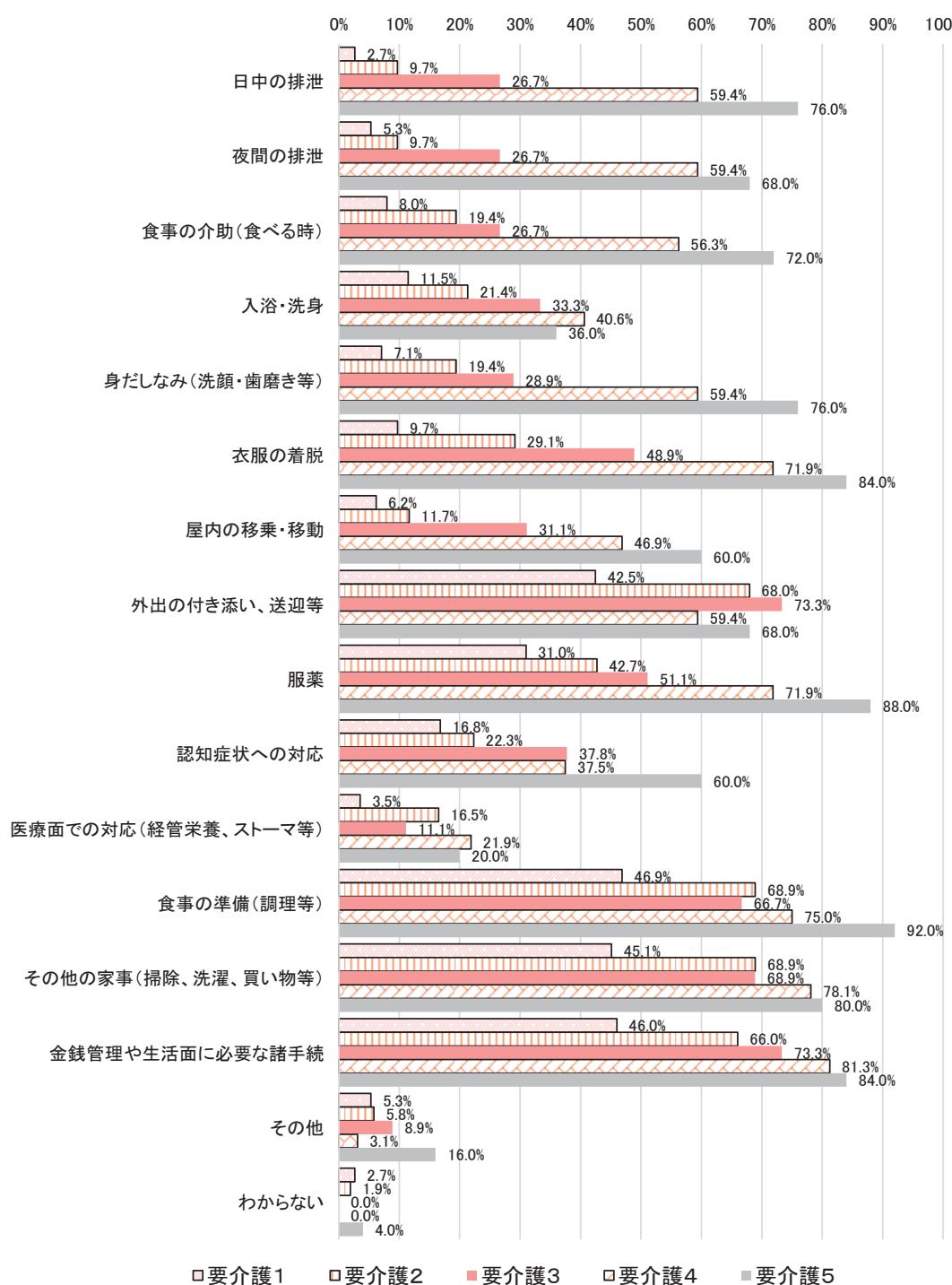


5 在宅介護について

(1) 主な介護者が行っている介護等

在宅介護実態調査から主な介護者が週に1回以上介護がある方に行っている介護等について、要介護度別に見ると、介護度が上がるにつれて主な介護者が行う介護等の割合が高くなる傾向があります。特に要介護5では、「食事の準備（調理等）」が92.0%、「服薬」が88.0%、「衣服の着脱」と「金銭管理や生活面に必要な諸手続」が84.0%と高い割合となっています。（図3-18）

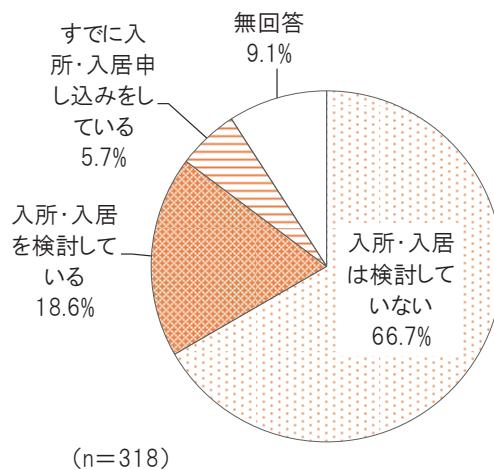
図3-18 主な介護者が行っている介護等（要介護度別：複数回答）



(2) 施設への入所・入居の検討状況

在宅介護実態調査で施設への入所・入居の検討状況について尋ねたところ、「入所・入居は検討していない」が66.7%と最も多く、次いで「入所・入居を検討している」が18.6%、「すでに入所・入居申込みをしている」が5.7%となっています。(図3-19)

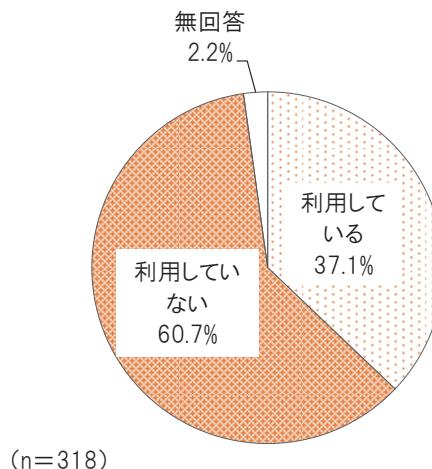
図3-19 施設への入所・入居の検討状況(全体)



(3) 訪問診療の利用

在宅介護実態調査で訪問診療の利用について尋ねたところ、「利用していない」が60.7%と最も多く、「利用している」は37.1%となっています。(図3-20)

図3-20 訪問診療の利用(要介護度別)

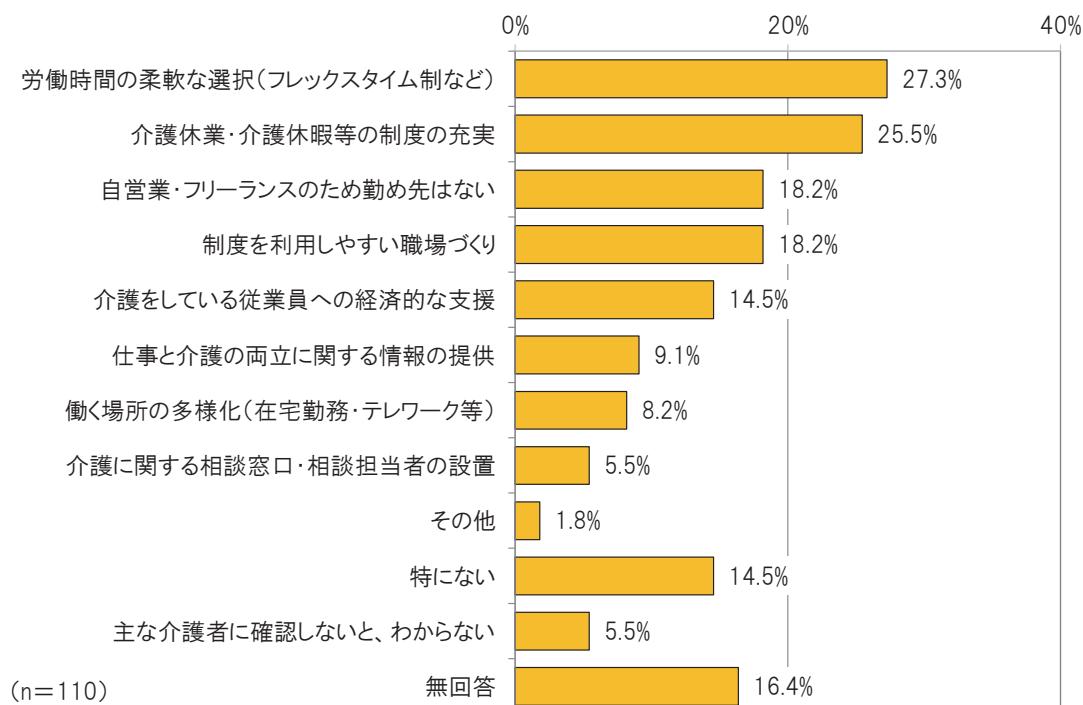


6 介護者支援について

在宅介護実態調査でフルタイム又はパートタイムで働いている主な介護者の方が勤め先で受けられるとよい支援について尋ねたところ、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」が27.3%で最も多く、次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が25.5%で続いています。「特ない」は14.5%となっています。（図3-21）

図3-21 主な介護者の方が勤め先で受けられるとよい支援
(全体:複数回答)

<主な介護者がフルタイム又はパートタイムで就労している人>



7 福祉のまちづくりについて

災害や火災などの緊急時における避難

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で災害や火災などの緊急時に1人で避難することができますかについて尋ねたところ、自立・要支援の場合「1人で判断し、避難できる」が56.7%で最も多く、次いで「1人で判断できるが、避難はできない」が28.6%、「1人では判断できないし、避難もできない」が9.4%となっています。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、要介護の場合「1人では判断できないし、避難もできない」が50.3%と最も多く、次いで「1人で判断できるが、避難はできない」が35.2%となっています。(図3-22)

図3-22 災害や火災などの緊急時に1人で避難することができますか(全体)

